

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令

目次

第一章の二登録衛生工学衛生管理者講習機関

(第一条の二―第一条の二の二の
十五)

第一章の三登録安全衛生推進者等養成講習機
関（第一条の二の二の十六―第一
条の二の十五）

第一章の四 指定産業医研修機関（第一条の二の十六―第一条の二の三十）

第一章の五 指定産業医実習機関（第一条の二

の三十一―第一条の二の四十四)
第一章の六登録適合性証明機関(第一条の二の四十四の二―第一条の二の四十四の二)

第一章の七登録個人ばく露測定講習機関（第
四の十六）
一条の二の四十四の十七—第一条

第一章の八
登録製造時等検査機関（第一条の
二の四十五―第一条の十一）

第一章の九 指定外国検査機関（第一条の十二）
——第一条の二十五）
第二章 登録性能検査機関（第二条—第十条の三）

第三章 登録個別検定機関（第十一条—第十九条の二）

第三章の三
登録型式検定機関（第十九条の三）
第十九条の十二
検査業者（第十九条の十三―第二十
条の二十四）

第三章の三の二登録検査業者検査員研修機関
(第十九条の二十四の二―第
十九条の二十四の二―十五)

第三章の三の三登録校正機関（第十九条の二十四の二の十六―第十九条の二十四の十六）

第二章の二
第三章の三
第四章の一

第三の四
登錄發破
実技講習
機關（第
九條の二
十四の七
十七―第
十九條の
二十四の
三十一）

（第十九条の二十四の三十二）
第十九条の二十四の四十

第三章の四 指定試験機関（第十九条の二十五
―第十九条の三十八）

第四章 登録教習機関（第二十条―第二十五条の三）

第四章の二 指定保存交付機関（第二十五条の

三の二―第二十五条の三の十六）
 第四章の三
 登録コンサルタント講習機関（第
 二十五条の四―第二十五条の十

第四章の四指定筆記試験免除講習機関（第二十五条の二十一―第二十五条の三十）

第二章
第五節
第五章
指定コンサルタント試験機関（第二十六條―第三十八條）

第六章 指定登録機関（第三十九条―第五十二
条）

第七章 登録計画作成参画者研修機関（第五十
三条―第六十二条）

第三章 第六十七條

第八章 指定勞働災害防止業務従事者講習機関

(第六十八條—第八十一條)

第十章 指定記録保存機関（第九十六条―第一百八十二条―第九十五条）

第十一章 指定除染等業務記録保存機関（第一百十條—第一百二十三條）

語)

第一条 この省令において使用する用語は、労働安全衛生法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

録)

第一条の二 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。）別表第四衛生工学衛生管理者免許の項第一号の

登録（以下この章において単に「登録」という。）は、同号の衛生工学者衛生管理者講習（以下この章において単に「衛生工学者衛生管理者講習」という。）を行おうとする者の申請により行う。

学衛生管理者講習機関登録申請書（様式第一号）に次の書類を添えて、当該者が衛生工学衛

生管理者講習を行おうとする場所を管轄する都道府県労働局長（以下この章において「所轄都道府県労働局長」という。）に提出しなければならない。

- 一 申請者が法人である場合は、その定款又は
- 二 申請者が個人である場合は、その住民票の

三 申請者が次条各号の規定に該当しないことを説明した書面

四 次の事項を記載した書面
イ 申請者が法人である場合は、その役員の
氏名及び略歴

ハ 衛生工学衛生管理者講習の講師の氏名、
各歴及び担当する衛生工学衛生管理者講習

以上の業務を行っているときは、その業務以外の業務を行っていないとき、その業務

の講習科目

二 申請者が衛生工学衛生管理者講習の業務

の種類及び概要

ホ イからニまでに掲げるもののほか、第一
条の二の二第二項各号の要件に適合し

第一条の二の二 次の各号のいずれかに該当する

者は、登録を受けることができない。
一 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わ

り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 第一条の二の十一の規定により登録を

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち
取り消され、その取消しの日から起算して二
年を経過しない者

に前三号のいずれかに該当する者があるもの
(登録基準)
第一条の二の二 都道府県労働局長は、第一

条の二の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

衛生工学衛生管理者講習が次に掲げる講習科目について、厚生労働大臣が定めるところにより行われるものであること。

イ 労働基準法 ロ 法及び法に基づく命令 ハ 労働衛生工学に関する知識 ニ 職業性疾病の管理に関する知識 ホ 労働生理に関する知識 一 衛生工学衛生管理者講習の講師が、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。	講習科目	条件
労働基準法 労働衛生工学に関する知識 職業性疾病の管理に関する知識 労働生理に関する知識 衛生工学衛生管理者講習の講師が、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。	労働基準法 労働衛生工学に関する知識 職業性疾病の管理に関する知識 労働生理に関する知識 衛生工学衛生管理者講習の講師が、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。	条件
労働基準法 労働衛生工学に関する知識 職業性疾病の管理に関する知識 労働生理に関する知識 衛生工学衛生管理者講習の講師が、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。	労働基準法 労働衛生工学に関する知識 職業性疾病の管理に関する知識 労働生理に関する知識 衛生工学衛生管理者講習の講師が、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。	条件

職 業 性 疾 病 の 管 理 に 関 す る 知 識	識 知
一 学校教育法による大学又は旧専門学校令による専門学校において医学に関する学科を修めて卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を修めた者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。以下この号において同じ。）で、その後二年以上労働衛生に関する実務又は研究に従事した経験を有するもの 二 前号に掲げる者と同等以上の能力を有する者と認められる者	の学力を有すると認められる者又は当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。で、その後二年以上労働衛生に関する実務又は研究に従事した経験を有するもの 二 前号に掲げる者と同等以上の能力を有する者と認められる者

三 衛生工学衛生管理者講習の業務を管理する者が置かれていること。
登録は、登録衛生工学衛生管理者講習機関登録簿に次の事項を記載してするものとする。
一 登録年月日及び登録番号
二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
三 事務所の名称及び所在地
（登録の更新）
第一条の二の三 登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
二 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（実施義務）
第一章 登録を受けた者（以下この章において「登録衛生工学衛生管理者講習機関」という。）

- 「関」という。は、正当な理由がある場合を除き、毎事業年度、次の事項を記載した衛生工学衛生管理者講習の実施に関する計画を作成し、これに従って公正に衛生工学衛生管理者講習を行わなければならない。
- 一 衛生工学衛生管理者講習の実施時期、実施場所、講習科目、時間及び受講定員に関する事項
- 二 衛生工学衛生管理者講習の講師の氏名
- 2 登録衛生工学衛生管理者講習機関は、毎事業年度開始前に（登録を受けた日の属する事業年度にあつては、その登録を受けた後遅滞なく）実施計画届出書（様式第一号の二）に前項の規定により作成した計画を添えて、所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。
- 3 登録衛生工学衛生管理者講習機関は、前項後段の規定により變更の届出をしようとするときは、実施計画變更届出書（様式第一号の三）を所轄都道府県労働局長に届け出なければならないといふ。
- 4 登録衛生工学衛生管理者講習機関は、衛生工学衛生管理者講習を修了した者に対し、遅滞なく、修了の事実を証する証明書（以下「修了証」という。）を交付しなければならない。
- 5 登録衛生工学衛生管理者講習機関は、毎事業年度経過後一月以内に、その事業年度に実施した衛生工学衛生管理者講習の結果について、衛生工学衛生管理者講習実施結果報告書（様式第一号の四）を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。
- （變更の届出）
- 第一条の二の五 登録衛生工学衛生管理者講習機関は、第一条の二の二第二項第二号又又は第三号の事項を變更しようとするときは、變更しようとする日の二週間前までに、登録衛生工学衛生管理者講習機関登録事項變更届出書（様式第一号の五）を所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。
- （業務規程）
- 第一条の二の六 登録衛生工学衛生管理者講習機関は、衛生工学衛生管理者講習の業務を開始の日二週間前までに、次の事項を記載した衛生工学衛生管理者講習の業務に関する規程を定め、業務規程届出書（様式第二号）に当該規程を添えて、所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

- 一 衛生工学衛生管理者講習の実施方法
 - 二 衛生工学衛生管理者講習に関する料金
前号の料金の収納の方法に関する事項
 - 三 衛生工学衛生管理者講習の講師の選任及び解任に関する事項
 - 四 衛生工学衛生管理者講習の講習科目及び時間に関する事項
 - 五 衛生工学衛生管理者講習の修了証の発行に関する事項
 - 六 衛生工学衛生管理者講習の実施に関する事項
 - 七 衛生工学衛生管理者講習の業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
 - 八 衛生工学衛生管理者講習の実施に関する計画に関する事項
 - 九 第一条の二の八第二項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項
 - 十 前各号に掲げるもののほか、衛生工学衛生管理者講習の業務に関し必要な事項
- 登録衛生工学衛生管理者講習機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするときは、業務規程変更届出書（様式第三号）を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。
- （業務の休廃止）
- 第一条の二の七 登録衛生工学衛生管理者講習機関は、衛生工学衛生管理者講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、衛生工学衛生管理者講習業務休廃止届出書（様式第四号）を所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。
- （財務諸表等の備付け及び閲覧等）
- 第一条の二の八 登録衛生工学衛生管理者講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。
 - 二 衛生工学衛生管理者講習を受けようとする者その他の利害関係人は、登録衛生工学衛生管理者講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録衛生工学衛生管理者講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次のいずれかのもにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
- イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線と接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が発信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- (適合命令)
- 第一条の二の二の九 都道府県労働局長は、登録衛生工学衛生管理者講習機関が第一条の二の二の第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録衛生工学衛生管理者講習機関に対し、これらの規定に適合するため講習機関に對し、必要な措置を採るべきことを命ずることができる。
- (改善命令)
- 第一条の二の二の十 都道府県労働局長は、登録衛生工学衛生管理者講習機関が第一条の二の二の四第一項の規定に違反していると認めるときは、その登録衛生工学衛生管理者講習機関に對し、衛生工学衛生管理者講習を行うべきこと又又は衛生工学衛生管理者講習の実施方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置を採るべきことを命ずることができる。
- (登録の取消し等)
- 第一条の二の二の十一 都道府県労働局長は、登録衛生工学衛生管理者講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて衛生工学衛生管理者講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 第一条の二の十二の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの（登録基準）

第一条の二の三

都道府県労働局長は、第一条の二の二の十六の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 安全衛生推進者等養成講習が次に掲げる講習科目について、厚生労働大臣が定めるところにより行われるものであること。

イ 安全衛生推進者養成講習にあつては、次のとおりであること。

(1) 安全管理

(2) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等

(3) 作業環境管理及び作業管理

(4) 健康の保持増進対策

(5) 安全衛生教育

(6) 安全衛生関係法令

ロ 衛生推進者養成講習にあつては、次のとおりであること。

(1) 作業環境管理及び作業管理（危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等を含む。）

(2) 健康の保持増進対策

(3) 労働衛生教育

(4) 労働衛生関係法令

二 安全衛生推進者等養成講習の講師が、次のとおりであること。

イ 安全衛生推進者養成講習にあつては、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

講習科目

条件

安全管理 一 労働安全コンサルタント試験に合格した者

危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置について知識経験を有する者

三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

の結び

果に基づき講ずる措置等

作業環境管理及び作業管理

健康の保持増進対策

安全衛生教育

安全衛生関係法令

衛生推進者養成講習にあつては、次のとおりであること。

(1) 作業環境管理及び作業管理（危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等を含む。）

(2) 健康の保持増進対策

(3) 労働衛生教育

(4) 労働衛生関係法令

二 安全衛生推進者等養成講習の講師が、次のとおりであること。

イ 安全衛生推進者養成講習にあつては、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

講習科目

条件

安全管理 一 労働安全コンサルタント試験に合格した者

二 労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第百十八号）第十二条第一項に規定する安全管理士（以下この号において単に「安全管理士」という。）の資格を有する者

三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

の結び

果に基づき講ずる措置等

作業環境管理及び作業管理

健康の保持増進対策

安全衛生教育

安全衛生関係法令

衛生推進者養成講習にあつては、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

(1) 作業環境管理及び作業管理（危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等を含む。）

(2) 健康の保持増進対策

(3) 労働衛生教育

(4) 労働衛生関係法令

二 安全衛生推進者等養成講習の講師が、次のとおりであること。

イ 安全衛生推進者養成講習にあつては、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

講習科目

条件

安全管理 一 労働安全コンサルタント試験に合格した者

五 前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

一 労働安全コンサルタント試験に合格した者

二 労働衛生コンサルタント試験に合格した者

三 安全管理士の資格を有する者

四 衛生管理士の資格を有する者

五 前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

の結び

果に基づき講ずる措置等

作業環境管理及び作業管理

健康の保持増進対策

安全衛生教育

安全衛生関係法令

衛生推進者養成講習にあつては、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

(1) 作業環境管理及び作業管理（危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等を含む。）

(2) 健康の保持増進対策

(3) 労働衛生教育

(4) 労働衛生関係法令

二 安全衛生推進者等養成講習の講師が、次のとおりであること。

イ 安全衛生推進者養成講習にあつては、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

講習科目

条件

安全管理 一 労働安全コンサルタント試験に合格した者

労働衛生関係法令

の結び

果に基づき講ずる措置等

作業環境管理及び作業管理

健康の保持増進対策

安全衛生教育

安全衛生関係法令

衛生推進者養成講習にあつては、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

(1) 作業環境管理及び作業管理（危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等を含む。）

(2) 健康の保持増進対策

(3) 労働衛生教育

(4) 労働衛生関係法令

二 安全衛生推進者等養成講習の講師が、次のとおりであること。

イ 安全衛生推進者養成講習にあつては、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

講習科目

条件

安全管理 一 労働安全コンサルタント試験に合格した者

- を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。
- 4 登録安全衛生推進者等養成講習機関は、安全衛生推進者等養成講習を修了した者に対し、遅滞なく、修了証を交付しなければならない。
- 5 登録安全衛生推進者等養成講習機関は、毎事業年度経過後一月以内に、その事業年度に実施した安全衛生推進者等養成講習の結果について、安全衛生推進者等養成講習実施結果報告書（様式第一号の四）を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。
- （変更の届出）
- 第一条の二の六 登録安全衛生推進者等養成講習機関は、第一条の二の三第二項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、登録安全衛生推進者等養成講習機関登録事項変更届出書（様式第一号の五）を所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。
- （業務規程）
- 第一条の二の七 登録安全衛生推進者等養成講習機関は、安全衛生推進者等養成講習の業務の開始の日（二週間前までに、次の事項を記載した安全衛生推進者等養成講習の業務に関する規程を定め、業務規程届出書（様式第二号）に当該規程を添えて、所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 一 安全衛生推進者等養成講習の実施方法
- 二 安全衛生推進者等養成講習に関する料金
- 三 前号の料金の収納の方法に関する事項
- 四 安全衛生推進者等養成講習の講師の選任及び解任に関する事項
- 五 安全衛生推進者等養成講習の講習科目及び時間に関する事項
- 六 安全衛生推進者等養成講習の修了証の発行に関する事項
- 七 安全衛生推進者等養成講習の業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
- 八 安全衛生推進者等養成講習の実施に関する計画に関する事項
- 九 第一条の二の九第二項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、安全衛生推進者等養成講習の業務に関し必要な事項
- 2 登録安全衛生推進者等養成講習機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするとき

- きは、業務規程変更届出書（様式第三号）を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。
- （業務の休廃止）
- 第一条の二の八 登録安全衛生推進者等養成講習機関は、安全衛生推進者等養成講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、安全衛生推進者等養成講習業務休廃止届出書（様式第四号）を所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。
- （財務諸表等の備付け及び閲覧等）
- 第一条の二の九 登録安全衛生推進者等養成講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。
- 2 安全衛生推進者等養成講習を受けようとする者その他の利害関係人は、登録安全衛生推進者等養成講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録安全衛生推進者等養成講習機関の定めた費用を支払わなければならない。
- 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次のいずれかのものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
- イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報を送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくこと

- ができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- （適合命令）
- 第一条の二の十 都道府県労働局長は、登録安全衛生推進者等養成講習機関が第一条の二の第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録安全衛生推進者等養成講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を採るべきことを命ずることができる。（改善命令）
- 第一条の二の十一 都道府県労働局長は、登録安全衛生推進者等養成講習機関が第一条の二の五第一項の規定に違反していると認めるときは、その登録安全衛生推進者等養成講習機関に対し、安全衛生推進者等養成講習を行うべきこと又は安全衛生推進者等養成講習の実施方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置を採るべきことを命ずることができる。（登録の取消し等）
- 第一条の二の十二 都道府県労働局長は、登録安全衛生推進者等養成講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて安全衛生推進者等養成講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 一 第一条の二の二の十七第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第一条の二の五から第一条の二の八までは第一条の二の九第一項又は次条第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第一条の二の九第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 前二条の規定による命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により登録を受けたとき。（帳簿）
- 第一条の二の十三 登録安全衛生推進者等養成講習機関は、安全衛生推進者等養成講習を行ったときは、安全衛生推進者等養成講習の修了者の氏名、生年月日、修了年月日及び修了証の番号を記載した帳簿を備え、安全衛生推進者等養成講習の業務の廃止（登録の取消し及び登録の失効を含む。）に至るまで保存しなければならない。
- 2 登録安全衛生推進者等養成講習機関は、安全衛生推進者等養成講習を行ったときは、次の事項を記載した帳簿を備え、これを記載の日から五年間保存しなければならない。

- 一 第一条の二の二の十六第一項の区分
- 二 安全衛生推進者等養成講習の講習科目及び時間
- 三 安全衛生推進者等養成講習を行った年月日
- 四 安全衛生推進者等養成講習の講師の氏名及びその者の資格に関する事項
- 五 安全衛生推進者等養成講習の結果
- 六 その他安全衛生推進者等養成講習に関し必要な事項
- 3 登録安全衛生推進者等養成講習機関は、安全衛生推進者等養成講習の業務の廃止をした場合（登録を取り消された場合及び登録がその効力を失つた場合を含む。）には、第一項の帳簿を所轄都道府県労働局長に引き渡さなければならない。
- （報告の徴収）
- 第一条の二の十四 都道府県労働局長は、安全衛生推進者等養成講習の実施のため必要限度において、登録安全衛生推進者等養成講習機関に対し、安全衛生推進者等養成講習事務又は経理の状況に関し報告させることができる。（公示）
- 第一条の二の十五 都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載しなければならない。
- | 登録をしたとき | 登録安全衛生推進者等養成講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 | 二 安全衛生推進者等養成講習の業務を行う事務所の名称及び所在地 | 三 行うことができる安全衛生推進者等養成講習 | 四 登録した年月日 |
|------------|--|---------------------------------|------------------------|--------------|
| 第一条の二の二の規定 | 変更前及び変更後の登録安全衛生推進者等養成講習機関の氏名又は | 第一条の二の三は、その代表者の氏名 | 第二項第二号の事項の変更の届出があつたとき | 第一条の二の二の六の規定 |
- 第一条の二の二の六の規定
- 第一条の二の二の六の規定

記の番号を記載した帳簿を作成し、産業図石の業務の廃止（指定の取消しを含む。）に至るまで保存しなければならない。

を記載した申請書に変更後の産業医実習業務規程を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

(事業計画の届出等)

第一条の三十五 指定産業医実習機関は、毎

事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定産業医実習機関は、毎事業年度経過後三

月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(産業医実習の結果の報告)

第一条の三十六 指定産業医実習機関は、毎

事業年度の経過後三月以内に、その事業年度に実施した産業医実習の実習科目、回数及び修了者数を記載した書面を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(勧告)

第一条の三十七 厚生労働大臣は、産業医実

習の適正かつ確実な実施のため必要があると認めるときは、指定産業医実習機関に対し、産業医実習の業務に関し必要な措置を採るべきことを勧告することができる。

(業務の休廃止)

第一条の三十八 指定産業医実習機関は、産

業医実習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、その休止又は廃止の日の前までに、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に届け出なければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする産業医実習の業務の範囲

二 産業医実習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする年月日

三 産業医実習の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあっては、その期間

四 産業医実習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする理由

(指定の取消し等)

第一条の三十九 厚生労働大臣は、指定産業

医実習機関が第一条の三十二第二項第二号

又は第四号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 厚生労働大臣は、指定産業医実習機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて産業医実習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第一条の二十四、第一条の三十五

又は前条の規定に違反したとき。

二 第一条の三十七の規定による勧告があつたにもかかわらず、当該勧告に係る措置を講じていないと認められるとき。

三 第一条の四十二第一項の条件に違反したとき。

(帳簿)

第一条の四十 指定産業医実習機関は、産

業医実習を実施したときは、修了者の氏名、生年月日、医籍の登録番号、修了年月日及び修了証の番号を記載した帳簿を作成し、産業医実習の業務の廃止（指定の取消しを含む。）に至るまで保存しなければならない。

2 指定産業医実習機関は、産業医実習の業務の廃止をした場合（指定を取り消された場合を含む。）には、前項の帳簿を厚生労働大臣に引き渡さなければならない。

(報告の徴収)

第一条の四十一 厚生労働大臣は、産業医実

習の適正かつ確実な実施のため必要があると認めるときは、指定産業医実習機関に対し、必要な事項を報告させることができる。

(指定の条件)

第一条の四十二 指定には、条件を付し、及

びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定に係る事項の確実な実施を図るため必要な最少限度のものに限り、かつ、当該指定を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

(厚生労働大臣による産業医実習の実施)

第一条の四十三 厚生労働大臣は、指定を受

ける者がいない場合、第一条の三十八の規定による産業医実習の業務の全部若しくは一部の休止若しくは廃止の届出があつた場合、第一条の三十九の規定により指定を取り消し、若しくは指定産業医実習機関に対し産業医実習の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定産業医実習機関が天災その他の事由により産業医実習の業務の全部若しくは一部を実

施することが困難となつた場合において、必要であると認めるときは、当該産業医実習の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 指定産業医実習機関は、前項に規定する場合

には、次の事項を行わなければならない。

一 厚生労働大臣に当該産業医実習の業務並びに当該産業医実習の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。

二 その他厚生労働大臣が必要と認める事項

(公示)

第一条の四十四 厚生労働大臣は、次の表の

上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

指定をしたとき。

一 指定産業医実習機関の名称

及び事務所の所在地

二 指定をした年月日

第一条の三十一 産業医実習の業務の全部又は十八の規定によは一部を休止し、又は廃止する届出があつた指定産業医実習機関の名称及び事務所の所在地

二 休止し、又は廃止する産業

医実習の業務の範囲

三 休止し、又は廃止する年

月日

四 産業医実習の業務の全部又

は一部を休止しようとする場合

にあつては、その期間

第一条の三十一 指定産業医実習機関の名称

十九第一項の規及び事務所の所在地

定による取消し二 指定を取り消した年月日

をしたとき。

第一条の三十一 指定産業医実習機関の名称

十九第二項の規及び事務所の所在地

定により指定を二 指定を取り消し、又は産業

取り消し、又は医実習の業務の全部若しくは一

産業医実習の業務の全部若しくは二 産業医実習の業務の全部又

は一部の停止を命じた年月日

つては、停止を命じた場合にあ

つては、停止を命じた産業医実

習の業務の範囲及びその期間

前条第一項の規一 産業医実習の業務の全部又

定により厚生労働は一部を行うものとした年月日

実習の業務の全行うものとする産業医実習

部又は一部を自

ら行うものとするとき。

前条第一項の規一 産業医実習の業務の全部又

定により厚生労働は一部を行わないものとした年

働大臣が自ら行年月日

つていた産業医二 行わないものとした産業医

実習の業務の全実習の業務の範囲

部又は一部を行

わないものとし

るとき。

第一章の六 登録適合性証明機関

(登録)

第一条の四十四の二 ボイラー及び圧力容器

安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号。以下「ボイラー則」という。）第二十五条第三

項の登録（以下この章において「登録」とい

う。）は、同項の証明（以下この章において

「適合性証明」という。）を行おうとする者の申

請により行う。

2 登録の申請をしようとする者は、登録適合性

証明機関登録申請書（様式第四号の二）に次の

書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければ

ならない。

一 申請者が法人である場合は、その定款又は

寄附行為及び登記事項証明書

二 申請者が個人である場合は、その住民票の

写し

三 申請者が次条各号の規定に該当しないこと

を説明した書面

四 次の事項を記載した書面

イ 申請者が法人である場合は、その役員の

氏名及び略歴並びに社員、株主等の構成員

（以下「構成員」という。）の氏名（構成員

が法人である場合は、その法人の名称）

ロ 適合性証明を行う者（以下この章におい

て「適合性証明員」という。）を指揮する

とともに、適合性証明の業務を管理する者

（以下この章において「実施管理者」とい

う。）の氏名及び略歴

ハ 適合性証明員の氏名及び略歴

二 第一条の四十四の四第一項第一号の

機械器具その他の設備の数、性能等及びそ

の所有又は借入れの別

ホ 適合性証明の業務以外の業務を行つてい

るときは、その業務の種類及び概要

へ イからホまでに掲げるもののほか、第一条の二十四の四第一項各号の要件に適合していることを証する事項

(欠格条項)

第一条の二十四の三 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わら、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 第一条の二十四の十四の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前に二号のいずれかに該当する者があるもの(登録基準)

第一条の二十四の四 厚生労働大臣は、第一条の二十四の二の規定により登録を申請した者(以下この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 次に掲げる適合性証明を行うために必要な試験で使用する機械器具その他の設備を有し、これを用いて適合性証明を行うものであること。

イ 電気試験

ロ 放射能・放射線試験

ハ 機械・物理試験

ニ 化学試験

ホ 産業安全機械器具試験

二 実施管理者として、次のいずれかに該当する者を置いていること。

イ 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者(大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者(当該課程を修めた者に限る。))若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下同じ。)であつて、十年以上機械等の運転の状態に係る異常があつた場合に当該機械等を安全に停止させることができる機能その他の機能を有する自動制御装置であつて厚生労働大臣の定める技術上の指針に適合するもの(以下「適合自動制御装置」という。))又は国際規格等に適合するこれと同等のもの(以下「適合

自動制御装置等」という。))の研究、設計、製作若しくは検査又は適合性証明の業務に従事した経験を有するもの

ロ 学校教育法による高等学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者であつて、十五年以上適合自動制御装置等の研究、設計、製作若しくは検査又は適合性証明の業務に従事した経験を有するもの

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

三 適合性証明員が次のいずれかに該当する者であること。

イ 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であつて、二年以上適合自動制御装置等の研究、設計、製作若しくは検査又は適合性証明の業務に従事した経験を有するもの

ロ 学校教育法による高等学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者であつて、五年以上適合自動制御装置等の研究、設計、製作若しくは検査又は適合性証明の業務に従事した経験を有するもの

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

四 登録申請者が、機械等を製造し、又は輸入する者(以下この号において「製造者等」という。))に支配されているものとして、次のいずれにも該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあっては、製造者等がその親法人(会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第一項に規定する親法人をいい、当該登録申請者が外国にある事務所において適合性証明の業務を行うおとする者である場合にあっては、外国における同法の親法人に相当するものを含む。)であること。

ロ 登録申請者の役員(持分会社(会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第一条の十三第三項第六号ロにおいて同じ。))にあつては、業務を執行する社員(に占める製造者等の役員又は職員(過去二年間に当該製造者等の役員又は職員であつた者を含む。))の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が、製造者等の役員又は

職員(過去二年間に当該製造者等の役員又は職員であつた者を含む。)であること。

2 登録は、登録適合性証明機関登録簿に次の事項を記載し、するものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 事務所の名称及び所在地

(登録の更新)

第一条の二十四の五 登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(実施義務)

第一条の二十四の六 登録を受けた者(以下この章において「登録適合性証明機関」という。))は、適合性証明申請書(様式第四号の三)の提出を受けて適合性証明を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、適合性証明を行わなければならない。

2 登録適合性証明機関は、適合性証明を行うときは、適合性証明員にこれを実施させなければならない。

3 登録適合性証明機関は、厚生労働大臣が定める技術上の指針に従つて適合性証明の実施方法を定め、これに従つて公正に適合性証明の業務を行わなければならない。

4 登録適合性証明機関は、適合性証明を行った後遅滞なく、適合性証明を行うことを求めた者に對し、適合性証明を行ったことを証する書面(様式第四号の四。第一条の二十四の八第一項第五号及び第一条の二十四の十五第一項第六号において「適合証明書」という。))を交付しなければならない。

5 登録適合性証明機関は、毎事業年度において六月以内に一回、その期間内に行った適合性証明の結果について、適合性証明実施結果報告書(様式第四号の五)を、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(変更の届出)

第一条の二十四の七 登録適合性証明機関は、第一条の二十四の四第二項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、登録適合性証明機関登録事項変更届出書(様式第一号の五)を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

第一条の二十四の八 登録適合性証明機関は、適合性証明の業務の開始の日の二週間前までに、次の事項を記載した適合性証明の業務に関する規程を定め、業務規程届出書(様式第二号)に当該規程を添えて、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 適合性証明の実施方法

二 適合性証明に関する料金

三 前号の料金の収納の方法に関する事項

四 適合性証明の業務を行う時間及び休日に関する事項

五 適合証明書の発行に関する事項

六 適合性証明の業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

七 第一条の二十四の十第二項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、適合性証明の業務に関し必要な事項

2 登録適合性証明機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするときは、業務規程変更届出書(様式第三号)を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(業務の休廃止)

第一条の二十四の九 登録適合性証明機関は、適合性証明の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、適合性証明業務休廃止届出書(様式第四号)を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第一条の二十四の十 登録適合性証明機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。))を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 適合性証明の申込みをしようとする者その他の利害関係人は、登録適合性証明機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録適合性証明機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次のいずれかのものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報を送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
3 登録適合性証明機関は、毎事業年度経過後三月以内に、第一項の規定により作成した損益計算書又は収支計算書及び事業報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
(適合性証明員の選任等の届出)
第一条の二の四十四の十一 登録適合性証明機関は、適合性証明員を選任したときは、遅滞なく、適合性証明員選任届出書(様式第五号)に選任した者の経歴を記載した書面を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 項から第三項までの規定に違反していると認めるときは、その登録適合性証明機関に対し、適合性証明を行うべきこと又は適合性証明の実施方法その他の業務の改善に関し必要な措置を採るべきことを命ずることができる。
(登録の取消し等)
第一条の二の四十四の十四 厚生労働大臣は、登録適合性証明機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて適合性証明の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
一 第一条の二の四十四の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき
二 第一条の二の四十四の六から第一条の二の四十四の九まで、第一条の二の四十四の十第一項若しくは第三項又は次条第一項の規定に違反したとき
三 正当な理由がないのに第一条の二の四十四の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき
四 第一条の二の四十四の十一の規定による提出をせず、又は虚偽の提出をしたとき
五 前二条の規定による命令に違反したとき
六 不正の手段により登録を受けたとき
(帳簿)
第一条の二の四十四の十五 登録適合性証明機関は、適合性証明を行ったときは、次の事項を記載した帳簿を備へ、これを記載の日から一年間保存しなければならない。
一 適合性証明を行った適合自動制御装置を所有する者の氏名又は名称及び住所
二 適合性証明を行った適合自動制御装置の型式及び製造番号
三 適合性証明を行った年月日
四 適合性証明を行った適合性証明員の氏名
五 適合性証明の結果
六 適合性証明の番号
七 その他適合性証明に関し必要な事項
2 登録適合性証明機関は、適合性証明の業務を廃止した場合(登録を取り消された場合及び登録がその効力を失つた場合を含む。)には、前項の帳簿を厚生労働大臣に引き渡さなければならない。
(公示)
第一条の二の四十四の十六 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

登録をしたとき	一 登録適合性証明機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 適合性証明の業務を行う事務所の名称及び所在地 三 登録した年月日
第一条の二の四十四の七の性証明機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	一 変更前及び変更後の登録適合性証明機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
第一条の二の四十四の二の事項の変更の届出があつたとき	一 変更する年月日
第一条の二の四十四の七の性証明機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	一 変更前及び変更後の登録適合性証明機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
第一条の二の四十四の二の事項の変更の届出があつたとき	一 変更する年月日

は、停止を命じた適合性証明の業務の範囲及びその期間
第一章の七 登録個人若しくは露測定講習機関(登録)
第一条の二の四十四の十七 有機溶剤中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十六号。以下「有機規則」という。)第二十八條の三の四第一項第一号及び第二号、鉛中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十七号。以下「鉛規則」という。)第五十二條の三の四第一項第一号及び第二号、特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号。以下「特化規則」という。)第三十六條の三の四第一項(特化規則第三十八條の二十一第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この章において同じ。)第一号及び第二号並びに粉じん障害防止規則(昭和五十四年労働省令第十八号。以下「粉じん規則」という。)第二十六條の三の四第一項第一号及び第二号の登録(この項を除き、以下この章において単に「登録」という。)は、次の表の上欄に掲げる登録に並び、それぞれ同表の下欄に掲げる講習(以下この章において「個人若しくは露測定講習」という。)を行おうとする者の申請により行う。
有機規則第二十八條の三の四第一項第一号、鉛規則第五十二條の三の四第一項第一号、特化規則第三十六條の三の四第一項第一号、粉じん規則第二十六條の三の四第一項第一号及び第二号の登録(この項を除き、以下この章において単に「登録」という。)

は、登録個人若しくは露測定講習機関(登録)
第一章の七 登録個人若しくは露測定講習機関(登録)
第一条の二の四十四の十七 有機溶剤中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十六号。以下「有機規則」という。)第二十八條の三の四第一項第一号及び第二号、鉛中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十七号。以下「鉛規則」という。)第五十二條の三の四第一項第一号及び第二号、特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号。以下「特化規則」という。)第三十六條の三の四第一項(特化規則第三十八條の二十一第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この章において同じ。)第一号及び第二号並びに粉じん障害防止規則(昭和五十四年労働省令第十八号。以下「粉じん規則」という。)第二十六條の三の四第一項第一号及び第二号の登録(この項を除き、以下この章において単に「登録」という。)

登録適合性証明機関は、毎事業年度経過後三月以内に、第一項の規定により作成した損益計算書又は収支計算書及び事業報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
(適合性証明員の選任等の届出)
第一条の二の四十四の十一 登録適合性証明機関は、適合性証明員を選任したときは、遅滞なく、適合性証明員選任届出書(様式第五号)に選任した者の経歴を記載した書面を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。
2 登録適合性証明機関は、適合性証明員を選任したときは、遅滞なく、適合性証明員解任届出書(様式第六号)を厚生労働大臣に提出しなければならない。
(適合命令)
第一条の二の四十四の十二 厚生労働大臣は、登録適合性証明機関が第一条の二の四十四の四第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録適合性証明機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を採るべきことを命ずることができる。
(改善命令)
第一条の二の四十四の十三 厚生労働大臣は、登録適合性証明機関が第一条の二の四十四の六第

一 項から第三項までの規定に違反していると認めるときは、その登録適合性証明機関に対し、適合性証明を行うべきこと又は適合性証明の実施方法その他の業務の改善に関し必要な措置を採るべきことを命ずることができる。
(登録の取消し等)
第一条の二の四十四の十四 厚生労働大臣は、登録適合性証明機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて適合性証明の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
一 第一条の二の四十四の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき
二 第一条の二の四十四の六から第一条の二の四十四の九まで、第一条の二の四十四の十第一項若しくは第三項又は次条第一項の規定に違反したとき
三 正当な理由がないのに第一条の二の四十四の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき
四 第一条の二の四十四の十一の規定による提出をせず、又は虚偽の提出をしたとき
五 前二条の規定による命令に違反したとき
六 不正の手段により登録を受けたとき
(帳簿)
第一条の二の四十四の十五 登録適合性証明機関は、適合性証明を行ったときは、次の事項を記載した帳簿を備へ、これを記載の日から一年間保存しなければならない。
一 適合性証明を行った適合自動制御装置を所有する者の氏名又は名称及び住所
二 適合性証明を行った適合自動制御装置の型式及び製造番号
三 適合性証明を行った年月日
四 適合性証明を行った適合性証明員の氏名
五 適合性証明の結果
六 適合性証明の番号
七 その他適合性証明に関し必要な事項
2 登録適合性証明機関は、適合性証明の業務を廃止した場合(登録を取り消された場合及び登録がその効力を失つた場合を含む。)には、前項の帳簿を厚生労働大臣に引き渡さなければならない。
(公示)
第一条の二の四十四の十六 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

登録をしたとき	一 登録適合性証明機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 適合性証明の業務を行う事務所の名称及び所在地 三 登録した年月日
第一条の二の四十四の七の性証明機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	一 変更前及び変更後の登録適合性証明機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
第一条の二の四十四の二の事項の変更の届出があつたとき	一 変更する年月日
第一条の二の四十四の七の性証明機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	一 変更前及び変更後の登録適合性証明機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
第一条の二の四十四の二の事項の変更の届出があつたとき	一 変更する年月日

は、停止を命じた適合性証明の業務の範囲及びその期間
第一章の七 登録個人若しくは露測定講習機関(登録)
第一条の二の四十四の十七 有機溶剤中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十六号。以下「有機規則」という。)第二十八條の三の四第一項第一号及び第二号、鉛中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十七号。以下「鉛規則」という。)第五十二條の三の四第一項第一号及び第二号、特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号。以下「特化規則」という。)第三十六條の三の四第一項(特化規則第三十八條の二十一第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この章において同じ。)第一号及び第二号並びに粉じん障害防止規則(昭和五十四年労働省令第十八号。以下「粉じん規則」という。)第二十六條の三の四第一項第一号及び第二号の登録(この項を除き、以下この章において単に「登録」という。)

は、登録個人若しくは露測定講習機関(登録)
第一章の七 登録個人若しくは露測定講習機関(登録)
第一条の二の四十四の十七 有機溶剤中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十六号。以下「有機規則」という。)第二十八條の三の四第一項第一号及び第二号、鉛中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十七号。以下「鉛規則」という。)第五十二條の三の四第一項第一号及び第二号、特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号。以下「特化規則」という。)第三十六條の三の四第一項(特化規則第三十八條の二十一第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この章において同じ。)第一号及び第二号並びに粉じん障害防止規則(昭和五十四年労働省令第十八号。以下「粉じん規則」という。)第二十六條の三の四第一項第一号及び第二号の登録(この項を除き、以下この章において単に「登録」という。)

登録適合性証明機関は、毎事業年度経過後三月以内に、第一項の規定により作成した損益計算書又は収支計算書及び事業報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
(適合性証明員の選任等の届出)
第一条の二の四十四の十一 登録適合性証明機関は、適合性証明員を選任したときは、遅滞なく、適合性証明員選任届出書(様式第五号)に選任した者の経歴を記載した書面を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。
2 登録適合性証明機関は、適合性証明員を選任したときは、遅滞なく、適合性証明員解任届出書(様式第六号)を厚生労働大臣に提出しなければならない。
(適合命令)
第一条の二の四十四の十二 厚生労働大臣は、登録適合性証明機関が第一条の二の四十四の四第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録適合性証明機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を採るべきことを命ずることができる。
(改善命令)
第一条の二の四十四の十三 厚生労働大臣は、登録適合性証明機関が第一条の二の四十四の六第

一 項から第三項までの規定に違反していると認めるときは、その登録適合性証明機関に対し、適合性証明を行うべきこと又は適合性証明の実施方法その他の業務の改善に関し必要な措置を採るべきことを命ずることができる。
(登録の取消し等)
第一条の二の四十四の十四 厚生労働大臣は、登録適合性証明機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて適合性証明の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
一 第一条の二の四十四の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき
二 第一条の二の四十四の六から第一条の二の四十四の九まで、第一条の二の四十四の十第一項若しくは第三項又は次条第一項の規定に違反したとき
三 正当な理由がないのに第一条の二の四十四の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき
四 第一条の二の四十四の十一の規定による提出をせず、又は虚偽の提出をしたとき
五 前二条の規定による命令に違反したとき
六 不正の手段により登録を受けたとき
(帳簿)
第一条の二の四十四の十五 登録適合性証明機関は、適合性証明を行ったときは、次の事項を記載した帳簿を備へ、これを記載の日から一年間保存しなければならない。
一 適合性証明を行った適合自動制御装置を所有する者の氏名又は名称及び住所
二 適合性証明を行った適合自動制御装置の型式及び製造番号
三 適合性証明を行った年月日
四 適合性証明を行った適合性証明員の氏名
五 適合性証明の結果
六 適合性証明の番号
七 その他適合性証明に関し必要な事項
2 登録適合性証明機関は、適合性証明の業務を廃止した場合(登録を取り消された場合及び登録がその効力を失つた場合を含む。)には、前項の帳簿を厚生労働大臣に引き渡さなければならない。
(公示)
第一条の二の四十四の十六 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

登録をしたとき	一 登録適合性証明機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 適合性証明の業務を行う事務所の名称及び所在地 三 登録した年月日
第一条の二の四十四の七の性証明機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	一 変更前及び変更後の登録適合性証明機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
第一条の二の四十四の二の事項の変更の届出があつたとき	一 変更する年月日
第一条の二の四十四の七の性証明機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	一 変更前及び変更後の登録適合性証明機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
第一条の二の四十四の二の事項の変更の届出があつたとき	一 変更する年月日

は、停止を命じた適合性証明の業務の範囲及びその期間
第一章の七 登録個人若しくは露測定講習機関(登録)
第一条の二の四十四の十七 有機溶剤中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十六号。以下「有機規則」という。)第二十八條の三の四第一項第一号及び第二号、鉛中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十七号。以下「鉛規則」という。)第五十二條の三の四第一項第一号及び第二号、特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号。以下「特化規則」という。)第三十六條の三の四第一項(特化規則第三十八條の二十一第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この章において同じ。)第一号及び第二号並びに粉じん障害防止規則(昭和五十四年労働省令第十八号。以下「粉じん規則」という。)第二十六條の三の四第一項第一号及び第二号の登録(この項を除き、以下この章において単に「登録」という。)

は、登録個人若しくは露測定講習機関(登録)
第一章の七 登録個人若しくは露測定講習機関(登録)
第一条の二の四十四の十七 有機溶剤中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十六号。以下「有機規則」という。)第二十八條の三の四第一項第一号及び第二号、鉛中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十七号。以下「鉛規則」という。)第五十二條の三の四第一項第一号及び第二号、特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号。以下「特化規則」という。)第三十六條の三の四第一項(特化規則第三十八條の二十一第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この章において同じ。)第一号及び第二号並びに粉じん障害防止規則(昭和五十四年労働省令第十八号。以下「粉じん規則」という。)第二十六條の三の四第一項第一号及び第二号の登録(この項を除き、以下この章において単に「登録」という。)

デザインに関する知識	個人ばく露測定概論	講習科目 条件	一 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であつて、その後三年以上労働衛生に関する実務又は研究に従事した経験を有するもの
			二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

サン プリ ング に 関 す る 知 識	一 作業環境測定士の資格を有する者であつて三年以上個人ばく露測定の実務に従事した経験を有するもの 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者	労働衛生関係法令	一 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下同じ。）であつて、その後一年以上労働衛生に関する実務又は研究に従事した経験を有するもの 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者	デザイン及びサ ンプリ ング	一 作業環境測定士の資格を有する者であつて三年以上個人ばく露測定の実務に従事した経験を有するもの 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者	ロ サンプリング講習にあつては、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。	講習科目	化学物質管理概論	個人ばく露測定概論
	一 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であつて、その後三年以上労働衛生に関する実務又は研究に従事した経験を有するもの 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者		一 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下同じ。）であつて、その後一年以上労働衛生に関する実務又は研究に従事した経験を有するもの 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者		一 作業環境測定士の資格を有する者であつて三年以上個人ばく露測定の実務に従事した経験を有するもの 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者		条件	一 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であつて、その後三年以上労働衛生に関する実務又は研究に従事した経験を有するもの 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者	一 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であつて、その後三年以上労働衛生に関する実務又は研究に従事した経験を有するもの 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

サン プリ ング	労働 衛生 関係 法令	二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者	は研究に従事した経験を有するもの
			二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
サン プリ ング	労働 衛生 関係 法令	二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者	一 作業環境測定士の資格を有する者であつて三年以上個人ばく露測定の実務に従事した経験を有するもの
			二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
サン プリ ング	労働 衛生 関係 法令	二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者	一 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者であつて、その後一年以上労働衛生に関する実務又は研究に従事した経験を有するもの
			二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
サン プリ ング	労働 衛生 関係 法令	二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者	一 作業環境測定士の資格を有する者であつて三年以上個人ばく露測定の実務に従事した経験を有するもの
			二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

四 個人ばく露測定講習の業務を管理する者が置かれていること。

2 登録は、登録個人ばく露測定講習機関登録簿に次の事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 事務所の名称及び所在地

四 デザイン等講習又はサンプリング講習の別（登録の更新）

第一条の二の四十四の二十 登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（実施義務）

第一条の二の四十四の二十一 登録を受けた者（以下この章において「登録個人ばく露測定講習機関」という。）は、正当な理由がある場合を除き、毎事業年度、次の事項を記載した個人ばく露測定講習の実施に関する計画を作成し、これに従つて公正に個人ばく露測定講習を行わなければならない。

一 個人ばく露測定講習の実施時期、実施場所、講習科目、時間及び受講定員に関する事項

二 個人ばく露測定講習の講師の氏名

2 登録個人ばく露測定講習機関は、毎事業年度開始前に（登録を受けた日の属する事業年度にあつては、その登録を受けた後遅滞なく）、実施計画届出書（様式第一号の二）に前項の規定により作成した計画を添えて、所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

3 登録個人ばく露測定講習機関は、前項後段の規定により變更の届出をしようとするときは、実施計画變更届出書（様式第一号の三）を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

4 登録個人ばく露測定講習機関は、個人ばく露測定講習を修了した者に対し、遅滞なく、修了証を交付しなければならない。

5 登録個人ばく露測定講習機関は、毎事業年度経過後一月以内に、その事業年度に実施した個人ばく露測定講習の結果について、個人ばく露測定講習実施結果報告書（様式第一号の四）を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

（變更の届出）

第一条の二の四十四の二十二 登録個人ばく露測定講習機関は、第一条の二の四十四の十九第二項第二号又は第三号の事項を變更しようとするときは、變更しようとする日の二週間前までに、登録個人ばく露測定講習機関登録事項變更届出書（様式第二号の五）を所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。

（業務規程）

第一条の二の四十四の二十三 登録個人ばく露測定講習機関は、個人ばく露測定講習の業務の開始の日の二週間前までに、次の事項を記載した個人ばく露測定講習の業務に関する規程を定め、業務規程届出書（様式第二号）に当該規程を添えて、所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

一 個人ばく露測定講習の実施方法

二 個人ばく露測定講習に関する料金

三 前号の料金の収納の方法に関する事項

四 個人ばく露測定講習の講師の選任及び解任に関する事項

五 個人ばく露測定講習の講習科目及び時間に関する事項

六 個人ばく露測定講習の修了証の発行に関する事項

七 個人ばく露測定講習の業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

八 個人ばく露測定講習の実施に関する計画に関する事項

九 第一条の二の四十四の二十五第二項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項
十 前各号に掲げるもののほか、個人ばく露測定講習の業務に関し必要な事項

2 登録個人ばく露測定講習機関は、前項後段の規定により變更の届出をしようとするときは、業務規程變更届出書（様式第三号）を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

（業務の休廃止）

第一条の二の四十四の二十四 登録個人ばく露測定講習機関は、個人ばく露測定講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、個人ばく露測定講習業務休廃止届出書（様式第四号）を所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第一条の二の四十四の二十五 登録個人ばく露測定講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 個人ばく露測定講習を受けようとする者その他の利害関係人は、登録個人ばく露測定講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録個人ばく露測定講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次のいずれかのものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報を送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（適合命令）

第一条の二の四十四の二十六 都道府県労働局長は、登録個人ばく露測定講習機関が第一条の二の四十四の十九第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録個人ばく露測定講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第一条の二の四十四の二十七 都道府県労働局長は、登録個人ばく露測定講習機関が第一条の二の四十四の二十一第一項の規定に違反しているとき、その登録個人ばく露測定講習機関に対し、個人ばく露測定講習を行うべきこと又は個人ばく露測定講習の実施方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第一条の二の四十四の二十八 都道府県労働局長は、登録個人ばく露測定講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて個人ばく露測定講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第一条の二の四十四の十八第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第一条の二の四十四の二十一から第一条の二の四十四の二十四まで、第一条の二の四十四の二十五第一項又は次条第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに、第一条の二の四十四の二十五第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 前二条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により登録を受けたとき。

（帳簿）

第一条の二の四十四の二十九 登録個人ばく露測定講習機関は、個人ばく露測定講習を行つたとき、個人ばく露測定講習の修了者の氏名、生年月日、修了年月日及び修了証の番号を記載した帳簿を備え、個人ばく露測定講習の業務の廃止（登録の取消し及び登録の失効を含む。）に至るまで保存しなければならない。

2 登録個人ばく露測定講習機関は、個人ばく露測定講習を行つたときは、次の事項を記載した帳簿を備え、これを記載の日から五年間保存しなければならない。

一 デザイン等講習又はサンプリング講習の別

二 個人ばく露測定講習の講習科目及び時間

三 個人ばく露測定講習を行つた年月日

四 個人ばく露測定講習の講師の氏名及びその者の資格に関する事項

五 個人ばく露測定講習の結果

六 その他個人ばく露測定講習に関し必要な事項

3 登録個人ばく露測定講習機関は、個人ばく露測定講習の業務の廃止をした場合（登録を取り消された場合及び登録がその効力を失つた場合を含む。）には、第一項の帳簿を所轄都道府県労働局長に引き渡さなければならない。

（報告の徴収）

第一条の二の四十四の三十 都道府県労働局長は、個人ばく露測定講習の実施のため必要な限度において、登録個人ばく露測定講習機関に対し、個人ばく露測定講習事務又は経理の状況に関し報告させることができる。

（所轄都道府県労働局長による個人ばく露測定講習の実施）

第一条の二の四十四の三十一 所轄都道府県労働局長は、その管轄区域内に登録を受ける者がいない場合、第一条の二の四十四の二十四の規定による個人ばく露測定講習の業務の全部若しくは一部の休止又は廃止の届出があつた場合、第一条の二の四十四の二十八の規定により登録を取り消し、若しくは登録個人ばく露測定講習機関に対し個人ばく露測定講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は登録個人ばく露測定講習機関が天災その他の事由により個人ばく露測定講習の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合その他必要があると認める場合は、当該個人ばく露測定講習の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 登録個人ばく露測定講習機関は、前項の規定により所轄都道府県労働局長が個人ばく露測定講習を行つたとき、個人ばく露測定講習の修了者の氏名、生年月日、修了年月日及び修了証の番号を記載した帳簿を備え、個人ばく露測定講習の業務の廃止（登録の取消し及び登録の失効を含む。）に至るまで保存しなければならない。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)
第一条の七の二 法第五十条第二項第三号及び同条第三項第三号に規定する厚生労働省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)
第一条の七の三 法第五十条第二項第四号及び同条第三項第四号に規定する厚生労働省令で定める電磁的方法は、次に掲げる方法のうちいずれの方法とする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回路を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて作成するファイルに情報を記録したものを交付する方法
(検査員の選任等の届出)
第一条の八 登録製造時等検査機関は、法第五十一条の規定により検査員の選任の届出をしようとするときは、検査員選任届出書(様式第五号)に選任しようとする者の経歴を記載した書面を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 登録製造時等検査機関は、法第五十一条の規定により検査員の解任の届出をしようとするときは、検査員解任届出書(様式第六号)を厚生労働大臣に提出しなければならない。
(旅費の額)
第一条の八の二 令第十五条の三第一項の旅費の額に相当する額(以下「旅費相当額」という。)は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号。次条及び第一条の八の四において「旅費法」という。)の規定により支給すべきこととなる旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

(在勤官署の所在地)
第一条の八の三 旅費相当額を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する職員

の旅費法第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目二番二号とする。

(旅費の額の計算に係る細目)
第一条の八の四 旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。

2 検査を実施する日数は、当該検査に係る事務所ごとに三日として旅費相当額を計算する。
3 旅費法第六条第一項の旅行雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。

4 厚生労働大臣が、旅費法第四十六条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。
(報告)
第一条の八の五 登録製造時等検査機関は、製造時等検査を行ったときは、その結果について、速やかに、製造時等検査結果報告書(様式第六号の二)を製造時等検査を行った製造時等検査対象機械等を製造した事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。

(帳簿)
第一条の九 登録製造時等検査機関は、製造時等検査を行った製造時等検査対象機械等について、次の事項を記載した帳簿を備え、これを記載の日から三年間保存しなければならない。

一 製造時等検査を受けた者の氏名又は名称及び住所
二 製造時等検査対象機械等の型式、構造及び性能並びにその安全装置及び附属装置等に関する事項
三 製造時等検査を行った年月日
四 製造時等検査を行った検査員の氏名
五 製造時等検査の結果
六 製造時等検査合格番号
七 その他製造時等検査に関し必要な事項
(製造時等検査の業務の引継ぎ等)
第一条の十 登録製造時等検査機関(外国登録製造時等検査機関(法第五十二条に規定する外国登録製造時等検査機関をいう。次項及び次条において同じ。))を除く。は、法第五十三条の二第一項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

一 製造時等検査の業務を行った事務所ごと
に、当該事務所の所在地を管轄する都道府県

労働局長に当該製造時等検査の業務並びに当該製造時等検査の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。
二 その他製造時等検査の業務を行った事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長が必要と認める事項

2 外国登録製造時等検査機関は、法第五十三条の二第二項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

一 法第五十三条の二第二項の規定により製造時等検査の業務の全部又は一部を自ら行うこととなる都道府県労働局長に当該製造時等検査の業務並びに当該製造時等検査の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。
二 その他前号の都道府県労働局長が必要と認める事項
(公示)
第一条の十一 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

法第三十八条一 登録製造時等検査機関の氏名
第一項の規定又は名称及び住所並びに法人に
よる登録をうける、その代表者の氏名
したとき。

二 製造時等検査の業務を行う事務所の名称及び所在地
三 行うことができる製造時等
検査
四 登録した年月日

法第四十七条一 変更前及び変更後の登録製造
の二の規定に時等検査機関の氏名又は名称及び
よる法第四十住所並びに法人にあつては、その
六条第四項第代表者の氏名
二号の事項の二 変更する年月日
変更の届出があつたとき。

法第四十七條一 登録製造時等検査機関の氏名
の二の規定に又は名称
よる法第四十二 変更前及び変更後の製造時等
六条第四項第検査の業務を行う事務所の名称及
三号の事項の二 変更する年月日
変更の届出があつたとき。

法第四十九條一 製造時等検査の業務の全部又
は一部を休止し、又は廃止する登
届出があつた録製造時等検査機関の氏名又は名
とき。

称及び住所並びに法人にあつて
は、その代表者の氏名
二 休止し、又は廃止する製造時
等検査の業務の範囲
三 製造時等検査の業務の全部又
は一部を休止し、又は廃止する年
月日
四 製造時等検査の業務の全部又
は一部を休止しようとする場合に
あつては、その期間

法第五十三条一 登録製造時等検査機関(外国
第一項の規定登録製造時等検査機関を除く。)
により登録をうける氏名又は名称及び住所並びに法
取り消し、又は人にあつては、その代表者の氏名
は製造時等検査二 登録を取り消し、又は製造時
査の業務の全等検査の業務の全部若しくは一部
部若しくは一部を命じた年月日
部の停止を命三 製造時等検査の業務の全部又
じたとき。

法第五十三条一 外国登録製造時等検査機関の
第二項の規定氏名又は名称及び住所並びに法人
により登録をうける、その代表者の氏名
取り消したと二 登録を取り消した年月日
き。

法第五十三条一 製造時等検査の業務の全部又
の二の規定に一部を自ら行うものとする都道
より都道府県労働局長の名称
労働局長が製二 製造時等検査の業務の全部又
造時等検査の二 製造を自ら行うものとする年
業務の全部又月日
は一部を自ら三 自ら行うものとする製造時等
行うものとする検査の業務の範囲及びその期間
るとき。

法第五十三条一 製造時等検査の業務の全部又
の二の規定に一部を行わないものとする都道
より都道府県労働局長の名称
労働局長が自二 製造時等検査の業務の全部又
ら行つていた一部を行わないものとする年
製造時等検査月日
の業務の全部三 行わないものとする製造時等
又一部を行検査の業務の範囲
われないものと
するとき。

法第五十三條一 製造時等検査の業務の全部又
の二の規定に一部を行わないものとする都道
より都道府県労働局長の名称
労働局長が自二 製造時等検査の業務の全部又
ら行つていた一部を行わないものとする年
製造時等検査月日
の業務の全部三 行わないものとする製造時等
又一部を行検査の業務の範囲
われないものと
するとき。

- 各号に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。
- 一 外国に住所を有すること。
- 二 機械等の検査を行う外国の政府機関若しくは機械等の検査を行う機関として外国の政府機関が指定するもの又はこれに準ずるものであること。
- 三 申請に係る機械等の証明書作成に用いる機械器具その他の設備を有し、これを用いて証明書作成を行うものであること。
- 四 次号の証明書作成員の要件に合致するもののうちから、実施管理者が置かれていること。
- 五 証明書作成員が、証明書作成に係る機械等に関する検査の実施者として外国の政府機関が指定する者又はこれに準ずる者であること。
- 六 申請者が、機械等を製造し、又は輸入する者（以下この号において「製造者等」という。）に支配されているものとして、次のいずれにも該当するものでないこと。
 - イ 申請者が株式会社である場合にあつては、製造者等がその外国における親法人（会社法第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）に相当するものであること。
 - ロ 申請者の役員（持分会社にあつては、業務を執行する社員）に占める製造者等の役員又は職員（過去二年間に当該製造者等の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。
 - ハ 申請者である法人の代表権を有する役員が、製造者等の役員又は職員（過去二年間に当該製造者等の役員又は職員であつた者を含む。）であること。
- 二 厚生労働大臣は、前条の規定による申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。
 - 一 申請者が法又は法に基づく命令の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくつた日から起算して二年を経過しない者であること。
 - 二 申請者が第一条の二十三の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。
 - 三 申請者の役員のうちに、前二号のいずれかに該当する者があること。

3 指定は、指定外国検査機関指定簿に次の事項を記載してするものとする。

- 一 指定年月日及び指定番号
- 二 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 三 事務所の名称及び所在地
- 四 証明書作成の業務を行う機械等の区分

（指定の更新）

第一条の十四 指定は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前二条の規定は、前項の指定の更新について準用する。

（実施義務）

第一条の十五 指定を受けた者（以下この章において「指定外国検査機関」という。）は、証明書作成を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、証明書作成を行わなければならない。

2 指定外国検査機関は、証明書作成を行うときは、証明書作成員にこれを実施させなければならない。

3 指定外国検査機関は、法第三十七条第二項の厚生労働大臣の定める基準又は法第四十二条の厚生労働大臣が定める規格に従つて証明書作成の実施方法を定め、これに従つて公正に証明書作成の業務を行わなければならない。

4 指定外国検査機関は、証明書作成を行った後遅滞なく、証明書作成を求めた者に対し、基準等適合証明書を交付しなければならない。

5 指定外国検査機関は、毎事業年度において六月以内に一回、その期間内に行つた証明書作成の結果について、証明書作成実施結果報告書（様式第六号の三）を、厚生労働大臣に提出しなければならない。

（変更の届出）

第一条の十六 指定外国検査機関は、第一条の十三第三項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、次の事項を記載した届出書を厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 一 指定年月日及び指定番号
- 二 変更後の指定外国検査機関の名称若しくは住所若しくは代表者の氏名又は証明書作成の業務を行う事務所の名称若しくは所在地
- 三 変更しようとする年月日
- 四 変更の理由

（業務規程）

第一条の十七 指定外国検査機関は、証明書作成の業務の開始前に、次の事項を記載した証明書

作成の業務に関する規程（次項において「証明書作成業務規程」という。）を定め、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 証明書作成の実施方法に関する事項
- 二 証明書作成に関する料金
- 三 前号の料金の収納の方法に関する事項
- 四 証明書作成の業務を行う時間及び休日に関する事項
- 五 基準等適合証明書の発行に関する事項
- 六 証明書作成員の選任及び解任並びにその配置に関する事項
- 七 証明書作成の業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
- 八 第一条の十九第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項
- 九 前各号に掲げるもののほか、証明書作成の業務に關し必要な事項

2 指定外国検査機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするときは、次の事項を記載した申請書に変更後の証明書作成業務規程を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

（業務の休廃止等）

第一条の十八 指定外国検査機関は、証明書作成の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする証明書作成の業務の範囲
- 二 証明書作成の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする年月日
- 三 証明書作成の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあっては、その期間
- 四 証明書作成の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする理由

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）
第一条の十九 指定外国検査機関は、毎事業年度経過後六月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）

を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 証明書作成の申込みをしようとする者その他の利害関係人は、指定外国検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、指定外国検査機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は抄本の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次のいずれかのものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

- イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報を送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3 指定外国検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、第一項の規定により作成した損益計算書又は収支計算書及び事業報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（証明書作成員の選任等の届出）

第一条の二十 指定外国検査機関は、証明書作成員を選任したときは、遅滞なく、証明書作成員選任届出書（様式第五号）に選任した者の経歴を記載した書面を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 指定外国検査機関は、証明書作成員を解任したときは、遅滞なく、証明書作成員解任届出書（様式第六号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（適合請求）

第一条の二十一 厚生労働大臣は、指定外国検査機関が第一条の十三第一項各号のいずれかに適

合しなくなつたと認めるときは、その指定外国検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を採るべきことを請求することができる。

（改善請求）

第一条の二十二 厚生労働大臣は、指定外国検査機関が第一条の十五第一項から第三項までの規定に違反していると認めるときは、その指定外国検査機関に対し、証明書作成を行うべきこと又は証明書作成の実施方法その他の業務の改善に關し必要な措置を採るべきことを請求することができる。

（指定の取消し等）

第一条の二十三 厚生労働大臣は、指定外国検査機関が第一条の十三第二項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 厚生労働大臣は、指定外国検査機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消すことができる。

- 一 第一条の十五から第一条の十八まで、第一条の十九第一項若しくは第三項又は次条第一項の規定に違反したとき
- 二 正当な理由がないのに第一条の十九第二項各号の規定による請求を拒んだとき
- 三 第一条の二十の規定による提出をせず、又は虚偽の提出をしたとき
- 四 不正の手段により指定を受けたとき
- 五 前二条の規定による請求に応じなかつたとき

六 厚生労働大臣が、指定外国検査機関が前五号のいずれかに該当すると認めて、六月を超えない範囲内で期間を定めて証明書作成の業務の全部又は一部の停止を請求した場合において、その請求に応じなかつたとき

七 厚生労働大臣が、指定外国検査機関の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めて、その職員をして指定外国検査機関の事務所に立ち入らせ、関係者に質問させ、又はその業務に係る帳簿、書類その他の物件を検査せよとした場合において、その立入り若しくは検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又は質問に対して陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき

八 厚生労働大臣が、指定外国検査機関の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めて、指定外国検査機関に対し、必要な事項

の報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

（帳簿）

第一条の二十四 指定外国検査機関は、証明書作成を行ったときは、次の事項を記載した帳簿を備え、これを記載の日から一年間保存しなければならない。

一 証明書作成を行った機械等を所有する者の氏名又は名称及び住所

二 証明書作成を行った機械等の型式及び製造番号

三 証明書作成を行った年月日

四 証明書作成を行った証明書作成員の氏名

五 証明書作成の結果

六 基準等適合証明書の番号

七 その他証明書作成に関し必要な事項

2 指定外国検査機関は、証明書作成の業務を廃止した場合（指定を取り消された場合及び指定がその効力を失った場合を含む。）には、前項の帳簿を厚生労働大臣に引き渡さなければならない。

（公示）

第一条の二十五 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

指定をしたとき	指定外国検査機関の名称及び住所並びに代表者の氏名
	二 証明書作成の業務を行う事務所
	三 指定した年月日
	四 証明書作成の業務を行う機械等の区分
第一条の十六	変更前及び変更後の指定外国の規定による検査機関の名称及び住所並びに代表者の氏名
第一条の十三	表者の氏名
第三項第二号	変更する年月日
の事項の変更	
の届出があつたとき	
第一条の十六	指定外国検査機関の名称
の規定による二	変更前及び変更後の証明書作成
第一条の十三	成の業務を行う事務所の名称及び
第三項第三号	所在地
の事項の変更	変更する年月日
の届出があつたとき	

第一条の十八 証明書作成の業務の全部又はその規定による一部を休止し、又は廃止する指定届出があつた外国検査機関の名称及び住所並びに代表者の氏名

二 休止し、又は廃止する証明書作成の業務の範囲

三 証明書作成の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月日

四 証明書作成の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあっては、その期間

第一条の二十一 指定外国検査機関の名称及び住所並びに代表者の氏名

三 第一項の規程を取り消した年月日

第一条の二十一 指定外国検査機関の名称及び住所並びに代表者の氏名

三 第二項の規程を取り消し、又は証明書を取り消し、作成の業務の全部若しくは一部の業務の全三

証明書作成の業務の全部又は一部の業務の全三

証明書作成の業務の全部又は一部の業務の全三

証明書作成の業務の全部又は一部の業務の全三

証明書作成の業務の全部又は一部の業務の全三

証明書作成の業務の全部又は一部の業務の全三

証明書作成の業務の全部又は一部の業務の全三

証明書作成の業務の全部又は一部の業務の全三

証明書作成の業務の全部又は一部の業務の全三

証明書作成の業務の全部又は一部の業務の全三

証明書作成の業務の全部又は一部の業務の全三

証明書作成の業務の全部又は一部の業務の全三

証明書作成の業務の全部又は一部の業務の全三

証明書作成の業務の全部又は一部の業務の全三

証明書作成の業務の全部又は一部の業務の全三

二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し（外国に居住する者にあつては、これに準ずるもの）

三 申請者が法第五十三條の三において準用する法第四十六條第二項各号及び同条第三項第四号イからハまでの規定に該当しないことを説明した書面

四 次の事項を記載した書面

イ 申請者が法人である場合は、その役員の氏名及び略歴並びに構成員の氏名（構成員が法人である場合は、その法人の名称）

ロ 性能検査に用いる機械器具その他の設備の種類、数及び性能

ハ 法第五十三條の三において準用する法第四十六條第三項第三号に規定する者及び検査員の経歴及び数

ニ 性能検査の業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要

（登録の更新に係る準用）

第四条 前条の規定は、法第五十三條の三において準用する法第四十六條の二第一項の登録の更新について準用する。

（性能検査の検査方法から生ずる危険を防止するために必要な措置）

第五条 法第五十三條の三において準用する法第四十七條第四項に規定する厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。

一 ボイラー等の性能検査を実施するに当たり、次の事項を行うこと。

イ ボイラー等の圧力を受ける部分に著しい損傷等が認められ、その水圧試験又は気圧試験の実施について危険が予想されるときは、当該試験を行わないこと。

ロ 水圧試験又は気圧試験の実施に当たり、ボイラー等の破裂による鏡板等の飛散、水の流出等による災害を防止するための措置を行うこと。

ハ 水圧試験又は気圧試験の実施に当たり、当該試験を続行することによる危険が予想されるときは、当該試験を中止すること。

ニ クレーン等（第二条第三号から第七号までに掲げる特定機械等をいう。この号において同じ。）の性能検査を実施するに当たり、次の事項を行うこと。

イ 強風、大雨、大雪等の悪天候のため、当該検査の実施について危険が予想されるときは、当該検査を行わないこと。

ロ クレーン等の各部分の構造及び機能について点検を行うに当たり、クレーン等が不意に起動することによる労働者の墜落、挟まれ等の危険を防止するため、当該クレーン等の運転を禁止するとともに、当該クレーン等の操作部分に運転を禁止する旨の表示をすること。

ハ クレーン等の構造部材その他荷重を受ける部分に著しい損傷等が認められ、荷重試験等の実施について危険が予想されるときは、当該試験を行わないこと。

ニ 荷重試験等の実施に当たり、ジブ等が当該試験を行う場所に隣接する家屋、公道等に危険を及ぼすおそれのある場合には、当該試験を行わないこと。

ホ 荷重試験等の実施に当たり、当該試験を続行することによる危険が予想されるときは、当該試験を中止すること。

三 移動式クレーンの性能検査を実施するに当たり、地盤が軟弱であること、埋設物その他地下に存する工作物が損壊するおそれがあること等により当該移動式クレーンが転倒するおそれのある場所においては、当該検査を行わないこと。ただし、当該場所において、移動式クレーンの転倒を防止するために必要な広さ及び強度を有する鉄板等が敷設され、その上に当該移動式クレーンを設置しているときは、この限りでない。

（変更の届出）

第五条の二 登録性能検査機関は、法第五十三條の三において準用する法第四十七條の二の規定により変更の届出をしようとするときは、登録性能検査機関登録事項変更届出書（様式第一号の五）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（業務規程）

第六条 登録性能検査機関は、法第五十三條の三において準用する法第四十八條第一項前段の規定により業務規程の届出をしようとするときは、業務規程届出書（様式第二号）に当該業務規程を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 登録性能検査機関の業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一 性能検査の実施方法

二 性能検査に関する料金

三 前号の料金の収納の方法に関する事項

四 性能検査の業務を行う時間及び休日に関する事項

五 検査証の有効期間の更新に関する事項

六 検査員の選任及び解任並びにその配置に関する事項

七 性能検査に関する書類及び帳簿の保存に関する事項

八 法第五十三条の三において準用する法第五十条第二項第二号及び第四号並びに同条第三項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項

九 前各号に掲げるもののほか、性能検査の業務に關し必要な事項

三 登録性能検査機関は、法第五十三条の三において準用する法第四十八条第一項後段の規定により業務規程の変更の届出をしようとするときは、業務規程変更届出書（様式第三号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（業務の休廃止等の届出）

第七條 登録性能検査機関は、法第五十三条の三において準用する法第四十九条の規定により性能検査の業務の休止又は廃止の届出をしようとするときは、性能検査業務休廃止届出書（様式第四号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

二 前項の規定による届出が性能検査の業務の廃止の届出である場合は、第十条の帳簿の写しを添付しなければならない。

三 登録性能検査機関は、当該登録を取り消されたとき又は当該登録がその効力を失ったときは、第十条の帳簿の写しを厚生労働大臣に提出しなければならない。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第七條の二 法第五十三条の三において準用する法第五十条第二項第三号及び同条第三項第三号に規定する厚生労働省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

（電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法）

第七條の三 法第五十三条の三において準用する法第五十条第二項第四号及び同条第三項第四号に規定する厚生労働省令で定める電磁的方法は、第一条の七の三に掲げる方法のうちいずれかの方法とする。

（検査員の選任等の届出）

第八條 登録性能検査機関は、法第五十三条の三において準用する法第五十一条の規定により検査員の選任の届出をしようとするときは、検査員選任届出書（様式第五号）に選任しようとする者の経歴を記載した書面を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

二 登録性能検査機関は、法第五十三条の三において準用する法第五十一条の規定により検査員の解任の届出をしようとするときは、検査員解任届出書（様式第六号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（旅費の額等に係る準用）

第八條の二 第一条の八の二から第一条の八の四までの規定は、法第五十三条の三において準用する法第五十三条第二項第四号の検査について準用する。この場合において、第一条の八の二中「令第十五条の三第一項」とあるのは、「令第十五条の三第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

（報告）

第九條 登録性能検査機関は、性能検査を行ったときは、その結果について、当該性能検査を行った月の翌月末日までに性能検査結果報告書（様式第七号）を当該性能検査を行った第三条の申請に係る第二条各号に掲げる特定機械等（次条において「性能検査対象機械等」という。）の設置の場所を管轄する労働基準監督署長に提出しなければならない。

（帳簿）

第十條 登録性能検査機関は、性能検査を行った性能検査対象機械等について、次の事項を記載した帳簿を備え、これを記載の日から三年間保存しなければならない。

一 性能検査を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに性能検査対象機械等の設置の場所

二 性能検査対象機械等の型式、構造及び性能並びにその安全装置及び附属装置等に関する事項

三 検査証番号

四 検査証の更新を行った年月日

五 検査証の有効期間

六 性能検査を行った検査員の氏名

七 性能検査の結果

八 その他性能検査に關し必要な事項

（性能検査の業務の引継ぎ等）

第十條の二 登録性能検査機関（外国登録性能検査機関（法第五十三条の三において読み替えて準用する法第五十二条に規定する外国登録性能検査機関をいう。次項及び次条において同じ。）を除く。）は、法第五十三条の三において準用する法第五十三条の二第一項に規定する場合に

は、次の事項を行わなければならない。

一 性能検査の業務を行った事務所ごとに、当該事務所の所在地を管轄する労働基準監督署長に当該性能検査の業務並びに当該性能検査の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。

二 その他性能検査の業務を行った事務所の所在地を管轄する労働基準監督署長が必要と認める事項

二 外国登録性能検査機関は、法第五十三条の三において準用する法第五十三条の二第一項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

一 法第五十三条の三において準用する法第五十三条の二第二項の規定により性能検査の業務の全部又は一部を自ら行うこととなる労働基準監督署長に当該性能検査の業務並びに当該性能検査の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。

二 その他前号の労働基準監督署長が必要と認める事項

（公示）

第十條の三 第一条の十一の規定は、登録性能検査機関について準用する。この場合において、同条の表中「第三十八条第一項」とあるのは「第四十一条第二項」と、「製造時等検査」とあるのは「性能検査」と、「第四十七条の二」とあるのは「第五十三条の三において準用する法第四十七条の二」と、「第四十九条」とあるのは「第五十三条の三において準用する法第四十九条」と、「第五十三条第一項」とあるのは「第五十三条の三において準用する法第五十三条第一項」と、「外国登録製造時等検査機関」とあるのは「外国登録性能検査機関」と、「第五十三条第二項」とあるのは「第五十三条の三において準用する法第五十三条第二項」と、「第五十三条の二」とあるのは「第五十三条の三において準用する法第五十三条の二」と、「都道府県労働局長」とあるのは「労働基準監督署長」と読み替えるものとする。

第三章 登録個別検定機関

（登録の区分）

第十一條 法第五十四条において準用する法第四十六条第一項の厚生労働省令で定める区分は、次のとおりとする。

一 令第十四条第一号のゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電氣的制動方式のもの

二 令第十四条第二号の第二種压力容器

三 令第十四条第三号の小型ボイラー

四 令第十四条第四号の小型压力容器

（登録の申請）

第十二條 法第五十四条において準用する法第四十六条第一項の登録の申請をしようとする者は、登録個別検定機関登録申請書（様式第四号の二）に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書（外国法令に基づいて設立された法人にあつては、これらに準ずるもの）

二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し（外国に居住する者にあつては、これに準ずるもの）

三 申請者が法第五十四条において準用する第四十六条第二項各号及び同条第三項第四号イからハまでの規定に該当しないことを説明した書面

四 次の事項を記載した書面

イ 申請者が法人である場合は、その役員の氏名及び略歴並びに構成員の氏名（構成員が法人である場合は、その法人の名称）

ロ 個別検定に用いる機械器具その他の設備の種類、数及び性能

ハ 法第五十四条において準用する法第四十六条第三項第三号に規定する者及び検定員の経歴及び数

ニ 個別検定の業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要

（登録の更新に係る準用）

第十三條 前条の規定は、法第五十四条において準用する法第四十六条の二第一項の登録の更新について準用する。

（個別検定の検定方法から生ずる危険を防止するために必要な措置）

第十四條 法第五十四条において準用する法第四十七条第四項に規定する厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。

一 小型ボイラー、第二種压力容器又は小型压力容器（以下この条において「小型ボイラー等」という。）の圧力を受ける部分に著しい損傷等が認められ、その水圧試験又は気圧試験

験の実施について危険が予想されるときは、当該試験を行わないこと。

二 小型ボイラー等の水圧試験又は気圧試験の実施に当たり、当該小型ボイラー等の破裂による鏡板等の飛散、水の流出等による災害を防止するための措置を行うこと。

三 小型ボイラー等の水圧試験又は気圧試験の実施に当たり、当該試験を続行することによる危険が予想されるときは、当該試験を中止すること。

(変更の届出)

第十四条の二 登録個別検定機関は、法第五十四条において準用する法第四十七条の二の規定により変更の届出をしようとするときは、登録個別検定機関登録事項変更届出書(様式第一号の五)を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(業務規程)

第十五条 登録個別検定機関は、法第五十四条において準用する法第四十八条第一項前段の規定により業務規程の届出をしようとするときは、業務規程届出書(様式第二号)に当該業務規程を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 登録個別検定機関の業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一 個別検定の実施方法

二 個別検定に関する料金

三 前号の料金の収納の方法に関する事項

四 個別検定の業務を行う時間及び休日に関する事項

五 個別検定に合格した第十二条の申請に係る第十一条各号に掲げる機械等(第十八条において「個別検定対象機械等」という。)についての刻印又は刻印を押した銘板に関する事項

六 検定員の選任及び解任並びにその配置に関する事項

七 個別検定に関する書類及び帳簿の保存に関する事項

八 法第五十四条において準用する法第五十条第二項第二号及び第四号並びに同条第三項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項

九 前各号に掲げるもののほか、個別検定の業務に關し必要な事項

3 登録個別検定機関は、法第五十四条において準用する法第四十八条第一項後段の規定により

業務規程の変更の届出をしようとするときは、業務規程変更届出書(様式第三号)を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(業務の休止等の届出)

第十六条 登録個別検定機関は、法第五十四条において準用する法第四十九条の規定により個別検定の業務の休止又は廃止の届出をしようとするときは、個別検定業務休止届出書(様式第四号)を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出が個別検定の業務の廃止の届出である場合は、第十八条の帳簿の写しを添付しなければならない。

3 登録個別検定機関は、当該登録を取り消されるとき又は当該登録がその効力を失ったときは、第十八条の帳簿の写しを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第十六条の二 法第五十四条において準用する法第五十条第二項第三号及び同条第三項第三号に規定する厚生労働省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(電磁的方法)

第十六条の三 法第五十四条において準用する法第五十条第二項第四号及び同条第三項第四号に規定する厚生労働省令で定める電磁的方法は、第一条の七の三に掲げる方法のうちいずれかの方法とする。

(検定員の選任等の届出)

第十七条 登録個別検定機関は、法第五十四条において準用する法第五十一条の規定により検定員の選任の届出をしようとするときは、検査員選任届出書(様式第五号)に選任しようとする者の経歴を記載した書面を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 登録個別検定機関は、法第五十四条において準用する法第五十一条の規定により検定員の届出をしようとするときは、検定員解任届出書(様式第六号)を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(旅費の額等に係る準用)

第十七条の二 第一条の八の二から第一条の八の四までの規定は、法第五十四条において準用する法第五十三条第二項第四号の検査について準用する。この場合において、第一条の八の二中

「令第十五条の第三項」とあるのは、「令第十五条の三第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

(帳簿)

第十八条 登録個別検定機関は、個別検定を行った個別検定対象機械等について、次の事項を記載した帳簿を備え、これを記載の日から十年間保存しなければならない。

一 個別検定を受けた者の氏名又は名称

二 個別検定対象機械等の種類、型式及び性能

三 個別検定を行った年月日

四 個別検定を行った検定員の氏名

五 個別検定の結果

六 個別検定合格番号

七 その他個別検定に關し必要な事項

(個別検定の業務の引継ぎ等)

第十九条 登録個別検定機関(外国登録個別検定機関(法第五十四条において読み替えて準用する法第五十二条に規定する外国登録個別検定機関をいう。次項及び次条において同じ。))を除く。は、法第五十四条において準用する法第五十三条の二第一項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

一 厚生労働大臣又は個別検定の業務を行った事務所に、当該事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に当該個別検定の業務並びに当該個別検定の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。

二 その他厚生労働大臣又は個別検定の業務を行った事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長が必要と認める事項

2 外国登録個別検定機関は、法第五十四条において準用する法第五十三条の二第一項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

一 法第五十四条において準用する法第五十三条の二第二項の規定により厚生労働大臣又は個別検定の業務の全部若しくは一部を自ら行うこととなる都道府県労働局長に当該個別検定の業務並びに当該個別検定の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。

二 その他厚生労働大臣又は前号の都道府県労働局長が必要と認める事項

(公示)

第十九条の二 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

法第四十四条第一項の規定による名称及び住所並びに法人にある登録をしたとては、その代表者の氏名

二 個別検定の業務を行う事務所の名称及び所在地

三 行うことができる個別検定登録した年月日

四 変更前及び変更後の登録個別検定機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

法第四十七条の二の規定によるの代表者の氏名

法第四十六条第二項の変更する年月日

法第四十六号の事項の変更の届出があつたとき

法第五十四条において準用する法第四十七条の二の規定による変更前及び変更後の個別検定の規定による一定の業務を行う事務所の名称及び住所並びに所在地

法第四十六号の事項の変更する年月日

法第四十六号の事項の変更の届出があつたとき

法第五十四条において準用する法第四十七号の二の変更前及び変更後の個別検定の規定による一定の業務を行う事務所の名称及び住所並びに所在地

法第四十六号の事項の変更する年月日

法第四十六号の事項の変更の届出があつたとき

法第五十四条において準用する法第四十七号の二の変更前及び変更後の個別検定の規定による一定の業務を行う事務所の名称及び住所並びに所在地

法第四十六号の事項の変更する年月日

法第四十六号の事項の変更の届出があつたとき

法第五十四条において準用する法第四十七号の二の変更前及び変更後の個別検定の規定による一定の業務を行う事務所の名称及び住所並びに所在地

法第四十六号の事項の変更する年月日

法第四十六号の事項の変更の届出があつたとき

法第五十四条において準用する法第四十七号の二の変更前及び変更後の個別検定の規定による一定の業務を行う事務所の名称及び住所並びに所在地

法第四十六号の事項の変更する年月日

法第四十六号の事項の変更の届出があつたとき

法第五十四条において準用する法第四十七号の二の変更前及び変更後の個別検定の規定による一定の業務を行う事務所の名称及び住所並びに所在地

法第四十六号の事項の変更する年月日

法第四十六号の事項の変更の届出があつたとき

法第五十四条において準用する法第四十七号の二の変更前及び変更後の個別検定の規定による一定の業務を行う事務所の名称及び住所並びに所在地

法第四十六号の事項の変更する年月日

法第四十六号の事項の変更の届出があつたとき

法第五十四条において準用する法第四十七号の二の変更前及び変更後の個別検定の規定による一定の業務を行う事務所の名称及び住所並びに所在地

法第四十六号の事項の変更する年月日

法第四十六号の事項の変更の届出があつたとき

法第五十四条において準用する法第四十七号の二の変更前及び変更後の個別検定の規定による一定の業務を行う事務所の名称及び住所並びに所在地

法第四十六号の事項の変更する年月日

法第四十六号の事項の変更の届出があつたとき

法第五十四条において準用する法第四十七号の二の変更前及び変更後の個別検定の規定による一定の業務を行う事務所の名称及び住所並びに所在地

法第四十六号の事項の変更する年月日

法第四十六号の事項の変更の届出があつたとき

法第五十四条において準用する法第四十七号の二の変更前及び変更後の個別検定の規定による一定の業務を行う事務所の名称及び住所並びに所在地

法第四十六号の事項の変更する年月日

法第四十六号の事項の変更の届出があつたとき

法第五十四条に一 外国登録個別検定機関の氏名又は名称及び住所並びに法人法第五十三条第にあっては、その代表者の氏名 二項の規定により二 登録を取り消した年月日 したとき。 法第五十四条に一 都道府県労働局長が個別検定において準用する定の業務の全部又は一部を自ら 法第五十三条の行の場合にあっては、当該個別二の規定により検定の業務の全部又は一部を自 厚生労働大臣又ら行うものとする都道府県労働局長が個別検定二 自ら個別検定の業務の全部の業務の全部又は一部を行うものとする年 は一部を自ら行月日 うものとする三 自ら行うものとする個別検定 き。 法第五十四条に一 都道府県労働局長が自ら行 において準用するつていた個別検定の業務の全部 法第五十三条の又は一部を行わないものとする 二の規定により場合にあっては、当該個別検定 厚生労働大臣又の業務の全部又は一部を行わな は都道府県労働局の名称とする都道府県労働局長 局長が自ら行つたの名称 つていた個別検定二 個別検定の業務の全部又は の業務の全部又は一部を行わないものとする年 は一部を行わな月日 いものとすると三 行わないものとする個別検定 き。 定の業務の範囲	ては、停止を命じた個別検定の範囲及びその期間
--	-------------------------------

七 令第十四条の二第七号の木材加工用丸のこ盤の歯の接触予防装置のうち可動式のもの

八 令第十四条の二第八号の動力により駆動されるプレス機械（以下「動力プレス」という。）のうちスライドによる危険を防止するための機構を有するもの

九 令第十四条の二第九号の交流アーク溶接機用自動電撃防止装置

十 令第十四条の二第十号の絶縁用保護具

十一 令第十四条の二第十一号の絶縁用防具

十二 令第十四条の二第十二号の保護帽

十三 令第十四条の二第十三号の防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具

十四 令第十四条の二第十四号の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具

（登録の申請）

第十九条の四 法第五十四条の二において準用する法第四十六条第一項の登録の申請をしようとする者は、登録型式検定機関登録申請書（様式第四号の二）に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書（外国法令に基づいて設立された法人にあつては、これらに準ずるもの）

二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し（外国に居住する者にあつては、これに準ずるもの）

三 申請者が法第五十四条の二において準用する第四十六条第二項各号及び同条第三項第四号イからハまでの規定に該当しないことを説明した書面

四 次の事項を記載した書面

イ 申請者が法人である場合は、その役員の名氏名及び略歴並びに構成員の名氏（構成員が法人である場合は、その法人の名称）

ロ 型式検定に用いる機械器具その他の設備の種類、数及び性能

ハ 法第五十四条の二において準用する法第四十六条第三項第三号に規定する者及び検定員の経歴及び数

ニ 型式検定の業務以外の業務を行っているるときは、その業務の種類及び概要

（登録の更新に係る準用）

第十九条の五 前条の規定は、法第五十四条の二において準用する法第四十六条の二第一項の登録の更新について準用する。

(型式検定の検定方法から生ずる危険を防止するために必要な措置)

第十九条の六 法第五十四条の二において準用する法第四十七条第四項に規定する厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。

一 強風、大雨、大雪等の悪天候のため、クレイン又は移動式クレインの過負荷防止装置(以下この条において「過負荷防止装置」という。)の作動試験の実施に行わないこと。

二 過負荷防止装置の各部分について点検を行うに当たり、クレイン又は移動式クレイン(以下この条において「クレイン等」という。)が不意に起動することによる労働者の墜落、挟まれ等の危険を防止するため、当該クレイン等の運転を禁止するとともに、当該クレイン等の操作部分に運転を禁止する旨の表示をすること。

三 クレイン等の構造部材その他荷重を受ける部分に著しい損傷等が認められ、作動試験の実施について危険が予想されるときは、当該試験を行わないこと。

四 作動試験の実施に当たり、ジブ等が当該試験を行う場所に隣接する家屋、公道等に危険を及ぼすおそれのある場合には、当該試験を行わないこと。

五 作動試験の実施に当たり、当該試験を続行することによる危険が予想されるときは、当該試験を中止すること。

六 移動式クレインの過負荷防止装置の型式検定を実施するに当たり、地盤が軟弱であること、埋設物その他地下に存する工作物が損壊するおそれがあること等により当該移動式クレインが転倒するおそれのある場所において、当該検定を行わないこと。ただし、当該場所において、当該移動式クレインの転倒を防止するために必要な広さ及び強度を有する鉄板等が敷設され、その上に当該移動式クレインを設置しているときは、この限りでない。

(変更の届出)

第十九条の六の二 登録型式検定機関は、法第五十四条の二において準用する法第四十七条の規定により変更の届出をしようとするときは、登録型式検定機関登録事項変更届出書(様式第一号の五)を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(業務規程)

第十九条の七 登録型式検定機関は、法第五十四条の二において準用する法第四十八条第一項前段の規定により業務規程の届出をしようとするときは、業務規程届出書(様式第二号)に当該業務規程を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 登録型式検定機関の業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一 型式検定の実施方法

二 型式検定に関する料金

三 前号の料金の収納の方法に関する事項

四 型式検定の業務を行う時間及び休日に関する事項

五 型式検定の業務を行う場所に関する事項

六 型式検定合格証の発行に関する事項

七 検定員の選任及び解任並びにその配置に関する事項

八 型式検定に関する書類及び帳簿の保存に関する事項

九 法第五十四条の二において準用する法第五十条第二項第二号及び第四号並びに同条第三項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項

十 前各号に掲げるもののほか、型式検定の業務に關し必要な事項

3 登録型式検定機関は、法第五十四条の二において準用する法第四十八条第一項後段の規定により業務規程の変更の届出をしようとするときは、業務規程変更届出書(様式第三号)を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(業務の休廃止等の届出)

第十九条の八 登録型式検定機関は、法第五十四条の二において準用する法第四十九条の規定により型式検定の業務の休止又は廃止の届出をしようとするときは、型式検定業務休廃止届出書(様式第四号)を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出が型式検定の業務の廃止の届出である場合は、第十九条の十一の帳簿の写しを添付しなければならない。

3 登録型式検定機関は、当該登録を取り消されたとき又は当該登録がその効力を失つたときは、第十九条の十一の帳簿の写しを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第十九条の八の二 法第五十四条の二において準用する法第五十条第二項第三号及び同条第三項

第三号に規定する厚生労働省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。
(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第十九条の八の三 法第五十四条の二において準用する法第五十条第二項第四号及び同条第三項第四号に規定する厚生労働省令で定める電磁的方法は、第一条の七の三に掲げる方法のうちいずれかの方法とする。

(検定員の選任等の届出)

第十九条の九 登録型式検定機関は、法第五十四条の二において準用する法第五十一条の規定により検定員の選任の届出をしようとするときは、検査員選任届出書(様式第五号)に選任しようとする者の経歴を記載した書面を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 登録型式検定機関は、法第五十四条の二において準用する法第五十一条の規定により検定員の解任の届出をしようとするときは、検定員解任届出書(様式第六号)を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(旅費の額等に係る準用)

第十九条の九の二 第一条の八の二から第一条の八の四までの規定は、法第五十四条の二において準用する法第五十三条第二項第四号の検査について準用する。この場合において、第一条の八の二中「令第十五条の三第一項」とあるのは、「令第十五条の三第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

(報告)

第十九条の十 登録型式検定機関は、毎事業年度において六月以内に一回、その期間内に行った型式検定の結果について、次の事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

一 型式検定(次号の更新検定を除く。次条第一号、第三号及び第四号において同じ。)に合格した第十九条の四の申請に係る第十九条の三各号に掲げる機械等(以下この条及び次条において「型式検定対象機械等」という。)に係る申請者の氏名又は名称並びに当該型式検定対象機械等の種類、型式、性能、型式検定を行った年月日及び型式検定合格番号

二 法第四十四条の三第二項の規定による型式検定(以下「更新検定」という。)に合格した型式検定対象機械等に係る申請者の氏名又は名称並びに当該型式検定対象機械等の種

類、型式、性能、更新検定を行った年月日及び型式検定合格番号

(帳簿)

第十九条の十一 登録型式検定機関は、型式検定を行った型式検定対象機械等について、次の事項を記載した帳簿を備え、これを記載の日から十年間保存しなければならない。

一 型式検定を受けた者の氏名又は名称

二 型式検定対象機械等の種類、型式及び性能

三 型式検定を行った年月日

四 型式検定を行った検定員の氏名

五 型式検定の結果

六 型式検定合格番号

七 その他型式検定に関し必要な事項

八 更新検定を行ったときは、その年月日

九 更新検定において不合格としたときは、その理由

(型式検定の業務の引継ぎ等)

第十九条の十一の二 登録型式検定機関は、法第五十四条の二において準用する法第五十三条の二第一項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

一 厚生労働大臣に当該型式検定の業務並びに当該型式検定の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。

二 その他厚生労働大臣が必要と認める事項(公示)

第十九条の十二 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

法第四十四条の二

一 登録型式検定機関の氏名

二 登録型式検定機関の氏名

三 登録型式検定機関の氏名

四 登録型式検定機関の氏名

五 登録型式検定機関の氏名

六 登録型式検定機関の氏名

七 登録型式検定機関の氏名

八 登録型式検定機関の氏名

九 登録型式検定機関の氏名

十 登録型式検定機関の氏名

十一 登録型式検定機関の氏名

十二 登録型式検定機関の氏名

十三 登録型式検定機関の氏名

十四 登録型式検定機関の氏名

十五 登録型式検定機関の氏名

十六 登録型式検定機関の氏名

十七 登録型式検定機関の氏名

の届出があつたとき

法第五十四条の二

一 登録型式検定機関の氏名

二 登録型式検定機関の氏名

三 登録型式検定機関の氏名

四 登録型式検定機関の氏名

五 登録型式検定機関の氏名

六 登録型式検定機関の氏名

七 登録型式検定機関の氏名

八 登録型式検定機関の氏名

九 登録型式検定機関の氏名

十 登録型式検定機関の氏名

十一 登録型式検定機関の氏名

十二 登録型式検定機関の氏名

十三 登録型式検定機関の氏名

十四 登録型式検定機関の氏名

十五 登録型式検定機関の氏名

十六 登録型式検定機関の氏名

十七 登録型式検定機関の氏名

十八 登録型式検定機関の氏名

十九 登録型式検定機関の氏名

二十 登録型式検定機関の氏名

二十一 登録型式検定機関の氏名

二十二 登録型式検定機関の氏名

二十三 登録型式検定機関の氏名

二十四 登録型式検定機関の氏名

二十五 登録型式検定機関の氏名

二十六 登録型式検定機関の氏名

二十七 登録型式検定機関の氏名

二十八 登録型式検定機関の氏名

二十九 登録型式検定機関の氏名

三十 登録型式検定機関の氏名

三十一 登録型式検定機関の氏名

三十二 登録型式検定機関の氏名

三十三 登録型式検定機関の氏名

三十四 登録型式検定機関の氏名

三十五 登録型式検定機関の氏名

三十六 登録型式検定機関の氏名

三十七 登録型式検定機関の氏名

三十八 登録型式検定機関の氏名

三十九 登録型式検定機関の氏名

四十 登録型式検定機関の氏名

四十一 登録型式検定機関の氏名

四十二 登録型式検定機関の氏名

四十三 登録型式検定機関の氏名

法第五十四条の二

一 型式検定の業務の全部又は一部を自ら行うものとする

法第五十三条の二

一 型式検定の業務の全部又は一部を自ら行うものとする

法第五十三条の二

一 型式検定の業務の全部又は一部を自ら行うものとする

法第五十三条の二

一 型式検定の業務の全部又は一部を自ら行うものとする

法第五十三条の二

一 型式検定の業務の全部又は一部を自ら行うものとする

法第五十三条の二

一 型式検定の業務の全部又は一部を自ら行うものとする

法第五十三条の二

一 型式検定の業務の全部又は一部を自ら行うものとする

法第五十三条の二

一 型式検定の業務の全部又は一部を自ら行うものとする

法第五十三条の二

一 型式検定の業務の全部又は一部を自ら行うものとする

法第五十三条の二

一 型式検定の業務の全部又は一部を自ら行うものとする

法第五十三条の二

一 型式検定の業務の全部又は一部を自ら行うものとする

法第五十三条の二

一 型式検定の業務の全部又は一部を自ら行うものとする

法第五十三条の二

一 型式検定の業務の全部又は一部を自ら行うものとする

法第五十三条の二

一 型式検定の業務の全部又は一部を自ら行うものとする

法第五十三条の二

一 型式検定の業務の全部又は一部を自ら行うものとする

法第五十三条の二

一 型式検定の業務の全部又は一部を自ら行うものとする

法第五十三条の二

一 型式検定の業務の全部又は一部を自ら行うものとする

法第五十三条の二

一 型式検定の業務の全部又は一部を自ら行うものとする

法第五十三条の二

一 型式検定の業務の全部又は一部を自ら行うものとする

法第五十三条の二

一 型式検定の業務の全部又は一部を自ら行うものとする

法第五十三条の二

一 型式検定の業務の全部又は一部を自ら行うものとする

法第五十三条の二

一 型式検定の業務の全部又は一部を自ら行うものとする

法第五十三条の二

イ 特定自主検査を行うことができる機械等の種類

ロ 検査料の額及びその収納の方法に関する事項

ハ 特定自主検査の検査の結果についての証明書等の発行に関する事項

ニ 特定自主検査の業務に関する帳簿の保存に関する事項

ホ その他特定自主検査の業務に関し必要な事項

四 特定自主検査の業務を行うために必要な事務所を有すること。

(登録証の交付)

第十九条の十六 所轄都道府県労働局長等は、法

第五十四条の三第一項の登録を行ったときは、申請者に、検査業者登録証(様式第七号の三。以下「登録証」という。)を交付する。

(登録事項の変更)

第十九条の十七 検査業者は、氏名若しくは名称

又は住所について変更が生じたとき(法第五十四条の五第一項の承継により変更が生じたときを除く。)は、遅滞なく、検査業者登録事項変更等申請書(様式第七号の四)に登録証及び書換えの理由を証する書面を添えて、所轄都道府県労働局長等に提出し、登録証の書換えを受けなければならない。

2 検査業者は、第十九条の十三第二号に掲げる事項について変更が生じたときは、遅滞なく、検査業者登録事項変更等申請書(様式第七号の四)に変更事項を証する書面を添えて、所轄都道府県労働局長等に提出しなければならない。

3 検査業者は、第十九条の十三第三号に掲げる事項について変更しようとするとき(法第五十四条の五第一項の承継により変更しようとするときを除く。)は、検査業者登録事項変更等申請書に登録証及び書換えの理由を証する書面を添えて、所轄都道府県労働局長等に提出し、登録証の書換えを受けなければならない。

第十九条の十八 検査業者は、登録証を損傷し、又は滅失したときは、検査業者登録証再交付申請書(様式第七号の五)に当該損傷した登録証(登録証を滅失したときは、その事実を記載した書面)を添えて、所轄都道府県労働局長等に提出し、登録証の再交付を受けることができる。

2 前項の規定により登録証の再交付を申請した者は、失った登録証を発見したときは、遅滞なく、これを所轄都道府県労働局長等に返納しなければならない。

(業務規程の変更の報告)

第十九条の十九 検査業者は、第十九条の十五第三号の特定自主検査の業務に関する規程を変更したときは、遅滞なく、所轄都道府県労働局長等に報告しなければならない。

(帳簿)

第十九条の二十 検査業者は、特定自主検査を行

った機械等について、次の事項を記載した帳簿を備え、これを記載の日から三年間保存しなければならない。

一 特定自主検査を受けた者の氏名又は名称及び住所

二 特定自主検査を行った機械等の種類、型式、性能及び製造年月又は製造番号

三 特定自主検査を行った年月日

四 特定自主検査を実施した者の氏名

五 特定自主検査の結果

六 その他特定自主検査に関し必要な事項

(定期報告)

第十九条の二十一 検査業者は、四月一日から翌

年の三月三十一日までの間に行った特定自主検査の状況について、その年の四月三十日まで、特定自主検査実施状況報告書(様式第七号の六)を所轄都道府県労働局長等に提出しなければならない。

(法第五十四条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者)

第十九条の二十二 動力プレスに係る法第五十四

条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 次のいずれかに該当する者で、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了した

もの

イ 学校教育法による大学又は高等専門学校

において工学に関する学科を専攻して卒業した者(大学改革支援・学位授与機構により

学士の学位を授与された者(当該学科を専攻した者に限る。))若しくはこれと同等

以上の学力を有すると認められる者又は当該学科を専攻して専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下同じ。

二 動力プレスの点検若しくは整備の業務に二年以上従事し、又は動力プレスの設計若しくはは工作の業務に五年以上従事した経験を有するものとする。

三 前項の規定は、車両系建設機械のうち合別表第七第三号に掲げるものに係る法第五十四

条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者について準用する。この場合において、同項第一

号中「フォークリフト」とあるのは、「車両系建設機械のうち合別表第七第三号に掲げるもの」と読み替えるものとする。

四 第二項の規定は、車両系建設機械のうち合別表第七第四号に掲げるものに係る法第五十四

条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者について準用する。この場合において、同項第一

号中「フォークリフト」とあるのは、「車両系建設機械のうち合別表第七第五号に掲げるもの」と読み替えるものとする。

五 第二項の規定は、令第十三条第三項第三十三号に掲げる不整地運搬車に係る法第五十四

条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者について準用する。この場合において、第二項第一

号中「フォークリフト」とあるのは、「令第十三条第三項第三十三号に掲げる不整地運搬車」と読み替えるものとする。

六 第二項の規定は、令第十三条第三項第三十四号に掲げる作業床の高さが二メートル以上の高

所作業車に係る法第五十四条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者について準用する。

七 この場合において、第二項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「令第十三条第三項第三十四号に掲げる作業床の高さが二メートル以上の高所作業車」と読み替えるものとする。

八 前項の規定は、車両系建設機械(令別表第七

に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。以下同じ。)

のうち合別表第七第一号、第二号又は第六号に掲げるものに係る法第五十四条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者について準用する。

この場合において、同項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「車両系建設機械のうち合別表第七第一号、第二号若しくは第六号に掲げるもの」と読み替えるものとする。

二 その他厚生労働大臣が定める者

イ 学校教育法による大学又は高等専門学校

において工学に関する学科を専攻して卒業した者(大学改革支援・学位授与機構により

学士の学位を授与された者(当該学科を専攻した者に限る。))若しくはこれと同等

以上の学力を有すると認められる者又は当該学科を専攻して専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下同じ。

二 動力プレスの点検若しくは整備の業務に二年以上従事し、又は動力プレスの設計若しくはは工作の業務に五年以上従事した経験を有するものとする。

三 前項の規定は、車両系建設機械のうち合別表第七第三号に掲げるものに係る法第五十四

条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者について準用する。この場合において、同項第一

号中「フォークリフト」とあるのは、「車両系建設機械のうち合別表第七第三号に掲げるものに係る法第五十四

条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者について準用する。この場合において、第二項第一

号中「フォークリフト」とあるのは、「令第十三条第三項第三十三号に掲げる不整地運搬車」と読み替えるものとする。

四 第二項の規定は、車両系建設機械のうち合別表第七第四号に掲げるものに係る法第五十四

条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者について準用する。この場合において、同項第一

号中「フォークリフト」とあるのは、「車両系建設機械のうち合別表第七第五号に掲げるものに係る法第五十四

条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者について準用する。この場合において、第二項第一

号中「フォークリフト」とあるのは、「令第十三条第三項第三十三号に掲げる不整地運搬車」と読み替えるものとする。

五 第二項の規定は、令第十三条第三項第三十四号に掲げる作業床の高さが二メートル以上の高

所作業車に係る法第五十四条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者について準用する。

六 この場合において、第二項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「令第十三条第三項第三十四号に掲げる作業床の高さが二メートル以上の高所作業車」と読み替えるものとする。

ロ 学校教育法による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による実

業学校を含む。以下同じ。))又は中等教育

学校において工学に関する学科を専攻して卒業した者で、動力プレスの点検若しくは

整備の業務に四年以上従事し、又は動力プレスの設計若しくはは工作の業務に七年以上

従事した経験を有するもの

ハ 動力プレスの点検若しくは整備の業務に

七年以上従事し、又は動力プレスの設計若しくはは工作の業務に十年以上従事した経験を

を有する者

二 その他厚生労働大臣が定める者

イ 学校教育法による大学又は高等専門学校

において工学に関する学科を専攻して卒業した者(大学改革支援・学位授与機構により

学士の学位を授与された者(当該学科を専攻した者に限る。))若しくはこれと同等

以上の学力を有すると認められる者又は当該学科を専攻して専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下同じ。

二 動力プレスの点検若しくは整備の業務に二年以上従事し、又は動力プレスの設計若しくはは工作の業務に五年以上

従事した経験を有するもの

ロ 学校教育法による高等学校又は中等教育

学校において工学に関する学科を専攻して卒業した者で、フォークリフトの点検若しくは

整備の業務に四年以上従事し、又はフォークリフトの設計若しくはは工作の業務に

七年以上従事した経験を有するもの

ハ フォークリフトの点検若しくはは整備の業務に七年以上従事し、又はフォークリフト

の設計若しくはは工作の業務に十年以上従事した経験を有する者

二 その他厚生労働大臣が定める者

イ 学校教育法による大学又は高等専門学校

において工学に関する学科を専攻して卒業した者(大学改革支援・学位授与機構により

学士の学位を授与された者(当該学科を専攻した者に限る。))若しくはこれと同等

以上の学力を有すると認められる者又は当該学科を専攻して専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下同じ。

二 動力プレスの点検若しくは整備の業務に二年以上従事し、又は動力プレスの設計若しくはは工作の業務に五年以上

従事した経験を有するもの

ロ 学校教育法による高等学校又は中等教育

学校において工学に関する学科を専攻して卒業した者で、フォークリフトの点検若しくは

整備の業務に四年以上従事し、又はフォークリフトの設計若しくはは工作の業務に

七年以上従事した経験を有するもの

ハ フォークリフトの点検若しくはは整備の業務に七年以上従事し、又はフォークリフト

の設計若しくはは工作の業務に十年以上従事した経験を有する者

二 その他厚生労働大臣が定める者

イ 学校教育法による大学又は高等専門学校

において工学に関する学科を専攻して卒業した者(大学改革支援・学位授与機構により

学士の学位を授与された者(当該学科を専攻した者に限る。))若しくはこれと同等

以上の学力を有すると認められる者又は当該学科を専攻して専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下同じ。

二 動力プレスの点検若しくは整備の業務に二年以上従事し、又は動力プレスの設計若しくはは工作の業務に五年以上

従事した経験を有するもの

ロ 学校教育法による高等学校又は中等教育

学校において工学に関する学科を専攻して卒業した者(大学改革支援・学位授与機構により

学士の学位を授与された者(当該学科を専攻した者に限る。))若しくはこれと同等

以上の学力を有すると認められる者又は当該学科を専攻して専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下同じ。

二 動力プレスの点検若しくは整備の業務に二年以上従事し、又は動力プレスの設計若しくはは工作の業務に五年以上

4 第二項の規定は、車両系建設機械のうち合別表第七第三号に掲げるものに係る法第五十四

条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者について準用する。この場合において、同項第一

号中「フォークリフト」とあるのは、「車両系建設機械のうち合別表第七第三号に掲げるもの」と読み替えるものとする。

5 第二項の規定は、車両系建設機械のうち合別表第七第四号に掲げるものに係る法第五十四

条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者について準用する。この場合において、同項第一

号中「フォークリフト」とあるのは、「車両系建設機械のうち合別表第七第四号に掲げるもの」と読み替えるものとする。

6 第二項の規定は、車両系建設機械のうち合別表第七第五号に掲げるものに係る法第五十四

条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者について準用する。この場合において、同項第一

号中「フォークリフト」とあるのは、「車両系建設機械のうち合別表第七第五号に掲げるもの」と読み替えるものとする。

7 第二項の規定は、令第十三条第三項第三十三号に掲げる不整地運搬車に係る法第五十四

条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者について準用する。この場合において、第二項第一

号中「フォークリフト」とあるのは、「令第十三条第三項第三十三号に掲げる不整地運搬車」と読み替えるものとする。

8 第二項の規定は、令第十三条第三項第三十四号に掲げる作業床の高さが二メートル以上の高

所作業車に係る法第五十四条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者について準用する。

9 この場合において、第二項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「令第十三条第三項第三十四号に掲げる作業床の高さが二メートル以上の高所作業車」と読み替えるものとする。

10 前項の規定は、車両系建設機械のうち合別表第七第三号に掲げるものに係る法第五十四

条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者について準用する。この場合において、同項第一

号中「フォークリフト」とあるのは、「車両系建設機械のうち合別表第七第三号に掲げるものに係る法第五十四

条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者について準用する。この場合において、第二項第一

号中「フォークリフト」とあるのは、「令第十三条第三項第三十三号に掲げる不整地運搬車」と読み替えるものとする。

11 第二項の規定は、車両系建設機械のうち合別表第七第四号に掲げるものに係る法第五十四

条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者について準用する。この場合において、同項第一

号中「フォークリフト」とあるのは、「車両系建設機械のうち合別表第七第四号に掲げるものに係る法第五十四

条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者について準用する。この場合において、第二項第一

号中「フォークリフト」とあるのは、「令第十三条第三項第三十四号に掲げる作業床の高さが二メートル以上の高

所作業車に係る法第五十四条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者について準用する。

12 この場合において、第二項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「令第十三条第三項第三十四号に掲げる作業床の高さが二メートル以上の高所作業車」と読み替えるものとする。

13 前項の規定は、車両系建設機械のうち合別表第七第三号に掲げるものに係る法第五十四

条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者について準用する。この場合において、同項第一

号中「フォークリフト」とあるのは、「車両系建設機械のうち合別表第七第三号に掲げるものに係る法第五十四

条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者について準用する。この場合において、第二項第一

号中「フォークリフト」とあるのは、「令第十三条第三項第三十三号に掲げる不整地運搬車」と読み替えるものとする。

14 第二項の規定は、車両系建設機械のうち合別表第七第四号に掲げるものに係る法第五十四

条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者について準用する。この場合において、同項第一

号中「フォークリフト」とあるのは、「車両系建設機械のうち合別表第七第四号に掲げるものに係る法第五十四

条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者について準用する。この場合において、第二項第一

号中「フォークリフト」とあるのは、「令第十三条第三項第三十四号に掲げる作業床の高さが二メートル以上の高

所作業車に係る法第五十四条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者について準用する。

15 この場合において、第二項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「令第十三条第三項第三十四号に掲げる作業床の高さが二メートル以上の高所作業車」と読み替えるものとする。

16 前項の規定は、車両系建設機械のうち合別表第七第三号に掲げるものに係る法第五十四

条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者について準用する。この場合において、同項第一

号中「フォークリフト」とあるのは、「車両系建設機械のうち合別表第七第三号に掲げるものに係る法第五十四

条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者について準用する。この場合において、第二項第一

号中「フォークリフト」とあるのは、「令第十三条第三項第三十三号に掲げる不整地運搬車」と読み替えるものとする。

17 第二項の規定は、車両系建設機械のうち合別表第七第四号に掲げるものに係る法第五十四

条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者について準用する。この場合において、同項第一

府県労働局長等に提出し、登録証の書換えを受けなければならない。

(登録証の返納)

第十九条の二十四 検査業者は、登録を取り消され、又は特定自主検査の業務の全部を廃止したときは、遅滞なく、登録証を所轄都道府県労働局長等に返納しなければならない。

第三章の三の二 登録検査業者検査員研修機関

(登録)

第十九条の二十四の二 第十九条の二十二の登録は、次の表の上欄に掲げる登録(以下この章において単に「登録」という。)に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる研修(以下この章において「検査業者検査員研修」という。)を行おうとする者の申請により行う。

第十九条の二十 第十九条の二十二第二項第一号第二項第一号の研修(以下この章において「動力プレス検査員研修」という。)

第十九条の二十 第十九条の二十二第三項において読み替えて準用する同条第二項第一号の研修(以下この章において「車両系建設機械(令別表第七第一号、第二号及び第六号)検査員研修」という。)

第十九条の二十 第十九条の二十二第四項において読み替えて準用する同条第二項第一号の研修(以下この章において「車両系建設機械(令別表第七第三号)検査員研修」という。)

第十九条の二十 第十九条の二十二第五項において読み替えて準用する同条第二項第一号の研修(以下この章において「車両系建設機械(令別表第七第四号)検査員研修」という。)

第十九条の二十 第十九条の二十二第六項において読み替えて準用する同条第二項第一号の研修(以下この章において「車両系建設機械(令別

表第七第五号)検査員研修」という。)

用する同条第二表第七第五号)検査員研修」という。)

第十九条の二十 第十九条の二十二第七項において読み替えて準用する同条第二項第一号の研修(以下この章において「車両系建設機械(令別表第七第一号、第二号及び第六号)検査員研修」という。)

第十九条の二十 第十九条の二十二第八項において読み替えて準用する同条第二項第一号の研修(以下この章において「車両系建設機械(令別表第七第一号、第二号及び第六号)検査員研修」という。)

2 登録の申請をしようとする者は、登録検査業者検査員研修機関登録申請書(様式第一号)に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し

三 申請者が次条各号の規定に該当しないことを説明した書面

四 次の事項を記載した書面

イ 申請者が法人である場合は、その役員の名氏及び略歴

ロ 申請に係る検査業者検査員研修の業務を管理する者の氏名及び略歴

ハ 申請に係る検査業者検査員研修の講師の氏名、略歴及び担当する検査業者検査員研修の内容

ニ 申請に係る検査業者検査員研修に用いる機械器具その他の設備及び施設の種類、数、性能等及びその所有又は借入れの別

ホ 検査業者検査員研修の業務以外の業務を行つているときは、その業務の種類及び概要

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、第十九条の二十四の三第一項各号の要件に適合していることを証する事項

(欠格条項)

第十九条の二十四の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わ

り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 第十九条の二十四の二の十二の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの(登録基準)

第十九条の二十四の三 厚生労働大臣は、第十九条の二十四の二の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 検査業者検査員研修のうち次に掲げる研修の内容及び時間が、厚生労働大臣が定めるところによるものであること。

イ 関係法令その他の科目に係る学科研修
ロ 実技研修
ハ 検査実習

ニ 検査業者検査員研修の講師が、次の要件を満たす者であること。

イ 動力プレス検査員研修の講師については、次の(1)から(4)まで(前号イの学科研修のうち関係法令に係るものの講師については、次の(1)から(5)まで)のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

(1) 学校教育法による大学又は高等専門学校において工学に関する学科を専攻して卒業した者で、動力プレスの点検若しくは整備の業務に五年以上従事し、又は動力プレスの設計若しくは工作の業務に八年以上従事した経験を有するもの

(2) 学校教育法による高等学校において工学に関する学科を専攻して卒業した者で、動力プレスの点検若しくは整備の業務に七年以上従事し、又は動力プレスの設計若しくは工作の業務に十年以上従事した経験を有するもの

(3) 第十九条の二十二第二項の資格を有する者で、特定自主検査の業務に十年以上従事した経験を有するもの

(4) 厚生労働大臣が(1)から(3)までに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認める者

(5) 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後一年以上安全の実務に従事した経験を有するもの及び

厚生労働大臣がその者と同等以上の知識経験を有すると認める者

ロ フォークリフト検査員研修の講師については、イの規定中「動力プレス」とあるのを「フォークリフト」と、「第十九条の二十二第二項」とあるのを「第十九条の二十二第二項」と読み替えた場合に、イ中(1)から(4)まで(前号イの学科研修のうち関係法令に係るものの講師については、(1)から(5)まで)のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

ハ 車両系建設機械(令別表第七第一号、第二号及び第六号)検査員研修の講師については、イの規定中「動力プレス」とあるのを「車両系建設機械のうち令別表第七第一号、第二号又は第六号に掲げるもの」と、「第十九条の二十二第二項」とあるのを「第十九条の二十二第三項において読み替えて準用する同条第二項」と読み替えた場合に、イ中(1)から(4)まで(前号イの学科研修のうち関係法令に係るものの講師については、(1)から(5)まで)のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

ニ 車両系建設機械(令別表第七第三号)検査員研修の講師については、イの規定中「動力プレス」とあるのを「車両系建設機械のうち令別表第七第三号に掲げるもの」と、「第十九条の二十二第二項」とあるのを「第十九条の二十二第四項において読み替えて準用する同条第二項」と読み替えた場合に、イ中(1)から(4)まで(前号イの学科研修のうち関係法令に係るものの講師については、(1)から(5)まで)のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

ホ 車両系建設機械(令別表第七第四号)検査員研修の講師については、イの規定中「動力プレス」とあるのを「車両系建設機械のうち令別表第七第四号に掲げるもの」と、「第十九条の二十二第二項」とあるのを「第十九条の二十二第五項において読み替えて準用する同条第二項」と読み替えた場合に、イ中(1)から(4)まで(前号イの学科研修のうち関係法令に係るものの講師については、(1)から(5)まで)の

講師については、(1)から(5)まで)

のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

へ「車両系建設機械（令別表第七第五号）検査員研修の講師については、イの規定中「動力プレス」とあるのを「車両系建設機械のうち令別表第七第五号に掲げるもの」と、「第十九条の二十二第二項」とあるのを「第十九条の二十二第六項において読み替えて準用する同条第二項」と読み替えた場合に、イ中（１）から（４）まで（前号イの学科研修のうち関係法令に係るものの講師については、（１）から（５）まで）のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

ト 不整地運搬車検査員研修の講師については、イの規定中「動力プレス」とあるのを「不整地運搬車」と、「第十九条の二十二第二項」とあるのを「第十九条の二十二第七項において読み替えて準用する同条第二項」と読み替えた場合に、イ中（１）から（４）まで（前号イの学科研修のうち関係法令に係るものの講師については、（１）から（５）まで）のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

チ 高所作業車検査員研修の講師については、イの規定中「動力プレス」とあるのを「高所作業車」と、「第十九条の二十二第二項」とあるのを「第十九条の二十二第八項において読み替えて準用する同条第二項」と読み替えた場合に、イ中（１）から（４）まで（前号イの学科研修のうち関係法令に係るものの講師については、（１）から（５）まで）のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

三 申請に係る検査業者検査員研修の業務を管理する者が置かれていること。
四 機械器具その他の設備及び施設の数が申請に係る検査業者検査員研修の業務を適正に行うために必要な数以上であること。
登録は、登録検査業者検査員研修機関登録簿に次の事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号
二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
三 事務所の名称及び所在地
四 登録に係る検査業者検査員研修の種類（登録の更新）

第十九条の二十四の二の四 登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（実施義務）

第十九条の二十四の二の五 登録を受けた者（以下この章において「登録検査業者検査員研修機関」という。）は、正当な理由がある場合を除き、毎事業年度、次の事項を記載した検査業者検査員研修の実施に関する計画を作成し、これに従つて公正に検査業者検査員研修を行わなければならない。

一 検査業者検査員研修の実施時期、実施場所、内容、時間及び受講定員に関する事項
二 登録検査業者検査員研修の講師の氏名
三 登録検査業者検査員研修機関は、毎事業年度開始前に（登録を受けた日の属する事業年度にあつては、その登録を受けた後遅滞なく）、実施計画届出書（様式第一号の二）に前項の規定により作成した計画を添えて、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
四 登録検査業者検査員研修機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするときは、実施計画変更届出書（様式第一号の三）を厚生労働大臣に提出しなければならない。
五 登録検査業者検査員研修機関は、検査業者検査員研修を修了した者に対し、遅滞なく、修了証を交付しなければならない。
六 登録検査業者検査員研修機関は、毎事業年度経過後一月以内に、その事業年度に実施した検査業者検査員研修の結果について、検査業者検査員研修実施結果報告書（様式第一号の四）を厚生労働大臣に提出しなければならない。（変更の届出）

第十九条の二十四の二の六 登録検査業者検査員研修機関は、第十九条の二十四の二の三第二項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、登録検査業者検査員研修機関登録事項変更届出書（様式第一号の五）を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（業務規程）

第十九条の二十四の二の七 登録検査業者検査員研修機関は、検査業者検査員研修の業務の開始の日（二週間前までに、次の事項を記載した検査業者検査員研修の業務に関する規程を定め、業務規程届出書（様式第二号）に当該規程を添えて、厚生労働大臣に届け出なければならない。

い。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 検査業者検査員研修の実施方法
二 検査業者検査員研修に関する料金
三 前号の料金の収納の方法に関する事項
四 検査業者検査員研修の講師の選任及び解任に関する事項
五 検査業者検査員研修の内容及び時間に関する事項
六 検査業者検査員研修の修了証の発行に関する事項
七 検査業者検査員研修の業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
八 検査業者検査員研修の実施に関する計画に関する事項
九 第十九条の二十四の二の九第二項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項
十 前各号に掲げるもののほか、検査業者検査員研修の業務に関し必要な事項
二 登録検査業者検査員研修機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするときは、業務規程変更届出書（様式第三号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（業務の休廃止）

第十九条の二十四の二の八 登録検査業者検査員研修機関は、検査業者検査員研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、検査業者検査員研修業務休廃止届出書（様式第四号）を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第十九条の二十四の二の九 登録検査業者検査員研修機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

二 検査業者検査員研修を受けようとする者その他の利害関係人は、登録検査業者検査員研修機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録検査業者検査員研修機関の定めた費用を支払わなければならない。
一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次のいずれかのものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法（適合命令）

第十九条の二十四の二の十 厚生労働大臣は、登録検査業者検査員研修機関が第十九条の二十四の二の三第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その登録検査業者検査員研修機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を採るべきことを命ずることができる。（改善命令）

第十九条の二十四の二の十一 厚生労働大臣は、登録検査業者検査員研修機関が第十九条の二十四の二の五第一項の規定に違反していると認めるときは、その登録検査業者検査員研修機関に対し、検査業者検査員研修を行うべきこと又は検査業者検査員研修の実施方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置を採るべきことを命ずることができる。（登録の取消し等）

第十九条の二十四の二の十二 厚生労働大臣は、登録検査業者検査員研修機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて検査業者検査員研修の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
一 第十九条の二十四の二の二第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 事務所の名称及び所在地

(登録の更新)

第十九条の二十四の五 登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(実施義務)

第十九条の二十四の六 登録を受けた者（以下この章において「登録校正機関」という。）は、校正を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、校正を行わなければならない。

2 登録校正機関は、厚生労働省労働基準局長が定める基準に従つて校正の実施方法を定め、これに従つて公正に校正の業務を行わなければならない。

3 登録校正機関は、校正を行つた後遅滞なく、校正を求めた者に対し、校正したことを証する書面（以下第十九条の二十四の八第一項第五号及び第十九条の二十四の十四第一項第六号において「校正証」という。）を交付しなければならない。

4 登録校正機関は、毎事業年度経過後一月以内に、その事業年度に実施した校正の結果について、校正実施結果報告書（様式第八号）を、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(変更の届出)

第十九条の二十四の七 登録校正機関は、第十九条の二十四の四第二項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、登録校正機関登録事項変更届出書（様式第一号の五）を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

第十九条の二十四の八 登録校正機関は、校正の業務の開始の日の二週間前までに、次の事項を記載した校正の業務に関する規程を定め、業務規程届出書（様式第二号）に当該規程を添えて、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 校正の実施方法

二 校正に関する料金

三 前号の料金の収納の方法に関する事項
四 校正の業務を行う時間及び休日に関する事項

五 校正証の発行に関する事項

六 校正の業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

七 第十九条の二十四の十第二項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、校正の業務に關し必要な事項

2 登録校正機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするときは、業務規程変更届出書（様式第三号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(業務の休廃止)

第十九条の二十四の九 登録校正機関は、校正の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、校正業務休廃止届出書（様式第四号）を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第十九条の二十四の十 登録校正機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 校正の申込みをしようとする者その他の利害関係人は、登録校正機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録校正機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次のいずれかのものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方

法であつて、当該電気通信回線を通じて情報を送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(適合命令)

第十九条の二十四の十一 厚生労働大臣は、登録校正機関が第十九条の二十四の四第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録校正機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を採るべきことを命ずることができ。

(改善命令)

第十九条の二十四の十二 厚生労働大臣は、登録校正機関が第十九条の二十四の六第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、その登録校正機関に対し、校正を行うべきこと又は校正の実施方法その他の業務の改善に關し必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第十九条の二十四の十三 厚生労働大臣は、登録校正機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて校正の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十九条の二十四の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき

二 第十九条の二十四の六から第十九条の二十四の九まで、第十九条の二十四の十第一項又は第三項の規定に違反したとき

三 正当な理由がないのに第十九条の二十四の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき

四 前二条の規定による命令に違反したとき

五 不正の手段により登録を受けたとき

(帳簿)

第十九条の二十四の十四 登録校正機関は、測定機器の校正を行つたときは、次の事項を記載した帳簿を備え、これを記載の日から一年間保存しなければならない。

一 校正を行つた測定機器を所有する者の氏名又は名称及び住所

二 校正を行つた測定機器の型式及び製造番号

三 校正を行つた年月日

四 校正を行つた校正員の氏名

五 校正の結果

六 校正証の番号

七 その他校正に關し必要な事項

2 登録校正機関は、校正の業務を廃止した場合（登録を取り消された場合及び登録がその効力を失つた場合を含む。）には、前項の帳簿を厚生労働大臣に引き渡さなければならない。

(報告の徴収)

第十九条の二十四の十五 厚生労働大臣は、校正の実施のため必要限度において、登録校正機関に対し、校正事務又は経理の状況に關し報告させることができる。

(公示)

第十九条の二十四の十六 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

登録をしたと一 登録校正機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 校正の業務を行う事務所の名称及び所在地

三 登録した年月日

第十九条の二十四の二一 変更前及び変更後の登録校正の七の七の規

定による第十に法人にあっては、その代表者の九条の二十四氏名

の四第二項第二 変更する年月日

二 号の事項の 変更の届出があつたとき

第十九条の二一 登録校正機関の氏名又は名称

十四の七の規 変更前及び変更後の校正の業

定による第十務を行う事務所の名称及び所在地

九条の二十四三 変更する年月日

の四第二項第三 号の事項の 変更の届出があつたとき

第十九条の二一 校正の業務の全部又は一部を

十四の九の規 休止し、又は廃止する登録校正機

定による届出 関の氏名又は名称及び住所並びに

があつたとき 法人にあっては、その代表者の

氏名

二 休止し、又は廃止する較正の業務の範囲	第十九条の二 登録較正機関の氏名又は名称は、その期間
三 較正の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月日	第十四の十三の及び住所並びに法人にあつては、規定により登その代表者の氏名
四 較正の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間	録を取り消し、二 登録を取り消し、又は較正の又は較正の業務の全部若しくは一部の停止を務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日
	止を命じたと停止を命じた場合にあつては、停止を命じた較正の業務の範囲及びその期間

第三章の三の四 登録発破実技講習機関（登録）

第十九条の二十四の十七 安衛則別表第四の表発破技士免許の項第一号ハの登録（以下この章において単に「登録」という。）は、同号の発破実技講習（以下この章において単に「発破実技講習」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2 登録の申請をしようとする者は、登録発破実技講習機関登録申請書（様式第一号）に次の書類を添えて、当該者が発破実技講習を行おうとする場所を管轄する都道府県労働局長（以下この章において「所轄都道府県労働局長」という。）に提出しなければならない。

一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し

三 申請者が次条各号の規定に該当しないことを説明した書面

四 次の事項を記載した書面

イ 申請者が法人である場合は、その役員の氏名及び略歴

ロ 発破実技講習の業務を管理する者の氏名及び略歴

ハ 発破実技講習の講師の氏名、略歴及び担当する発破実技講習の講習科目

ニ 発破実技講習に用いる機械器具その他の設備及び施設の種類、数、性能等及びその所有又は借入れの別

ホ 発破実技講習の業務以外の業務を行つてゐるときは、その業務の種類及び概要

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、第十九条の二十四の十九第一項各号の要件に適合していることを証する事項

（欠格条項）

第十九条の二十四の十八 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わリ、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 第十九条の二十四の二十八の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの（登録基準）

第十九条の二十四の十九 都道府県労働局長は、第十九条の二十四の十七の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 発破実技講習が次に掲げる講習科目について、厚生労働大臣が定めるところにより行われるものであること

イ 火薬類の取扱

ロ 発破の方法

二 発破実技講習の講師が、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること

講習科目	火薬類の取扱
一次に掲げる者であつて、一年以上火薬類の取扱の業務に従事した経験を有するもの	イ 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百四十九号）第三十一条第一項の甲種火薬類製造保安責任者免状若しくは乙種火薬類製造保安責任者免状又は同条第二項の甲種火薬類取扱保安責任者免状若しくは乙種火薬類取扱保安責任者免状を有する者
	ロ 鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）

発破の方法	
ハ 学校教育法による大学又は高等専門学校において、応用化学、採鉱学又は土木工学に関する学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該学科を専攻して専門職大学前期課程を修了した者を含む。）	ニ イからハまでに掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
ニ 発破技士免許を受けた者（労働安全衛生規則の一部を改正する省令（昭和四十六年労働省令第三号）による改正前の安衛則第二百二十六条第一項の規定による導火線発破技士免許及び同条第二項の規定による電気発破技士免許を受けた者を含む。以下同じ。）であつて、その後五年以上火薬類の取扱ひの業務に従事した経験を有するもの	一 火薬類の取扱ひの項第一号イからニまでに掲げる者であつて、二年以上発破に関する業務に従事した経験を有するもの

二 発破技士免許を受けた者であつて、五年以上発破の業務に従事した経験を有するもの

三 発破実技講習の業務を管理する者が置かれていること

2 登録は、登録発破実技講習機関登録簿に次の事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 事務所の名称及び所在地（登録の更新）

第十九条の二十四の二十 登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（実施義務）

第十九条の二十四の二十一 登録を受けた者（以下この章において「登録発破実技講習機関」という。）は、正当な理由がある場合を除き、毎事業年度、次の事項を記載した発破実技講習の実施に関する計画を作成し、これに従つて公正に発破実技講習を行わなければならない。

一 発破実技講習の実施時期、実施場所、講習科目、時間及び受講定員に関する事項

二 発破実技講習の講師の氏名

2 登録発破実技講習機関は、毎事業年度開始前（登録を受けた日の属する事業年度にあつては、その登録を受けた後遅滞なく）、実施計画届出書（様式第一号の二）に前項の規定により作成した計画を添えて、所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 登録発破実技講習機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするときは、実施計画変更届出書（様式第一号の三）を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

4 登録発破実技講習機関は、発破実技講習を修了した者に対し、遅滞なく、修了証を交付しなければならない。

5 登録発破実技講習機関は、毎事業年度経過後一月以内に、その事業年度に実施した発破実技講習の結果について、発破実技講習実施結果報告書（様式第一号の四）を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

（変更の届出）

第十九条の二十四の二十二 登録発破実技講習機関

関は、第十九条の二十四の十九第二項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、登録発破実技講習機関登録事項変更届出書（様式第一号の五）を所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。

（業務規程）

第十九条の二十四の二十三 登録発破実技講習機関

関は、発破実技講習の業務の開始の日二週間前までに、次の事項を記載した発破実技講習の業務に関する規程を定め、業務規程届出書（様式第二号）に当該規程を添えて、所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 発破実技講習の実施方法
- 二 発破実技講習に関する料金
- 三 前号の料金の収納の方法に関する事項
- 四 発破実技講習の講師の選任及び解任に関する事項
- 五 発破実技講習の講習科目及び時間に関する事項

- 六 発破実技講習の修了証の発行に関する事項
- 七 発破実技講習の業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
- 八 発破実技講習の実施に関する計画に関する事項

- 九 第十九条の二十四の二十五第二項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、発破実技講習の業務に関し必要な事項

- 2 登録発破実技講習機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするときは、業務規程変更届出書（様式第三号）を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

（業務の休廃止）

第十九条の二十四の二十四 登録発破実技講習機関は、発破実技講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、発破実技講習業務休廃止届出書（様式第四号）を所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第十九条の二十四の二十五 登録発破実技講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又

は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 発破実技講習を受けようとする者その他の利害関係人は、登録発破実技講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録発破実技講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次のいずれかのものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報を送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（適合命令）

第十九条の二十四の二十六 都道府県労働局長は、登録発破実技講習機関が第十九条の二十四の十九第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録発破実技講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第十九条の二十四の二十七 都道府県労働局長は、登録発破実技講習機関が第十九条の二十四の二十一第一項の規定に違反していると認めるときは、その登録発破実技講習機関に対し、発破実技講習を行うべきこと又は発破実技講習の

実施方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第十九条の二十四の二十八 都道府県労働局長

は、登録発破実技講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて発破実技講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第十九条の二十四の十八第一号又は第三号に該当するに至つたとき
- 二 第十九条の二十四の二十一から第十九条の二十四の二十四まで、第十九条の二十四の二十五第一項又は次条第一項若しくは第二項の規定に違反したとき
- 三 正当な理由がないのに第十九条の二十四の二十五第二項各号の規定による請求を拒んだとき
- 四 前二条の規定による命令に違反したとき
- 五 不正の手段により登録を受けたとき

（帳簿）

第十九条の二十四の二十九 登録発破実技講習機関

関は、発破実技講習を行つたときは、発破実技講習の修了者の氏名、生年月日、修了年月日及び修了証の番号を記載した帳簿を備え、発破実技講習の業務の廃止（登録の取消し及び登録の失効を含む）に至るまで保存しなければならない。

- 2 登録発破実技講習機関は、発破実技講習を行つたときは、次の事項を記載した帳簿を備え、これを記載の日から五年間保存しなければならない。

- 一 発破実技講習の講習科目及び時間
- 二 発破実技講習を行つた年月日
- 三 発破実技講習の講師の氏名及びその者の資格に関する事項
- 四 発破実技講習の結果
- 五 その他発破実技講習に関し必要な事項

3 登録発破実技講習機関は、発破実技講習の業務の廃止をした場合（登録を取り消された場合及び登録がその効力を失つた場合を含む。）には、第一項の帳簿を所轄都道府県労働局長に引き渡さなければならない。

（報告の徴収）

第十九条の二十四の三十 都道府県労働局長は、発破実技講習の実施のため必要な限度において、登録発破実技講習機関に対し、発破実技講習

習事務又は経理の状況に関し報告させることができる。

（公示）

第十九条の二十四の三十一 都道府県労働局長

は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載しなければならない。

登録をしたとき

一 登録発破実技講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 発破実技講習の業務を行う事務所の名称及び所在地

三 登録した年月日

第十九条の二十一 変更前及び変更後の登録発破実技講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

第十九条の二十九 変更する年月日

第二号の二 変更する年月日

第十九条の二十一 登録発破実技講習機関の氏名又は名称

第十四の二十二又は名称

第十四の二十二又は名称

規定による二 変更前及び変更後の発破実技講習の業務を行う事務所の名称及び所在地

第十四の十九第三 変更する年月日

第十九条の二十一 登録発破実技講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する登録発破実技講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 休止し、又は廃止する発破実技講習の業務の範囲

三 発破実技講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月日

四 発破実技講習の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあっては、その期間

第十九条の二 登録発破実技講習機関の氏名
 十四の二十八又は名称及び住所並びに法人に
 の規定によりつては、その代表者の氏名
 登録を取り消し、又は発破実技講習の業務の
 全部若しくは一部を停止を命じた場合にあつ
 ときは、停止を命じた発破実技講習
 の範囲及びその期間

第三章の三 登録ボイラー実技講習 機関

第十九条の二十四の三十二 ボイラー則第九十七
 条第三号イ(4)の登録(以下この章において
 単に「登録」という。)は、同号イ(4)のボ
 イラー実技講習(以下この章において単に「ボ
 イラー実技講習」という。)を行おうとする者
 の申請により行う。

2 登録の申請をしようとする者は、登録ボイラ
 ー実技講習機関登録申請書(様式第一号)に次
 の書類を添えて、当該者がボイラー実技講習を
 行おうとする場所を管轄する都道府県労働局長
 (以下この章において「所轄都道府県労働局長」と
 いう。)に提出しなければならない。
 一 申請者が法人である場合は、その定款又は
 寄附行為及び登記事項証明書
 二 申請者が個人である場合は、その住民票の
 写し
 三 申請者が次条各号の規定に該当しないこと
 を説明した書面
 四 次の事項を記載した書面

イ 申請者が法人である場合は、その役員の
 氏名及び略歴
 ロ ボイラー実技講習の業務を管理する者の
 氏名及び略歴

ハ ボイラー実技講習の講師の氏名、略歴及
 び担当するボイラー実技講習の講習科目
 ニ ボイラー実技講習に用いる機械器具その
 他の設備及び施設の種類、数、性能等及び
 その所有又は借入れの別

ホ ボイラー実技講習の業務以外の業務を行
 っているときは、その業務の種類及び概要
 ヘ イからホまでに掲げるもののほか、第十
 九条の二十四の三十四第一項各号の要件に
 適合していることを証する事項

(欠格条項)
 第十九条の二十四の三十三 次の各号のいづれか
 に該当する者は、登録を受けることができな
 い。

一 法又は法に基づく命令の規定に違反して、
 罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わ
 り、又は執行を受けることがなくなった日か
 ら起算して二年を経過しない者
 二 第十九条の二十四の四十三の規定により登
 録を取り消され、その取消しの日から起算し
 て二年を経過しない者
 三 法人であつて、その業務を行う役員のうち
 に前二号のいづれかに該当する者があるもの
 (登録基準)

第十九条の二十四の三十四 都道府県労働局長
 は、第十九条の二十四の三十二の規定により登
 録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合
 しているときは、その登録をしなければならない
 い。

一 ボイラー実技講習が次に掲げる講習科目に
 ついて、厚生労働大臣が定めるところにより
 行われるものであること。
 イ 燃焼
 ロ 附属設備及び附属品の取扱
 ハ 水処理及び吹出し
 ニ 点検及び異常時の処置

二 ボイラー実技講習の講師が、次の各号のい
 づれかに該当する者であること。
 イ 特級ボイラー技士免許を受けた者であつ
 て、その後二年以上ボイラーを取り扱う業
 務に従事した経験を有するもの
 ロ 一級ボイラー技士免許を受けた者であつ
 て、その後五年以上ボイラーを取り扱う業
 務に従事した経験を有するもの

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識経
 験を有する者
 三 ボイラー実技講習の業務を管理する者が置
 かれていること。

二 登録は、登録ボイラー実技講習機関登録簿に
 次の事項を記載してするものとする。
 一 登録年月日及び登録番号
 二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて
 は、その代表者の氏名
 三 事務所の名称及び所在地

(登録の更新)
 第十九条の二十四の三十五 登録は、五年ごと
 にその更新を受けなければ、その期間の経過によ
 つて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について
 準用する。

(実施義務)
 第十九条の二十四の三十六 登録を受けた者(以
 下この章において「登録ボイラー実技講習機

関」という。)は、正当な理由がある場合を除
 き、毎事業年度、次の事項を記載したボイラー
 実技講習の実施に関する計画を作成し、これに
 従つて公正にボイラー実技講習を行わなければ
 ならない。

一 ボイラー実技講習の実施時期、実施場所、
 講習科目、時間及び受講定員に関する事項
 二 ボイラー実技講習の講師の氏名

2 登録ボイラー実技講習機関は、毎事業年度開
 始前に(登録を受けた日の属する事業年度にあ
 つては、その登録を受けた後遅滞なく)、実施
 計画届出書(様式第一号の二)に前項の規定に
 より作成した計画を添えて、所轄都道府県労働
 局長に届け出なければならない。これを変更し
 ようとするときも、同様とする。

3 登録ボイラー実技講習機関は、前項後段の規
 定により変更の届出をしようとするときは、実
 施計画変更届出書(様式第一号の三)を所轄都
 道府県労働局長に提出しなければならない。

4 登録ボイラー実技講習機関は、ボイラー実技
 講習を修了した者に対し、遅滞なく、修了証を
 交付しなければならない。

5 登録ボイラー実技講習機関は、毎事業年度経
 過後一月以内に、その事業年度に実施したボイ
 ラー実技講習の結果について、ボイラー実技講
 習実施結果報告書(様式第一号の四)を所轄都
 道府県労働局長に提出しなければならない。

(変更の届出)
 第十九条の二十四の三十七 登録ボイラー実技講
 習機関は、第十九条の二十四の三十四第二項第
 二号又は第三号の事項を変更しようとするとき
 は、変更しようとする日の二週間前までに、登
 録ボイラー実技講習機関登録事項変更届出書
 (様式第一号の五)を所轄都道府県労働局長に
 届け出なければならない。

(業務規程)
 第十九条の二十四の三十八 登録ボイラー実技講
 習機関は、ボイラー実技講習の業務の開始の日
 の二週間前までに、次の事項を記載したボイラ
 ー実技講習の業務に関する規程を定め、業務規
 程届出書(様式第二号)に当該規程を添えて、
 所轄都道府県労働局長に届け出なければならな
 い。これを変更しようとするときも、同様とす
 る。

一 ボイラー実技講習の実施方法
 二 ボイラー実技講習に関する料金
 三 前号の料金の収納の方法に関する事項

四 ボイラー実技講習の講師の選任及び解任に
 関する事項
 五 ボイラー実技講習の講習科目及び時間に関
 する事項
 六 ボイラー実技講習の修了証の発行に関する
 事項

七 ボイラー実技講習の業務に関する帳簿及び
 書類の保存に関する事項
 八 ボイラー実技講習の実施に関する計画に関
 する事項

九 第十九条の二十四の四十第二項第二号及び
 第四号の請求に係る費用に関する事項
 十 前各号に掲げるもののほか、ボイラー実技
 講習の業務に関し必要な事項

2 登録ボイラー実技講習機関は、前項後段の規
 定により変更の届出をしようとするときは、業
 務規程変更届出書(様式第三号)を所轄都道府
 県労働局長に提出しなければならない。

(業務の休廃止)
 第十九条の二十四の三十九 登録ボイラー実技講
 習機関は、ボイラー実技講習の業務の全部又は
 一部を休止し、又は廃止しようとするときは、
 あらかじめ、ボイラー実技講習業務休廃止届出
 書(様式第四号)を所轄都道府県労働局長に届
 け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)
 第十九条の二十四の四十 登録ボイラー実技講習
 機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事
 業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書
 又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に
 代えて電磁的記録の作成がされている場合にお
 ける当該電磁的記録を含む。次項において「財
 務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所
 に備えて置かなければならない。

2 ボイラー実技講習を受けようとする者その他
 の利害関係人は、登録ボイラー実技講習機関の
 業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をす
 ることができる。ただし、第二号又は第四号の
 請求をするには、登録ボイラー実技講習機関の
 定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されている
 ときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成され
 ているときは、当該電磁的記録に記録された
 事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する

方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次のいずれかのものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報を送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(適合命令)

第十九条の二十四の四十一 都道府県労働局長は、登録ボイラー実技講習機関が第十九条の二十四の三十四第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録ボイラー実技講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を採るべきことを命ずることができ。

(改善命令)

第十九条の二十四の四十二 都道府県労働局長は、登録ボイラー実技講習機関が第十九条の二十四の三十六第一項の規定に違反していると認めるときは、その登録ボイラー実技講習機関に対し、ボイラー実技講習を行うべきこと又はボイラー実技講習の実施方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第十九条の二十四の四十三 都道府県労働局長は、登録ボイラー実技講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めてボイラー実技講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十九条の二十四の三十三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第十九条の二十四の三十六から第十九条の二十四の三十九まで、第十九条の二十四の四十第一項又は次条第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第十九条の二十四の四十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 前二条の規定による命令に違反したとき。

(帳簿)

第十九条の二十四の四十四 登録ボイラー実技講習機関は、ボイラー実技講習を行ったときは、ボイラー実技講習の修了者の氏名、生年月日、修了年月日及び修了証の番号を記載した帳簿を備え、ボイラー実技講習の業務の廃止（登録の取消し及び登録の失効を含む。）に至るまで保存しなければならない。

2 登録ボイラー実技講習機関は、ボイラー実技講習を行ったときは、次の事項を記載した帳簿を備え、これを記載の日から五年間保存しなければならない。

一 ボイラー実技講習の講習科目及び時間

二 ボイラー実技講習を行った年月日

三 ボイラー実技講習の講師の氏名及びその者の資格に関する事項

四 ボイラー実技講習の結果

五 その他ボイラー実技講習に関し必要な事項

3 登録ボイラー実技講習機関は、ボイラー実技講習の業務の廃止をした場合（登録を取り消された場合及び登録がその効力を失つた場合を含む。）には、第一項の帳簿を所轄都道府県労働局長に引き渡さなければならない。

(報告の徴収)

第十九条の二十四の四十五 都道府県労働局長は、ボイラー実技講習の実施のため必要限度において、登録ボイラー実技講習機関に対し、ボイラー実技講習事務又は経理の状況に関し報告させることができる。

(公示)

第十九条の二十四の四十六 都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載しなければならない。

登録をしたとき	登録ボイラー実技講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二	ボイラー実技講習の業務を行う事務所の名称及び所在地
三	登録した年月日

第十九条の二十一 変更前及び変更後の登録ボイラー実技講習機関の氏名又は名称の規定による及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

第十九条の二十二 変更する年月日

第二項第二号

事項の変更の届出があつたとき。

第十九条の二十一 登録ボイラー実技講習機関の氏名又は名称

第十四の三十七 氏名又は名称

第十四の三十九 変更前及び変更後のボイラー実技講習の業務を行う事務所の名称及び所在地

第十四の三十四 変更する年月日

第二項第三号

事項の変更の届出があつたとき。

第十九条の二十一 ボイラー実技講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する

第十四の三十九

登録ボイラー実技講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人の規定によりあつては、その代表者の氏名

第十四の四十三

登録を取り消し、又はボイラー実技講習の業務の全部若しくはボイラー実技講習の一部の停止を命じた年月日

若しくは一部又は一部を休止を命じた場合に停止を命じた年月日

第三章の四 指定試験機関

第十九条の二十五 厚生労働大臣は、法第七十五条の二第一項により指定試験機関に試験事務を

行わせようとするときは、指定試験機関に行わせる試験事務の範囲を定めるものとする。

(指定の申請)

第十九条の二十六 法第七十五条の二第二項の規定による指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 名称及び住所

二 試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 試験事務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添えなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請の日を含む事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表

三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

四 役員の氏名及び略歴を記載した書面

第十九条の二十七 指定試験機関は、その名称若しくは住所又は試験事務を行う事務所の名称若しくは所在地を変更しようとするときは、次の事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 変更後の指定試験機関の名称若しくは住所又は試験事務を行う事務所の名称若しくは所在地

二 変更しようとする年月日

変更の理由

2 指定試験機関は、試験事務を行う事務所を新設し、又は廃止しようとするときは、次の事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 新設し、又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地

二 新設し、又は廃止しようとする事務所に於いて試験事務を開始し、又は廃止しようとする年月日

新設又は廃止の理由

三 新設又は廃止の理由

第十九条の二十八 指定試験機関は、法第七十五条の四第一項の規定により認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 選任又は解任に係る役員の氏名及び略歴

二 選任又は解任の理由

(免許試験員の要件)

第十九条の二十九 法第七十五条の五第二項の厚生労働省令で定める要件は、別表の上欄に掲げる免許試験の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める者に該当する者であることとする。

(免許試験員の選任又は解任の届出)

第十九条の三十 指定試験機関は、免許試験員を選任したときは、その日から十五日以内に、免許試験員の氏名、略歴、担当する免許試験の区分及び選任の理由を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 指定試験機関は、免許試験員の氏名について変更が生じたとき、免許試験員の担当する免許試験の区分を変更したとき、又は免許試験員を解任したときは、その日から十五日以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(試験事務規程の認可の申請)

第十九条の三十一 指定試験機関は、法第七十五条の六第一項前段の規定により認可を受けようとするときは、当該認可に係る試験事務規程を添えて、書面により、申請しなければならない。

(試験事務規程の記載事項)

第十九条の三十二 法第七十五条の六第二項の試験事務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

- 一 免許試験の実施の方法に関する事項
- 二 手数料の収納の方法に関する事項
- 三 合格の通知に関する事項
- 四 試験事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
- 五 試験事務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
- 六 その他試験事務の実施に関し必要な事項

(試験事務規程の変更の認可の申請)

第十九条の三十三 指定試験機関は、法第七十五条の六第一項後段の規定により認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(免許試験の結果の報告)

第十九条の三十四 指定試験機関は、免許試験を実施したときは、当該免許試験の区分ごとに、遅滞なく、試験実施年月日、受験申請者数、合

格者数等を記載した書面並びに合格者の氏名、生年月日及び住所を記載した合格者一覧を、当該免許試験に係る試験事務を行った事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。

(帳簿)

第十九条の三十五 指定試験機関は、免許試験を実施したときは、当該免許試験の区分ごとに合格者の氏名、生年月日及び住所を記載した帳簿を作成し、試験事務を廃止するまで保存しなければならない。

(試験事務の休廃止の許可の申請)

第十九条の三十六 指定試験機関は、法第七十五条の十の規定により許可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする試験事務の範囲
- 二 試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする年月日
- 三 試験事務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間
- 四 試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする理由

(試験事務の引継ぎ等)

第十九条の三十七 指定試験機関は、法第七十五条の十二第二項に規定する場合においては、次の事項を行わなければならない。

- 一 試験事務を行った事務所に、当該事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に当該試験事務並びに当該試験事務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。
- 二 その他試験事務を行った事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長が必要と認める事項

(公示)

第十九条の三十八 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

法第七十五条の一	指定試験機関の名称及び主
二 第一項の規定たる事務所の所在地	による指定をし二 行うことができる試験事務
三 指定をした年月日	の範囲及び試験事務の全部又は一部を行わないものとする都道府県労働局長の名称

法第七十五条の一 試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止する指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地

二 休止し、又は廃止する試験事務の範囲

三 試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月日

四 試験事務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間

法第七十五条の一 指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地

二 指定を取り消した年月日

法第七十五条の一 指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地

二 指定を取り消した年月日

法第七十五条の一 試験事務の全部又は一部を

法第七十五条の一 試験事務の全部又は一部を

第四章 登録教育機関

第二十条 法第七十七条第一項の厚生労働省令で定める区分は、次のとおりとする。

二 プレス機械作業主任者技能講習

三 乾燥設備作業主任者技能講習

四 コンクリート破砕器作業主任者技能講習

五 地山の掘削及び土止め支保工作作業主任者技能講習

六 ずい道等の掘削等作業主任者技能講習

七 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習

八 足場の組立て等作業主任者技能講習

九 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習

十 鋼橋架設等作業主任者技能講習

十一 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習

十二 コンクリート橋架設等作業主任者技能講習

十三 探石のための掘削作業主任者技能講習

十四 はい作業主任者技能講習

十五 船内荷役作業主任者技能講習

十六 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習

十七 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習

十八 普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習

十九 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習(次号に掲げるものを除く)

二十 講習科目を令第六十八号の作業のうち、金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業に係るものに限定した特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習

二十一 有機溶剤作業主任者技能講習

二十二 石綿作業主任者技能講習

二十三 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習

二十四 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習

二十五 床上操作式クレーン運転技能講習

二十六 小型移動式クレーン運転技能講習

二十七 ガス溶接技能講習

二十八 フォークリフト運転技能講習

二十九 ショベルローダー等運転技能講習

三十 車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習

二十一の二 車両系建設機械（解体用）運転技能講習
 二十一の三 車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習
 二十一の四 不整地運搬車運転技能講習
 二十一の五 高所作業車運転技能講習
 二十二 玉掛け技能講習
 二十三 ボイラー取扱技能講習
 二十四 揚貨装置運転実技講習
 二十五 クレーン運転実技講習
 二十六 移動式クレーン運転実技講習
 （登録の申請）

第二十一条 法第七十七条第一項の登録の申請をしようとする者は、登録講習機関登録申請書（様式第一号）に次の書類を添えて、当該者が申請に係る技能講習又は教習を行おうとする場所を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄都道府県労働局長」という。）に提出しなければならない。

一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し

三 申請者が教習を行おうとする者である場合は、法第七十七条第二項第四号の要件に適合していることを証するに足りる書面
 四 申請者が法第七十七条第三項において準用する第四十六条第二項各号の規定に該当しないことを説明した書面

五 次の事項を記載した書面
 イ 申請者が法人である場合は、その役員の氏名及び略歴
 ロ 技能講習又は教習の業務を管理する者の氏名及び略歴

ハ 申請に係る技能講習の講師又は教習を受ける者に対して技能の指導を行う者（以下「指導員」という。）の氏名、略歴及び担当する技能講習又は教習の科目
 ニ 申請に係る教習を受ける者の技能を判定する者（以下「技能検定員」という。）の氏名及び略歴

ホ 申請に係る技能講習又は教習に用いる機械器具その他の設備及び施設の種類、数、性能等及びその所有又は借入れの別
 ヘ 技能講習又は教習の業務以外の業務を行うつているときは、その業務の種類及び概要

（登録の更新に係る準用）

第二十三条 前条の規定は、法第七十七条第四項の登録の更新について準用する。

（変更の届出）

第二十三条の二 登録講習機関は、法第七十七条第三項において準用する法第四十七条の二の規定により変更の届出をしようとするときは、登録講習機関登録事項変更届出書（様式第一号の五）を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

（業務規程）

第二十三条 登録講習機関は、法第七十七条第三項において準用する法第四十八条第一項前段の規定により業務規程の届出をしようとするときは、業務規程届出書（様式第二号）に当該業務規程を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

2 登録講習機関の業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一 技能講習又は教習の実施方法
 二 技能講習又は教習に関する料金
 三 前号の料金の収納の方法に関する事項
 四 技能講習の講師又は指導員及び技能検定員の選任及び解任に関する事項
 五 技能講習又は教習の科目及び時間に関する事項
 六 技能講習修了証又は教習修了証の発行に関する事項
 七 技能講習又は教習に関する書類及び帳簿の保存に関する事項
 八 技能講習又は教習の実施に関する計画に関する事項
 九 法第七十七条第三項において準用する法第五十条第二項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項
 十 前各号に掲げるもののほか、技能講習又は教習の業務に関する必要な事項

3 登録講習機関は、法第七十七条第三項において準用する法第四十八条第一項後段の規定により業務規程の変更の届出をしようとするときは、業務規程変更届出書（様式第三号）を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

（業務の休廃止等の届出）

第二十三条の二 登録講習機関は、法第七十七条第三項において準用する法第四十九条の規定により技能講習又は教習の業務の休止又は廃止の届出をしようとするときは、技能講習・教習業務休廃止届出書（様式第四号）を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第二十三条の三 法第七十七条第三項において準用する法第五十条第二項第三号に規定する厚生

労働省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

（電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法）

第二十三条の四 法第七十七条第三項において準用する法第五十条第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める電磁的方法は、第一条の七の三に掲げる方法のうちいずれかの方法とする。

（計画の記載事項）

第二十三条の五 法第七十七条第六項の技能講習又は教習の実施に関する計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 技能講習又は教習の実施時期、実施場所、種類、科目、時間及び受講定員に関する事項
 二 技能講習の講師又は指導員及び技能検定員の氏名
 （帳簿の作成と保存）

第二十四条 登録講習機関は、技能講習又は教習を行ったときは、技能講習又は教習の修了者の氏名、生年月日、修了年月日及び修了証番号を記載した帳簿を備え、技能講習にあつては登録に係る業務の廃止（登録の取消し及び登録の失効を含む。）に至るまで、教習にあつては記載の日から二年間保存しなければならない。ただし、技能講習に係る帳簿にあつては、当該帳簿を三年間保存した後において、第二十五条の三の二の指定を受けた機関に引き渡すときは、この限りでない。

2 登録講習機関は、技能講習又は教習を行ったときは、次の事項を記載した帳簿を備え、これを記載の日から五年間保存しなければならない。

一 技能講習又は教習の種類、科目及び時間
 二 技能講習又は教習を行った年月日
 三 技能講習の講師又は指導員及び技能検定員の氏名並びにその者の資格に関する事項
 四 技能講習又は教習の結果
 五 その他技能講習又は教習に関し必要な事項
 （帳簿の引渡し）
第二十五条 登録講習機関は、登録に係る業務を廃止した場合（当該登録を取り消された場合及び当該登録がその効力を失った場合を含む。）には、第二十四条第一項の帳簿を第二十五条の三の二の指定を受けた機関に引き渡さなければならない。

（技能講習の業務の引継ぎ等）

第二十五条の二 登録講習機関は、法第七十七条第三項において準用する法第五十三条の二第一

項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

一 技能講習の業務を行った事務所ごとに、所轄都道府県労働局長に当該技能講習の業務並びに当該技能講習の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。

二 その他技能講習の業務を行った事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長が必要と認める事項
 （公示）

第二十五条の三 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

法第七十七条第三項一 技能講習の業務の全部において準用する法又は一部を自ら行うものとして第五十三条の二の規する都道府県労働局長の定により都道府県労働局長が技能講習の業務の全部又は一部を自ら行うものとき
 三 自ら行うものとする技能講習の業務の範囲及びその期間

法第七十七条第三項一 技能講習の業務の全部において準用する法又は一部を行わないものとして第五十三条の二の規する都道府県労働局長の定により都道府県労働局長が技能講習の業務の全部又は一部を行わないものとき
 二 技能講習の業務の全部

都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局長のウェブサイトに掲載しなければならない。

法第十四条、法一 登録講習機関の氏名又は第六十一条第一称及び住所並びに法人にあつて項又は法第七十は、その代表者の氏名
 五条第三項の規二 技能講習又は教習の業務を定による登録を行う事務所の名称及び所在地したとき
 三 行うことができる技能講習又は教習
 四 登録した年月日

法第七十七条第一 変更前及び変更後の登録教三項において準用講習機関の氏名又は名称及び住所

用する法第四十並びに法人にあつては、その代
七条の二の規定表者の氏名
による法第四十二 変更する年月日
六条第四項第二
号の事項の変更
の届出があつた
とき。

法第七十七條第一 登録教習機関の氏名又は
三項において準名称
用する法第四十二 変更前及び変更後の技能講
七条の二の規定習又は教習の業務を行う事務所
による法第四十の名称及び所在地
六条第四項第三 変更する年月日
号の事項の変更
の届出があつた
とき。

法第七十七條第一 技能講習又は教習の業務の
三項において準全部又は一部を休止し、又は廢
用する法第四十止する登録教習機関の氏名又は
九条の規定によ名称及び住所並びに法人にあつ
る届出があつたては、その代表者の氏名
とき。

二 休止し、又は廢止する技能
講習又は教習の業務の範圍
三 技能講習又は教習の業務の
全部又は一部を休止し、又は廢
止する年月日
四 技能講習又は教習の業務の
全部又は一部を休止しようとする
場合にあつては、その期間

法第七十七條第一 登録教習機関の氏名又は名
三項において準称及び住所並びに法人にあつて
用する法第五十は、その代表者の氏名
三条第一項の規二 登録を取り消し、又は技能
定により登録を講習若しくは教習の業務の全部
取り消し、又は若しくは一部の停止を命じた年
技能講習若しくは月日

は教習の業務の三 技能講習又は教習の業務の
全部若しくはは全部又は一部の停止を命じた場
部の停止を命じ合にあつては、停止を命じた技
たとき。能講習又は教習の範圍及びその
期間

第四章の二 指定保存交付機関

(指定)
第二十五條の三の二 第二十四條第一項ただし書
又は第二十五條の指定(以下この章において単
に「指定」という。)は、第二十四條第一項た

だし書に規定する技能講習に係る帳簿(以下こ
の章において「技能講習帳簿」という。)の保
存に関する業務並びに安衛則第八十二条第三項
及び第四項に規定する技能講習を修了したこと
を証する書面(以下この章において「技能講習
修了証」という。)の交付に関する業務(以下
これらの業務を「保存交付業務」という。)を行
おうとする者(法人に限る。)の申請により
行う。

2 指定を受けようとする者は、次の事項を記載
した申請書を厚生労働大臣に提出しなければな
らない。
一 名称及び住所
二 保存交付業務を行おうとする事務所の名称
及び所在地
三 保存交付業務を開始しようとする年月日
前項の申請書には、次に掲げる書類を添えな
ければならない。

3 一定款又は寄付行為及び登記事項証明書
二 申請の日を含む事業年度の前事業年度にお
ける財産目録及び貸借対照表
三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度に
おける事業計画書及び収支予算書
四 役員の氏名及び略歴を記載した書面
五 次条第一項各号の要件に適合していること
を証するに足りる書類
(指定基準)

第二十五條の三の三 厚生労働大臣は、他に指定
を受けた者がなく、かつ、前条の申請が次の各
号に適合していると認めるときでなければ、指
定をしてはならない。
一 職員、設備、保存交付業務の実施の方法そ
の他の事項が、保存交付業務の適正かつ確実
な実施に適合したものであること。
二 経理的及び技術的な基礎が、保存交付業務
の適正かつ確実な実施に足るものであること
と。

2 厚生労働大臣は、前条の規定による申請が次
の各号のいずれかに該当するときは、指定をし
てはならない。
一 申請者が行う保存交付業務以外の業務によ
り申請者が保存交付業務を公正に実施するこ
とができないおそれがあること。
二 申請者が法又は法に基づく命令の規定に違
反して、刑に処せられ、その執行を終わり、
又は執行を受けることがなくなつた日から起
算して二年を経過しない者であること。

三 申請者が第二十五條の三の十一の規定によ
り指定を取り消され、その取消しの日から起
算して二年を経過しない者であること。
四 申請者の役員のうちに、第二号に該当する
者があること。
(指定の更新)

第二十五條の三の四 指定は、一年ごとにその更
新を受けなければ、その期間の経過によつて、
その効力を失う。
2 前二条の規定は、前項の指定の更新について
準用する。

(実施義務)
第二十五條の三の五 指定を受けた者(以下この
章において「指定保存交付機関」という。)は、
次の各号に掲げるときは、それぞれ正当な理由
がある場合を除き、遅滞なく、これに應じなけ
ればならない。
一 登録教習機関が第二十四條第一項ただし書
又は第二十五條の規定により技能講習帳簿を
引き渡そうとするとき。
二 技能講習を修了した者が技能講習修了証の
再交付を申し出たとき。

2 指定保存交付機関は、前項第一号の規定によ
り登録教習機関から引き渡された技能講習帳簿
について、当該登録教習機関又は当該技能講習
帳簿に係る者から照会があつたときは、正当な
理由がある場合を除き、当該照会に対して速や
かに回答しなければならない。
(変更の届出)

第二十五條の三の六 指定保存交付機関は、その
名称若しくは住所又は保存交付業務を行う事務
所の名称若しくは所在地を変更しようとするこ
ときは、次の事項を記載した届出書を厚生労働大
臣に届け出なければならない。
一 変更後の指定保存交付機関の名称若しくは
住所又は保存交付業務を行う事務所の名称若
しくは所在地
二 変更しようとする年月日
三 変更の理由

2 指定保存交付機関は、保存交付業務を行う事
務所を新設し、又は廢止しようとするときは、
次の事項を記載した届出書を厚生労働大臣に届
け出なければならない。
一 新設し、又は廢止しようとする事務所の名
称及び所在地
二 新設し、又は廢止しようとする事務所にお
いて保存交付業務を開始し、又は廢止しよう
とする年月日

三 新設又は廢止の理由
(業務規程)

第二十五條の三の七 指定保存交付機関は、保存
交付業務の開始前に、次の事項を記載した保存
交付業務の実施に関する規程(次項において
「保存交付業務規程」という。)を定め、厚生勞
働大臣に届け出なければならない。これを變更
しようとするときも、同様とする。
一 保存交付業務の実施方法に関する事項
二 保存交付業務に係る手数料の額及びその収
納の方法に関する事項
三 保存交付業務に関する技能講習帳簿及び書
類の保存に関する事項
四 前三号に掲げるもののほか、保存交付業務
に関し必要な事項

2 指定保存交付機関は、前項後段の規定により
變更の届出をしようとするときは、次の事項を
記載した申請書に變更後の保存交付業務規程を
添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。
一 變更しようとする事項
二 變更しようとする年月日
三 變更の理由
(事業計画の届出等)

第二十五條の三の八 指定保存交付機関は、毎事
業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該
事業年度開始前に(指定を受けた日の属する事
業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞な
く)、厚生労働大臣に届け出なければならない。
これを變更しようとするときも、同様とする。
2 指定保存交付機関は、毎事業年度経過後三月
以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決
算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければ
ならない。
(勸告)

第二十五條の三の九 厚生労働大臣は、保存交付
業務の適正かつ確実な実施のため必要があると
認めるときは、指定保存交付機関に対し、保存
交付業務に関し必要な措置を採るべきことを勧
告することができる。
(業務の休廃止)

第二十五條の三の十 指定保存交付機関は、保存
交付業務の全部又は一部を休止し、又は廢止し
ようとするときは、その休止又は廢止の日の六
月前までに、次の事項を記載した申請書を厚生
労働大臣に届け出なければならない。

(指定の条件)

第二十五条の三の十四

指定には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定に係る事項の確実な実施を図るため必要な最少限度のものに限り、かつ、当該指定を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

(厚生労働大臣による保存交付業務の実施)

第二十五条の三の十五

厚生労働大臣は、指定を受ける者がいない場合、指定保存交付機関が第二十五条の三の十の規定による保存交付業務の全部若しくは一部の休止又は廃止の届出があつた場合、第二十五条の三の十一の規定により指定を取り消し、若しくは指定保存交付機関に対し保存交付業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定保存交付機関が天災その他の事由により保存交付業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合その他必要があることを認め、当該保存交付業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 指定保存交付機関は、前項の規定により厚生労働大臣が保存交付業務の全部又は一部を自ら行う場合には、次の事項を行わなければならない。

一 厚生労働大臣に当該保存交付業務並びに当該保存交付業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。

二 その他厚生労働大臣が必要と認める事項(公示)

第二十五条の三の十六

厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

一 指定保存交付機関の名称及び事務所の所在地	二 指定した年月日
一 保存交付業務の全部又は一部の休止し、又は廃止する指定の届出があつたとき。	二 休止し、又は廃止する保存交付業務の範囲
三 休止し、又は廃止する年月日	四 保存交付業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあっては、その期間

	第二十五条の三 指定保存交付機関の名称及び十一第一項のび事務所の所在地規定による取消二 指定を取り消した年月日しをしたとき。
	第二十五条の三 指定保存交付機関の名称及び十一第二項のび事務所の所在地の規定により指定二 指定を取り消し、又は保存は保存交付業務停止を命じた年月日の全部若しくは三 保存交付業務の全部又は一部の停止を命ずる部の停止を命じた場合にあつては、停止を命じた保存交付業務の範囲及びその期間
前条第一項の規定により厚生労働部を行うものとした年月日 働大臣が保存交二行うものとする保存交付業務の全部又務の範囲及びその期間 一部を自ら行うものとすると	前条第一項の規定により厚生労働部を行わないものとした年月日 働大臣が自ら行二行わないものとした保存交付業務の全部又 付業務の範囲 一部を行わな いものとする
(登録) 第二十五条の四 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則(昭和四十八年労働省令第三号。以下「コンサルタント則」という。)第二条第七号の登録及びコンサルタント則第十一条第十号の登録(以下この章において単に「登録」という。)は、それぞれコンサルタント則第二条第七号の安全に関する講習(以下この章において単に「安全に関する講習」という。)及びコンサルタント則第十一条第十号の衛生に関する講習(以下この章において単に「衛生に関する講習」という。)(以下この章において「コンサルタント講習」という。)を行うおととする者の申請により行う。 2 登録の申請をしようとする者は、登録コンサルタント講習機関登録申請書(様式第一号)に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。	登録コンサルタント講習機関

一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し

三 申請者が次条各号の規定に該当しないことを説明した書面

四 次の事項を記載した書面

イ 申請者が法人である場合は、その役員の氏名及び略歴

ロ 申請に係るコンサルタント講習の業務を管理する者の氏名及び略歴

ハ 申請に係るコンサルタント講習の講師の氏名、略歴及び担当するコンサルタント講習の講習科目

ニ コンサルタント講習の業務以外の業務を行つてゐるときは、その業務の種類及び概要

ホ イからニまでに掲げるもののほか、第二十五条の六第一項各号の要件に適合していることを証する事項

(欠格条項)

第二十五条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 第二十五条の十五の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの(登録基準)

第二十五条の六 厚生労働大臣は、第二十五条の四の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 コンサルタント講習が次に掲げる講習科目について、厚生労働大臣が定めるところにより行われるものであること。

イ 安全に関する講習にあつては、次のとおりであること。

(1) 産業安全一般

(2) 産業安全関係法令

ロ 衛生に関する講習にあつては、次のとおりであること。

講 習 目 科	講 習 条 件	産 業 全 般	産 業 安 全	産 業 安 全	(1) 労働衛生一般
					(2) 労働衛生関係法令
一 コンサルタント講習の講師が、次のとおりであること。 イ 安全に関する講習にあつては、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。					
一 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧専門学校令による専門学校（以下この号及び第二十五条の二十一第一項第四号において「大学等」という。）において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該課程を修めた者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。以下この号及び第二十五条の二十一第一項第四号において同じ。）であつて、その後五年以上安全の実務に従事した経験を有するもの 二 学校教育法による短期大学（専門職大学前期課程を含む。以下この号及び第二十五条の二十一第一項第四号において同じ。）又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者。以下この号及び第二十五条の二十一第一項第四号において同じ。）であつて、その後七年以上安全の実務に従事した経験を有するもの 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者 一 大学等を卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学					

全 関 係 法 令	
士の学位を授与された者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。以下この号及び第二十五条の二十一第一項第四号において同じ。」であつて、その後一年以上安全の実務に従事した経験を有するもの	
二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者	
ロ 衛生に関する講習にあつては、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。	
講習科目	条件
労働衛生一般	一 大学等において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であつて、その後五年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの 二 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であつて、その後七年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
労働衛生関係法令	一 大学等を卒業した者であつて、その後一年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者 三 コンサルタント講習の業務を管理する者が置かれていること。 登録は、登録コンサルタント講習機関連録簿に次の事項を記載してするものとする。 一 登録年月日及び登録番号 二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 三 事務所名称及び所在地 四 安全に関する講習又は衛生に関する講習の別 (登録の更新) 第二十五条の七 登録は、五年ごとにその更新を受けなければならない。その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。 （実施義務） 第二十五条の八 登録を受けた者（以下この章において「登録コンサルタント講習機関」という。）は、正当な理由がある場合を除き、毎事業年度、次の事項を記載したコンサルタント講習の実施に関する計画を作成し、これに従つて公正にコンサルタント講習を行わなければならない。 一 コンサルタント講習の実施時期、実施場所、講習科目、時間及び受講定員に関する事項 二 コンサルタント講習の講師の氏名 2 登録コンサルタント講習機関は、毎事業年度開始前に（登録を受けた日の属する事業年度にあつては、その登録を受けた後遅滞なく）、実施計画届出書（様式第一号の二）に前項の規定により作成した計画を添えて、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 3 登録コンサルタント講習機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするときは、実施計画変更届出書（様式第一号の三）を厚生労働大臣に提出しなければならない。 4 登録コンサルタント講習機関は、コンサルタント講習を修了した者に対し、遅滞なく、修了証を交付しなければならない。 5 登録コンサルタント講習機関は、毎事業年度経過後一月以内に、その事業年度に実施したコンサルタント講習の結果について、コンサルタント講習実施結果報告書（様式第一号の四）を厚生労働大臣に提出しなければならない。 （変更の届出） 第二十五条の九 登録コンサルタント講習機関は、第二十五条の六第二項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、登録コンサルタント講習機関登録事項変更届出書（様式第一号の五）を厚生労働大臣に届け出なければならない。 （業務規程） 第二十五条の十 登録コンサルタント講習機関は、コンサルタント講習の業務の開始の日の二週間前までに、次の事項を記載したコンサルタント講習の業務に関する規程を定め、業務規程届出書（様式第二号）に当該規程を添えて、厚				
--	--	--	--	--

生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 一 コンサルタント講習の実施方法 二 コンサルタント講習に関する料金 三 前号の料金の収納の方法に関する事項 四 コンサルタント講習の講師の選任及び解任に関する事項 五 コンサルタント講習の講習科目及び時間に関する事項 六 コンサルタント講習の修了証の発行に関する事項 七 コンサルタント講習の業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項 八 コンサルタント講習の実施に関する計画に関する事項 九 第二十五条の十二第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項 十 前各号に掲げるもののほか、コンサルタント講習の業務に関し必要な事項 2 登録コンサルタント講習機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするときは、業務規程変更届出書（様式第三号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。 （業務の休廃止） 第二十五条の十一 登録コンサルタント講習機関は、コンサルタント講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、コンサルタント講習業務休廃止届出書（様式第四号）を厚生労働大臣に届け出なければならない。 （財務諸表等の備付け及び閲覧等） 第二十五条の十二 登録コンサルタント講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。 2 コンサルタント講習を受けようとする者その他の利害関係人は、登録コンサルタント講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするときは、登録コンサルタント講習機関の定めた費用を支払わなければならない。 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求				
--	--	--	--	--

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次のいずれかのものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
(適合命令)

第二十五条の十三 厚生労働大臣は、登録コンサルタント講習機関が第二十五条の六第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録コンサルタント講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を採るべきことを命ずることができ、

(改善命令)

第二十五条の十四 厚生労働大臣は、登録コンサルタント講習機関が第二十五条の八第一項の規定に違反していると認めるときは、その登録コンサルタント講習機関に対し、コンサルタント講習を行うべきこと又はコンサルタント講習の実施方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置を採るべきことを命ずることができ、

(登録の取消し等)

第二十五条の十五 厚生労働大臣は、登録コンサルタント講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めてコンサルタント講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
一 第二十五条の五第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第二十五条の八から第二十五条の十一まで、第二十五条の十二第一項又は次条第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第二十五条の十二第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
四 前二条の規定による命令に違反したとき。
五 不正の手段により登録を受けたとき。
(帳簿)

第二十五条の十六 登録コンサルタント講習機関は、コンサルタント講習を行つたときは、コンサルタント講習の修了者の氏名、生年月日、修了年月日及び修了証の番号を記載した帳簿を備え、コンサルタント講習の業務の廃止（登録の取消し及び登録の失効を含む。）に至るまで保存しなければならない。
2 登録コンサルタント講習機関は、コンサルタント講習を行つたときは、次の事項を記載した帳簿を備え、これを記載の日から五年間保存しなければならない。
一 安全に関する講習又は衛生に関する講習の別
二 コンサルタント講習の講習科目及び時間
三 コンサルタント講習を行つた年月日
四 コンサルタント講習の講師の氏名及びその者の資格に関する事項
五 コンサルタント講習の結果
六 その他コンサルタント講習に関し必要な事項

3 登録コンサルタント講習機関は、コンサルタント講習の業務の廃止をした場合（登録を取り消された場合及び登録がその効力を失つた場合を含む。）には、第一項の帳簿を厚生労働大臣に引き渡さなければならない。
(厚生労働大臣によるコンサルタント講習の実施)

第二十五条の十七 厚生労働大臣は、登録を受ける者がいないとき、第二十五条の十一の規定によるコンサルタント講習の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第二十五条の十五の規定により登録を取り消し、又は登録コンサルタント講習機関に対しコンサルタント講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録コンサルタント講習機関が天災その他の事由によりコンサルタント講習の業務の全部又は一部を実施することが困難となつたときその他必要があると認めるときは、当該コンサルタント講習の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 登録コンサルタント講習機関は、前項に規定する場合においては、次の事項を行わなければならない。

一 厚生労働大臣に当該コンサルタント講習の業務並びに当該コンサルタント講習の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。
二 その他厚生労働大臣が必要と認める事項
(報告の徴収)

第二十五条の十八 厚生労働大臣は、登録コンサルタント講習の実施のため必要な限度において、登録コンサルタント講習機関に対し、コンサルタント講習事務又は経理の状況に関し報告させることができる。
(公示)

第二十五条の十九 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。
登録をしたとき

一 登録コンサルタント講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	一 登録コンサルタント講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 コンサルタント講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	二 コンサルタント講習の業務を行う事務所の名称及び所在地
三 行うことができるコンサルタント講習	三 行うことができるコンサルタント講習
四 登録した年月日	四 登録した年月日

第二十五条の九 変更前及び変更後の登録の規定による登録コンサルタント講習機関の氏名又は第二十五条の六第六は名称及び住所並びに法人にある二項第二号の事項については、その代表者の氏名が変更する年月日
二 変更する年月日
三 変更する年月日
四 変更する年月日

第二十五条の九 登録コンサルタント講習機関の氏名又は名称
一 登録コンサルタント講習機関の氏名又は名称
二 変更前及び変更後の登録の規定による登録コンサルタント講習の業務を行う事務所の名称及び所在地
三 変更する年月日
四 変更する年月日

第二十五条の十一 コンサルタント講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する登録コンサルタント講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
一 休止し、又は廃止する登録コンサルタント講習の業務の範囲
二 休止し、又は廃止する登録コンサルタント講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月日

四 コンサルタント講習の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間

第二十五条の十一 登録コンサルタント講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
一 登録コンサルタント講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日
二 登録コンサルタント講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日
三 コンサルタント講習の業務の全部又は一部を休止を命じた場合にあつては、停止を命じた登録コンサルタント講習の範囲及びその期間

第二十五条の十一 コンサルタント講習の業務の全部又は一部を行ふものとするコンサルタント講習の業務の範囲及びその期間

第二十五条の十一 コンサルタント講習の業務の全部又は一部を行わないうものとした登録コンサルタント講習の業務の範囲及びその期間

第二十五条の十一 コンサルタント講習の業務の全部又は一部を行わないうものとした登録コンサルタント講習の業務の範囲及びその期間

第四章の四 指定筆記試験免除講習機関

(指定)

第二十五条の二十 コンサルタント則第十三条第一項の表第十一号又は第三号に掲げる者の項の指定（以下この章において単に「指定」という。）は、同項の講習（以下この章において「筆記試験免除講習」という。）を行おうとする者（法人に限る。）の申請により行う。
2 指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
一 名称及び住所
二 筆記試験免除講習の業務を行おうとする事務所の名称及び所在地

二 筆記試験免除講習の業務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 筆記試験免除講習の業務を開始しようとする年月日
前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならぬ。
一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
二 申請の日を含む事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表
三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
四 役員の氏名及び略歴を記載した書面
五 次条第一項各号の要件に適合していることを証するに足りる書類
(指定基準)

第二十五条の二十一 厚生労働大臣は、前条の規定により申請があつた場合において、当該申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。
一 職員、設備、筆記試験免除講習の業務の実施の方法その他の事項が、筆記試験免除講習の適正かつ確実な実施に適合したものであること。
二 経理的及び技術的な基礎が、筆記試験免除講習の業務の適正かつ確実な実施に足るものであること。

三 筆記試験免除講習が次に掲げる講習科目について、厚生労働大臣が定めるところにより行われるものであること。
イ 労働衛生一般
ロ 労働衛生関係法令
ハ 健康管理
四 筆記試験免除講習の講師が次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

講習科目	条件
労働衛生一般	一 大学等において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であつて、その後五年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの 二 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であつて、その後七年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの

労働衛生関係法令	三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
令	二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

2 厚生労働大臣は、前条の規定による申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。
一 申請者が行う筆記試験免除講習の業務以外の業務により申請者が筆記試験免除講習の業務を公正に実施することができないおそれがあること。
二 申請者が法又は法に基づく命令の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。
三 申請者が第二十五条の二十八の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。
四 申請者の役員のうちに、第二号に該当する者があること。

第二十五条の二十二 指定を受けた者（以下この章において「指定筆記試験免除講習機関」という。）は、その名称若しくは住所又は筆記試験免除講習の業務を行う事務所の名称若しくは所在地を変更しようとするときは、次の事項を記載した届出書を厚生労働大臣に届け出なければならない。
一 変更後の指定筆記試験免除講習機関の名称若しくは住所又は筆記試験免除講習の業務を行う事務所の名称若しくは住所
二 変更しようとする年月日
三 変更の理由

2 指定筆記試験免除講習機関は、筆記試験免除講習の業務を行う事務所を新設し、又は廃止しようとするときは、次の事項を記載した届出書を厚生労働大臣に届け出なければならない。
一 新設し、又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地
二 新設し、又は廃止しようとする事務所において筆記試験免除講習の業務を開始し、又は廃止しようとする年月日
三 新設又は廃止の理由

(業務規程)
第二十五条の二十三 指定筆記試験免除講習機関は、筆記試験免除講習の業務の開始前に、次の事項を記載した筆記試験免除講習の業務の実施に関する規程（次項において「筆記試験免除講習業務規程」という。）を定め、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
一 筆記試験免除講習の実施方法に関する事項
二 筆記試験免除講習に関する料金
三 前号の料金の収納の方法に関する事項
四 筆記試験免除講習の講師の選任及び解任に関する事項
五 筆記試験免除講習の講習科目及び時間に関する事項
六 筆記試験免除講習の修了証の発行に関する事項
七 筆記試験免除講習の業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
八 前各号に掲げるもののほか、筆記試験免除講習の業務に関し必要な事項

2 指定筆記試験免除講習機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするときは、次の事項を記載した申請書に変更後の筆記試験免除講習業務規程を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。
一 変更しようとする事項
二 変更しようとする年月日
三 変更の理由
(事業計画の届出等)

第二十五条の二十四 指定筆記試験免除講習機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。）
2 指定筆記試験免除講習機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。
(筆記試験免除講習の結果の報告)

第二十五条の二十五 指定筆記試験免除講習機関は、筆記試験免除講習を実施したときは、遅滞なく、修了者の氏名、生年月日、住所、修了年月日及び修了証の番号を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(勧告)
第二十五条の二十六 厚生労働大臣は、筆記試験免除講習の適正かつ確実な実施のため必要があると認めるときは、指定筆記試験免除講習機関に対し、筆記試験免除講習の業務に関し必要な措置を採るべきことを勧告することができる。（業務の休廃止）
第二十五条の二十七 指定筆記試験免除講習機関は、筆記試験免除講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、その休止又は廃止の日の六月前までに、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に届け出なければならない。
一 休止し、又は廃止しようとする筆記試験免除講習の業務の範囲
二 筆記試験免除講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする年月日
三 筆記試験免除講習の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間
四 筆記試験免除講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする理由
(指定の取消し等)

第二十五条の二十八 厚生労働大臣は、指定筆記試験免除講習機関が第二十五条の二十一第二号又は第四号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。
2 厚生労働大臣は、指定筆記試験免除講習機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて筆記試験免除講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
一 第二十五条の二十三、第二十五条の二十四又は前条の規定に違反したとき
二 第二十五条の二十六の規定による勧告があつたにもかかわらず、当該勧告に係る措置を講じていないと認められるとき
三 第二十五条の三十一第一項の条件に違反したとき

(帳簿)
第二十五条の二十九 指定筆記試験免除講習機関は、筆記試験免除講習を実施したときは、修了者の氏名、生年月日、住所、修了年月日及び修了証の番号を記載した帳簿を作成し、筆記試験免除講習の業務の廃止（指定の取消しを含む。）に至るまで保存しなければならない。
2 指定筆記試験免除講習機関は、筆記試験免除講習の業務を廃止した場合（指定を取り消され

三 新設又は廃止の理由

(コンサルタント試験事務規程の認可の申請)
第三十二条 指定コンサルタント試験機関は、法
第八十三条の三において準用する法第七十五条

二 コンサルタント試験事務の全部又は一部を
休止し、又は廃止しようとする年月日

三 コンサルタント試験事務の全部又は一部を 休止しようとする場合にあっては、その期間 四 コンサルタント試験事務の全部又は一部を 休止し、又は廃止しようとする理由 (コンサルタント試験事務の引継ぎ等)		第三十七条 指定コンサルタント試験機関は、法 第八十三条の三において準用する法第七十五 条の十二第二項に規定する場合には、次の事項を 行わなければならない。 一 コンサルタント試験事務及び当該コンサル タント試験事務に関する書類を厚生労働大臣 に引き継ぐこと。 二 その他厚生労働大臣が必要と認める事項 (公示)		第三十八条 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲 げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報 で告示しなければならない。		法第八十三条の二 指定コンサルタント試験 の規定による指定機関の名称及び主たる事務所 をしたとき。 二 行うことができるコンサル タント試験事務の範囲 三 指定をした年月日		法第八十三条の三 指定コンサルタント試験事務 の全部又は一部を休止し、又 は廃止する指定コンサルタン ト試験機関の名称及び主たる 事務所の所在地 二 休止し、又は廃止するコ ンサルタント試験事務の範囲 三 コンサルタント試験事務 の全部又は一部を休止し、又 は廃止する年月日 四 コンサルタント試験事務 の全部又は一部を休止しよう とする場合にあっては、その 期間		法第八十三条の三 指定コンサルタント試験 において準用する機関の名称及び主たる事務所 法第七十五条の十の所在地 一 第一項の規定に二 指定を取り消した年月日 による取消しをした とき。		法第八十三条の三 指定コンサルタント試験 において準用する機関の名称及び主たる事務所 法第七十五条の十の所在地	
--	--	--	--	--	--	---	--	---	--	---	--	---	--

一 第二項の規定に二 指定を取り消し、又はコ より指定を取り消しコンサルタント試験事務の全部 し、又はコンサル若しくは一部の停止を命じた タント試験事務の年月日 全部若しくは一部の三 コンサルタント試験事務 の停止を命じたとの全部又は一部の停止を命じ た場合にあっては、停止を命 じたコンサルタント試験事務 の範囲及びその期間		法第八十三条の三 指定コンサルタント試験事務 において準用するの全部又は一部を行うものと 法第七十五条の十した年月日 二 第一項の規定に二 行うものとするコンサル より厚生労働大臣タント試験事務の範囲及びそ がコンサルタントの期間 試験事務の全部又は 一部を自ら行う ものとするとき。		法第八十三条の三 指定コンサルタント試験事務 において準用するの全部又は一部を行わないも 法第七十五条の十とした年月日 二 第一項の規定に二 行わないものとしたコン より厚生労働大臣サルタント試験事務の範囲 が自ら行っていた コンサルタント試 験事務の全部又は 一部を行わないも のとするとき。		第六章 指定登録機関 (指定の申請) 第三十九条 法第八十五条の三において準用する 法第七十五条の二第二項の規定による指定を受 けようとする者は、次の事項を記載した申請書 を厚生労働大臣に提出しなければならない。 一 名称及び住所 二 登録事務を行うおとする事務所の名称及び 所在地 三 登録事務を開始しようとする年月日 四 前項の申請書には、次に掲げる書面を添えな ければならない。 一 定款及び登記事項証明書 二 申請の日を含む事業年度の前事業年度にお ける財産目録及び貸借対照表 三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度に おける事業計画書及び収支予算書 四 役員の氏名及び略歴を記載した書面	
---	--	--	--	--	--	--	--

第四十条 指定登録機関は、その名称若しくは住 所又は登録事務を行う事務所の名称若しくは所 在地を変更しようとするときは、次の事項を記 載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければ ならない。 一 変更後の指定登録機関の名称若しくは住所 又は登録事務を行う事務所の名称若しくは所 在地 二 変更しようとする年月日 三 変更の理由 四 指定登録機関は、登録事務を行う事務所を新 設し、又は廃止しようとするときは、次の事項 を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなけ ればならない。 一 新設し、又は廃止しようとする事務所の名 称及び所在地 二 新設し、又は廃止しようとする事務所に いて登録事務を開始し、又は廃止しようとし る年月日 三 新設又は廃止の理由 (役員の選任及び解任の認可の申請) 第四十一条 指定登録機関は、法第八十五条の三 において準用する法第七十五条の四第一項の規 定により認可を受けようとするときは、次の事 項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しな ければならない。 一 選任又は解任に係る役員の氏名及び略歴 二 選任又は解任の理由 (指定登録機関への書類の交付) 第四十二条 厚生労働大臣は、指定登録機関に対 し、コンサルタント試験に合格した者の氏名、 生年月日、住所、合格証の番号及び合格したコ ンサルタント試験の区分の別を記載した書類を 交付するものとする。 (指定登録機関への通知) 第四十三条 厚生労働大臣は、指定登録機関が登 録事務を行う場合において、法第八十五条の規 定によりコンサルタントの登録を取り消したと きは、その旨を指定登録機関に通知しなければ ならない。 (登録事務規程の認可の申請) 第四十四条 指定登録機関は、法第八十五条の三 において準用する法第七十五条の六第一項前段 の規定により認可を受けようとするときは、当 該認可に係る登録事務の実施に関する規程を添 えて、書面により、申請しなければならない。		(登録事務規程の記載事項) 第四十五条 法第八十五条の三において準用する 法第七十五条の六第二項の登録事務の実施に関 する規程で定めるべき事項は、次のとおりとす る。 一 登録事務を行う時間及び休日に関する事項 二 登録事務を行う場所に関する事項 三 登録の実施の方法に関する事項 四 手数料の収納の方法に関する事項 五 登録証の交付、書換え及び再交付に関する 事項 六 登録事務に関して知り得た秘密の保持に関 する事項 七 登録事務に関する帳簿及び書類並びに法第 八十四条第一項の労働安全コンサルタント名 簿及び労働衛生コンサルタント名簿の保存に 関する事項 八 その他登録事務の実施に関し必要な事項 (登録事務規程の変更の認可の申請) 第四十六条 指定登録機関は、法第八十五条の三 において準用する法第七十五条の六第一項後段 の規定により認可を受けようとするときは、次 の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出 しなければならない。 一 変更しようとする事項 二 変更しようとする年月日 三 変更の理由 (登録状況の報告) 第四十七条 指定登録機関は、事業年度の各四半 期の経過後遅滞なく、登録状況報告書(様式第 九号)を厚生労働大臣に提出しなければならない。 (不正登録者の報告) 第四十八条 指定登録機関は、コンサルタントの 登録に関し不正の行為があつたと思料するとき は、直ちに、次の事項を記載した報告書を厚生 労働大臣に提出しなければならない。 一 当該コンサルタントに係る登録事項 二 登録に関する不正の行為 (帳簿の作成と保存) 第四十九条 指定登録機関は、コンサルタント試 験の区分ごとに、次の事項を記載した帳簿を作 成し、登録事務を廃止するまで保存しなければ ならない。 一 各月における登録、登録の拒否及び登録の 取消しの件数	
---	--	---	--

法第八十五条の三において準用する法第七十五条の十一第一項の規定による取消をしたとき 法第八十五条の三において準用する法第七十五条の十一第二項の規定による指定を取り消し、又は登録事務の停止を命じたとき 法第八十五条の三において準用する法第七十五条の十二第二項の規定による厚生労働大臣が登録事務を自ら行うものとするとき 法第八十五条の三において準用する法第七十五条の十二第二項の規定による厚生労働大臣が登録事務を自ら行うものとするとき 法第八十五条の三において準用する法第七十五条の十二第二項の規定による厚生労働大臣が登録事務を自ら行うものとするとき	三 登録事務を休止しようとする場合にあっては、その期間 一 指定登録機関の名称及び主たる事務所の所在地 二 指定を取り消した年月日 一 指定登録機関の名称及び主たる事務所の所在地 二 指定を取り消した年月日 三 登録事務の停止を命じた場合にあっては、停止を命じた期間	（登録） 第五十三条 安衛則別表第九に規定する登録は、次の表の上欄に掲げる登録に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる研修を行うとする者の申請により行う。 第七項 登録計画作成参画者研修機関	安衛則別表第九別表第七の上欄第十号に掲げる機械等に係る工事の項第一号及び別表第七の上欄第七号に掲げる機械等に係る工事の項第一号口の登録 の研修（以下この章において「工事に関する研修」という。）	安衛則別表第九第八十安衛則別表第九第八十九条第一号に掲げる仕事第一号に掲げる仕事及び
--	---	---	--	---

事及び第九十条第一号及び第九十条第一号に掲げに掲げる仕事のうち建設計の仕事を除く。の項第一号及び第	修」という。）
---	---------

2 前項の表の上欄に掲げる登録（以下この章において単に「登録」という。）の申請をしようとする者は、登録計画作成参画者研修機関登録申請書（様式第一号）に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 申請者が法人である場合は、その定款又は
- 二 申請者が個人である場合は、その住民票の

写し

三 申請者が次条各号の規定に該当しないこと

四 次の事項を記載した書面

イ 申請者が法人である場合は、その役員の氏名及び略歴

ロ 申請に係る前項の表の下欄に掲げる研修
（以下この章において「計画作成参画者研
修」という。）の業務を管理する者の氏名
及び略歴

ハ 申請に係る計画作成参画者研修の講師の氏名、略歴及び担当する計画作成参画者研修の研修科目

二 計画作成・参画者研修の業務以外の業務を行つてゐるときは、その業務の種類及び概要

ホ イから二までに掲げるもののほか、第十五条第一項各号の要件に適合していることを証するに足りる事項

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わリ、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 第六十四条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録基準)

(登錄基準)

第五十五条 厚生労働大臣は、第五十三条の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

計画作成参画者研修が次に掲げる研修科目について、厚生労働大臣が定めるところにより行われるものであること。

イ 工事に関する研修にあつては、次のとおりであること。

(1) 安全衛生管理に関する知識及び工事計

2) 反没溝告物に関する知識

3) (労働災害の事例及びその防止対策)

4) (安全衛生関係法令)

ロ 仕事に関する研修にあつては、次のとおりであること。

(1) 安全衛生管理に関する知識

工事用設備に関する知識

4) (3) 工事計画の安全衛生に関する知識

(5) 労働災害の事例及びその防止対策

(6) 安全衛生関係法令

二 計画作成・参画者研修の講師が、次のとおりであること。

イ 工事に関する研修にあつては、次の表の上欄に掲げる研修科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合す

安全衛生	労働安全コンサルタント試験に合格した者であつて、その
研修科目	条件

	理の実務に従事した経験を有するもの
口 仕事に関する研修にあつては、次の表の上欄に掲げる研修科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。	研修科目 安全衛生管理に関する知識、工事計画の安全衛生に関する知識、労働災害の事例及びその防止対策並びに安全衛生関係法令
工事用設備に関する知識及び工事に機械に関する知識	条件 一 労働安全コンサルタント試験に合格した者であつて、その試験の区分が土木又は建築であるもの 二 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者であつて、その後七年以上工事における安全衛生の実務に従事した経験を有するもの 三 学校教育法による高等学校を卒業した者であつて、その後十年以上工事における安全衛生の実務に従事した経験を有するもの
三 計画作成・参画者研修の業務を管理する者が置かれていること。	一 労働安全コンサルタント試験に合格した者であつて、その試験の区分が土木又は建築であるもの 二 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であつて、その後十五年以上建設工事の設計・監理又は施工管理の実務に従事した経験を有するもの 三 学校教育法による高等学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であつて、その後二十年以上建設工事の設計・監理又は施工管理の実務に従事した経験を有するもの

しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、登録計画作成参画者研修機関登録事項変更届出書（様式第一号の五）を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（業務規程）

第五十九条 登録計画作成参画者研修機関は、計画作成参画者研修の業務の開始の日の二週間前までに、次の事項を記載した計画作成参画者研修の業務に関する規程を定め、業務規程届出書（様式第二号）に当該規程を添えて、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 計画作成参画者研修の実施方法

二 計画作成参画者研修に関する料金

三 前号の料金の収納の方法に関する事項

四 計画作成参画者研修の講師の選任及び解任に関する事項

五 計画作成参画者研修の研修科目及び時間に関する事項

六 計画作成参画者研修の修了証の発行に関する事項

七 計画作成参画者研修の業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

八 計画作成参画者研修の実施に関する計画に関する事項

九 第六十一条第二項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項

十 前各号に掲げるもののほか、計画作成参画者研修の業務に関し必要な事項

2 登録計画作成参画者研修機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするときは、業務規程変更届出書（様式第三号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（業務の休廃止）

第六十条 登録計画作成参画者研修機関は、計画作成参画者研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、計画作成参画者研修業務休廃止届出書（様式第四号）を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第六十一条 登録計画作成参画者研修機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」

という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 計画作成参画者研修を受けようとする者その他の利害関係人は、登録計画作成参画者研修機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録計画作成参画者研修機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次のいずれかのもにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報を送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(適合命令)

第六十二条 厚生労働大臣は、登録計画作成参画者研修機関が第五十五条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録計画作成参画者研修機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第六十三条 厚生労働大臣は、登録計画作成参画者研修機関が第五十七条第一項の規定に違反しているとき認めるときは、その登録計画作成参画者研修機関に対し、計画作成参画者研修を行うべきこと又は計画作成参画者研修の実施方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第六十四条 厚生労働大臣は、登録計画作成参画者研修機関が次の各号のいずれかに該当すると

きは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて計画作成参画者研修の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第五十四条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第五十七条から第六十条まで、第六十一条第一項又は次条第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第六十一条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 前二条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により登録を受けたとき。

(帳簿)

第六十五条 登録計画作成参画者研修機関は、計画作成参画者研修を行ったときは、計画作成参画者研修の修了者の氏名、生年月日、修了年月日及び修了証の番号を記載した帳簿を備え、計画作成参画者研修の業務の廃止(登録の取消し及び登録の失効を含む。)に至るまで保存しなければならない。

2 登録計画作成参画者研修機関は、計画作成参画者研修を行ったときは、次の事項を記載した帳簿を備え、これを記載の日から五年間保存しなければならない。

一 工事に関する研修又は仕事に関する研修の別

二 計画作成参画者研修の研修科目及び時間

三 計画作成参画者研修を行った年月日

四 計画作成参画者研修の講師の氏名及びその者の資格に関する事項

五 計画作成参画者研修の結果

六 その他計画作成参画者研修に関し必要な事項

3 登録計画作成参画者研修機関は、計画作成参画者研修の業務の廃止をした場合(登録を取り消された場合及び登録がその効力を失つた場合を含む。)には、第一項の帳簿を厚生労働大臣に引き渡さなければならない。

(報告の徴収)

第六十六条 厚生労働大臣は、計画作成参画者研修の実施のため必要限度において、登録計画作成参画者研修機関に対し、計画作成参画者研修事務又は経理の状況に関し報告させることができる。

(公示)

第六十七条 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

登録をしたとき。	登録計画作成参画者研修機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	二 計画作成参画者研修の業務を行う事務所の名称及び所在地	三 行うことができる計画作成参画者研修	四 登録した年月日	第五十八条一 変更前及び変更後の登録計画作成参画者研修機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	二 号の事項二 変更する年月日	出があつたとき。	第五十八条一 登録計画作成参画者研修機関の規定による氏名又は名称	第五十五条二 変更前及び変更後の計画作成参画者研修の業務を行う事務所の名称及び所在地	三 変更する年月日	出があつたとき。	第六十条一 計画作成参画者研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する	登録計画作成参画者研修機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	二 休止し、又は廃止する計画作成参画者研修の業務の範囲	三 計画作成参画者研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月日	四 計画作成参画者研修の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあっては、その期間	第六十四条一 登録計画作成参画者研修機関の規定による氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	登録を取り消し、又は計画作成参画者研修の業務の全部若しくは一部の業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあっては、その期間
----------	---	------------------------------	---------------------	-----------	---	-----------------	----------	----------------------------------	--	-----------	----------	--------------------------------------	---	-----------------------------	-------------------------------------	--	---	--

を命じたことについては、停止を命じた計画作成参画者研修の業務の範囲及びその期間

き。

第八章 指定労働災害防止業務従事者講習機関

(指定)

第六十八条 法第九十九条の二第一項の指定(以下この章において単に「指定」という。)は、次の各号に掲げる者の区分に応じ定める同項の講習を行うとする者(法人に限る。)の申請により行う。

一 法第九十九条の二第一項に規定する労働災害防止業務従事者(次号及び第三号に掲げる者を除く。) 総括安全衛生管理者等に対する講習

二 安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者その他事業場における労働災害防止のための業務に従事する者であつて、法第十条第一項各号の業務のうち安全若しくは衛生に係る技術的事項を管理するもの又は当該業務を担当するもの 安全管理者等に対する講習

三 統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、店社安全衛生管理者、安全衛生責任者その他法第十五条第一項に規定する特定元方事業者の労働者及び同項に規定する関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによつて発生する労働災害を防止するための業務に従事する者 統括安全衛生責任者等に対する講習

四 指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、当該者が総括安全衛生管理者等に対する講習、安全管理者等に対する講習又は統括安全衛生責任者等に対する講習(以下この章において「労働災害防止業務従事者講習」という。)を行うとする場所を管轄する都道府県労働局長(以下この章において「所轄都道府県労働局長」という。)に提出しなければならない。

一 名称及び住所

二 労働災害防止業務従事者講習の業務を行うところとする事務所の名称及び所在地

三 総括安全衛生管理者等に対する講習、安全管理者等に対する講習又は統括安全衛生責任者等に対する講習の別

四 労働災害防止業務従事者講習を開始しようとする年月日

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

3

- 一定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 申請の日を含む事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表
- 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 役員の氏名及び略歴を記載した書面
- 五次条第一項各号の要件に適合していることを証するに足りる書類

(指定基準)

第六十九條 都道府県労働局長は、前条の規定により申請があつた場合において、当該申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

- 一 職員、設備、労働災害防止業務従事者講習の業務の実施の方法その他の事項が、労働災害防止業務従事者講習の適正かつ確実な実施に適合したものであること。
- 二 経理的及び技術的な基礎が、労働災害防止業務従事者講習の業務の適正かつ確実な実施に足るものであること。
- 三 労働災害防止業務従事者講習が次に掲げる講習科目について、厚生労働大臣が定めるところにより行われるものであること。
 - イ 事業場の安全衛生に関する管理に係る問題点及びその対策
 - ロ 事業場の安全衛生に関する管理の方法
 - ハ 安全衛生関係法令
- 四 労働災害防止業務従事者講習の講師が、次のいずれかに該当する者であること。
 - イ 労働安全コンサルタント試験に合格した者
 - ロ 学校教育法における大学又は高等専門学校を卒業した者であつて、その後七年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの
 - ハ 学校教育法における高等学校を卒業した者であつて、その後十年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの
- 一 申請者が行う労働災害防止業務従事者講習の業務以外の業務により申請者が労働災害防止業務従事者講習の業務を公正に実施することができないおそれがあること。
- 二 申請者が法又は法に基づく命令の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。
- 三 申請者が第七十七條の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。
- 四 申請者の役員のうちに、第二号に該当する者があること。

(実施義務)

第七十條 指定を受けた者（以下この章において「指定労働災害防止業務従事者講習機関」という。）は、都道府県労働局長から労働災害防止業務従事者講習を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、労働災害防止業務従事者講習を行わなければならない。

- 2 指定労働災害防止業務従事者講習機関は、労働災害防止業務従事者講習を修了した者に対し、遅滞なく、労働災害防止業務従事者講習修了証（様式第十号）を交付しなければならない。（変更の届出）
- 第七十一條 指定労働災害防止業務従事者講習機関は、その名称若しくは住所又は労働災害防止業務従事者講習の業務を行う事務所の名称若しくは所在地を変更しようとするときは、次の事項を記載した届出書を所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。
 - 一 変更後の指定労働災害防止業務従事者講習機関の名称若しくは住所又は労働災害防止業務従事者講習の業務を行う事務所の名称若しくは所在地
 - 二 変更しようとする年月日
 - 三 変更の理由
- 2 指定労働災害防止業務従事者講習機関は、労働災害防止業務従事者講習の業務を行う事務所を新設し、又は廃止しようとするときは、次の事項を記載した届出書を所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。
 - 一 新設し、又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地
 - 二 新設し、又は廃止しようとする事務所において労働災害防止業務従事者講習の業務を開始し、又は廃止しようとする年月日
 - 三 新設又は廃止の理由
- 第七十二條 指定労働災害防止業務従事者講習機関は、労働災害防止業務従事者講習の業務の開

始前に、次の事項を記載した労働災害防止業務従事者講習の実施に関する規程（次項において「労働災害防止業務従事者講習業務規程」という。）を定め、所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 労働災害防止業務従事者講習の実施方法に関する事項

二 労働災害防止業務従事者講習に関する料金

三 前号の料金の収納の方法に関する事項

四 労働災害防止業務従事者講習の講師の選任及び解任に関する事項

五 労働災害防止業務従事者講習の講習科目及び時間に関する事項

六 労働災害防止業務従事者講習修了証の発行に関する事項

七 労働災害防止業務従事者講習の業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、労働災害防止業務従事者講習の業務に関し必要な事項

2 指定労働災害防止業務従事者講習機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするときは、次の事項を記載した申請書に変更後の労働災害防止業務従事者講習業務規程を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

(事業計画の届出等)

第七十三條 指定労働災害防止業務従事者講習機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定労働災害防止業務従事者講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

(労働災害防止業務従事者講習の結果の報告)

第七十四條 指定労働災害防止業務従事者講習機関は、労働災害防止業務従事者講習を実施したときは、総括安全衛生管理者等に対する講習、安全管理者等に対する講習又は統括安全衛生責任者等に対する講習ごとに、遅滞なく、修了者

の氏名、生年月日、住所、修了年月日及び労働災害防止業務従事者講習修了証の番号を、法第九十九條の二第一項の指示を行った都道府県労働局長に提出しなければならない。（勧告）

第七十五條 都道府県労働局長は、労働災害防止業務従事者講習の適正かつ確実な実施のため必要があると認めるときは、指定労働災害防止業務従事者講習機関に対し、労働災害防止業務従事者講習の業務に関し必要な措置を採るべきことを勧告することができる。

(業務の休廃止)

第七十六條 指定労働災害防止業務従事者講習機関は、労働災害防止業務従事者講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、その休止又は廃止の日の六月前までに、次の事項を記載した申請書を所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする労働災害防止業務従事者講習の業務の範囲

二 労働災害防止業務従事者講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする年月日

三 労働災害防止業務従事者講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする場合は、その期間

四 労働災害防止業務従事者講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする理由

(指定の取消し等)

第七十七條 都道府県労働局長は、指定労働災害防止業務従事者講習機関が第六十九條第二項第二号又は第四号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 都道府県労働局長は、指定労働災害防止業務従事者講習機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて労働災害防止業務従事者講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ

一 第七十條、第七十二條、第七十三條又は前

二 第七十五條の規定による勧告があつたにもかかわらず、当該勧告に係る措置を講じていないと認められるとき。

三 第八十條第一項の条件に違反したとき。

(帳簿)

第七十八條 指定労働災害防止業務従事者講習機

関は、労働災害防止業務従事者講習を実施したときは、修了者の氏名、生年月日、住所、修了年月日及び労働災害防止業務従事者講習修了証の番号を記載した帳簿を作成し、労働災害防止業務従事者講習の業務の廃止（指定の取消しを含む）に至るまで保存しなければならない。

(報告の徴収)

第七十九條 都道府県労働局長は、労働災害防止業務従事者講習の適正かつ確実な実施のため必要があるとき、指定労働災害防止業務従事者講習機関に対し、必要な事項を報告させることができる。

(指定の条件)

第八十條 指定には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定に係る事項の確実な実施を図るため必要な最少限度のものに限り、かつ、当該指定を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

(公示)

第八十一條 都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載しなければならない。

指定をしたとき

一 指定労働災害防止業務従事者講習機関の名称及び事務所の所在地

二 行うことができる労働災害防止業務従事者講習

三 指定した年月日

第七十六條 一 労働災害防止業務従事者講習の規定により業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する指定労働災害防止業務従事者講習機関の名称及び事務所の所在地

二 休止し、又は廃止する労働災害防止業務従事者講習の業務の範囲

三 休止し、又は廃止する年月日

四 労働災害防止業務従事者講習の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間

第七十七條 一 指定労働災害防止業務従事者講習機関の名称及び事務所の所在地

二 指定を取り消した年月日

消しをしたとき

第七十七條 一 指定労働災害防止業務従事者講習機関の名称及び事務所の所在地

二 指定を取り消し、又は労働災害防止業務従事者講習の業務の全部若し、又は若しくは一部の停止を命じた年月日

労働災害防止三 労働災害防止業務従事者講習の業務従事者業務の全部又は一部の停止を命じた講習の業務場合にあつては、停止を命じた労働の全部若し災害防止業務従事者講習の業務の範囲は一部の併及びその期間

停止を命じたとき

第九條 指定就業制限業務従事者講習機関

(指定)

第八十二條 法第九十九條の三第一項の指定（以下この章において単に「指定」という。）は、次の各号に掲げる者の区分に応じて定める同項の講習を行おうとする者（法人に限る。）の申請により行う。

一 令第二十條第六号の業務に就くことができる者 クレーン運転士等に対する講習

二 令第二十條第七号の業務に就くことができる者 移動式クレーン運転士等に対する講習

三 令第二十條第十二号の業務に就くことができる者 車両系建設機械運転業務従事者に対する講習

四 令第二十條第十六号の業務に就くことができる者 玉掛業務従事者に対する講習

指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、当該者がクレーン運転士等に対する講習、移動式クレーン運転士等に対する講習、車両系建設機械運転業務従事者に対する講習又は玉掛業務従事者に対する講習（以下この章において「就業制限業務従事者講習」という。）を行おうとする場所を管轄する都道府県労働局長（以下この章において「所轄都道府県労働局長」という。）に提出しなければならない。

一 名称及び住所

二 就業制限業務従事者講習の業務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 クレーン運転士等に対する講習、移動式クレーン運転士等に対する講習、車両系建設機械運転業務従事者に対する講習又は玉掛業務従事者に対する講習の別

四 就業制限業務従事者講習を開始しようとする年月日

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えない限りならない。

一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 申請の日を含む事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表

三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

四 役員の氏名及び略歴を記載した書面

五 次条第一項各号の要件に適合していることを証するに足りる書類

(指定基準)

第八十三條 都道府県労働局長は、前条の規定により申請があつた場合において、当該申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

一 職員、設備、就業制限業務従事者講習の業務の実施の方法その他の事項が、就業制限業務従事者講習の適正かつ確実な実施に適合したものであること。

二 経理的及び技術的な基礎が、就業制限業務従事者講習の業務の適正かつ確実な実施に足るものであること。

三 就業制限業務従事者講習が次に掲げる講習科目について、厚生労働大臣が定めるところにより行われるものであること。

イ 就業制限業務機械等の構造

ロ 就業制限業務機械等に係る安全装置等の機能

ハ 就業制限業務機械等の保守管理

ニ 就業制限業務機械等に係る作業の方法

ホ 安全衛生関係法令

ヘ 労働災害の事例及びその防止対策

四 就業制限業務従事者講習の講師が、次のいずれかに該当する者であること。

イ 労働安全コンサルタント試験に合格した者

ロ 学校教育法における大学又は高等専門学校を卒業した者であつて、その後七年以上の産業安全の実務に従事した経験を有するもの

ハ 学校教育法における高等学校を卒業した者であつて、その後十年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの

都道府県労働局長は、前条の規定による申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。

2

一 申請者が行う就業制限業務従事者講習の業務以外の業務により申請者が就業制限業務従事者講習の業務を公正に実施することができないおそれがあること。

二 申請者が法又は法に基づく命令の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。

三 申請者が第九十一條の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者の役員のうちに、第二号に該当する者があること。

(実施義務)

第八十四條 指定を受けた者（以下この章において「指定就業制限業務従事者講習機関」という。）は、都道府県労働局長から就業制限業務従事者講習を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、就業制限業務従事者講習を行わなければならない。

2 指定就業制限業務従事者講習機関は、就業制限業務従事者講習を修了した者に対し、遅滞なく、就業制限業務従事者講習修了証（様式第十一号）を交付しなければならない。

(変更の届出)

第八十五條 指定就業制限業務従事者講習機関は、その名称若しくは住所又は就業制限業務従事者講習の業務を行う事務所の名称若しくは所在地を変更しようとするときは、次の事項を記載した届出書を所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。

一 変更後の指定就業制限業務従事者講習機関の名称若しくは住所又は就業制限業務従事者講習の業務を行う事務所の名称若しくは所在地

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

指定就業制限業務従事者講習機関は、就業制限業務従事者講習の業務を行う事務所を新設し、又は廃止しようとするときは、次の事項を記載した届出書を所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。

一 新設し、又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地

二 新設し、又は廃止しようとする事務所において就業制限業務従事者講習の業務を開始し、又は廃止しようとする年月日

三 新設又は廃止の理由

（業務規程）

第八十六条 指定就業制限業務従事者講習機関は、就業制限業務従事者講習の業務の開始前に、次の事項を記載した就業制限業務従事者講習の業務の実施に関する規程（次項において「就業制限業務従事者講習業務規程」という。）を定め、所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一 就業制限業務従事者講習の実施方法に関する事項

二 就業制限業務従事者講習に関する料金

三 前号の料金の収納の方法に関する事項

四 就業制限業務従事者講習の講師の選任及び解任に関する事項

五 就業制限業務従事者講習の講習科目及び時間に関する事項

六 就業制限業務従事者講習修了証の発行に関する事項

七 就業制限業務従事者講習の業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、就業制限業務従事者講習の業務に関し必要な事項

二 指定就業制限業務従事者講習機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするときは、次の事項を記載した申請書に変更後の就業制限業務従事者講習業務規程を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

（事業計画の届出等）

第八十七条 指定就業制限業務従事者講習機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

二 指定就業制限業務従事者講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

（就業制限業務従事者講習の結果の報告）

第八十八条 指定就業制限業務従事者講習機関は、就業制限業務従事者講習を実施したときは、クレーン運転士等に対する講習、移動式クレーン運転士等に対する講習、車両系建設機械運転業務従事者に対する講習又は玉掛業務従事者に対する講習ごとに、遅滞なく、修了者の氏名、生年月日、住所、修了年月日及び就業制限業務従事者講習修了証の番号を、法第九十九条の第三項の指示を行った都道府県労働局長に提出しなければならない。

（報告）

第八十九条 都道府県労働局長は、就業制限業務従事者講習の適正かつ確実な実施のため必要があると認めるときは、指定就業制限業務従事者講習機関に対し、就業制限業務従事者講習の業務に関し必要な措置を採るべきことを勧告することができる。

（業務の休廃止）

第九十条 指定就業制限業務従事者講習機関は、就業制限業務従事者講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、その休止又は廃止の日の六月前までに、次の事項を記載した申請書を所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする就業制限業務従事者講習の業務の範囲

二 就業制限業務従事者講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする年月日

三 就業制限業務従事者講習の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあっては、その期間

四 就業制限業務従事者講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする理由（指定の取消し等）

第九十一条 都道府県労働局長は、指定就業制限業務従事者講習機関が第八十三条第二項第二号又は第四号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

二 都道府県労働局長は、指定就業制限業務従事者講習機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて就業制限業務従事者講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第八十四条、第八十六条、第八十七条又は前条の規定に違反したとき

二 第八十九条の規定による勧告があつたにもかかわらず、当該勧告に係る措置を講じていないと認められるとき

三 第九十四条第一項の条件に違反したとき。

（帳簿）

第九十二条 指定就業制限業務従事者講習機関は、就業制限業務従事者講習を実施したときは、修了者の氏名、生年月日、住所、修了年月日及び就業制限業務従事者講習修了証の番号を記載した帳簿を作成し、就業制限業務従事者講習の業務の廃止（指定の取消しを含む。）に至るまで保存しなければならない。

（報告の徴収）

第九十三条 都道府県労働局長は、就業制限業務従事者講習の適正かつ確実な実施のため必要があると認めるときは、指定就業制限業務従事者講習機関に対し、必要な事項を報告させることができる。

（指定の条件）

第九十四条 指定には、条件を付し、及びこれを變更することができる。

二 前項の条件は、当該指定に係る事項の確実な実施を図るため必要な最少限度のものに限り、かつ、当該指定を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

（公示）

第九十五条 都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載しなければならない。

第九十六条 指定をした一 指定就業制限業務従事者講習機関の名称及び事務所の所在地

二 行うことができる就業制限業務従事者講習

三 指定した年月日

第九十七条 就業制限業務従事者講習の業務規定によるを休止し、又は廃止する指定就業制限業務従事者講習機関の名称及び事務所の所在地

二 休止し、又は廃止する就業制限業務従事者講習の業務の範囲

三 休止し、又は廃止する年月日

四 就業制限業務従事者講習の業務を休止しようとする場合にあっては、その期間

第九十八条 指定就業制限業務従事者講習機関の名称及び事務所の所在地

二 指定を取り消した年月日

消しをしたとき。

第九十一条 指定就業制限業務従事者講習機関の名称及び事務所の所在地

二 指定を取り消し、又は就業制限業務従事者講習の業務の全部若しくは、又は就一部の停止を命じた年月日

三 就業制限業務従事者講習の業務の業務の全にあっては、停止を命じた就業制限業務従事者講習の範囲及びその期間

一部を停止を命じたとき。

第十章 指定記録保存機関

（指定）

第九十六条 電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号。以下「電離則」という。）第九十六条第二項（電離則第六十二条において準用する場合を含む。第九十八条第一項及び第六十一条の二（電離則第六十二条において準用する場合を含む。第九十八条第一項及び第六十一条の二（電離則第六十二条において準用する場合を含む。）の指定（以下この章において単に「指定」という。）については、電離則第九十六条第二項の記録（以下この章において単に「記録」という。）並びに電離則第五十七条の電離放射線健康診断個人票及び緊急時電離放射線健康診断個人票（第九十八条第一項において「電離放射線健康診断個人票等」という。）の保存に関する業務（以下この章において「記録保存業務」という。）を行う者として、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 名称及び住所

二 記録保存業務を行うとする事務所の名称及び所在地

三 記録保存業務を開始しようとする年月日

三 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請の日を含む事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表

三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

第九十七条 指定就業制限業務従事者講習機関の名称及び事務所の所在地

二 指定を取り消した年月日

四 役員の氏名及び略歴を記載した書面
五 次条第一項各号の要件に適合していることを証するに足りる書類

(指定基準)

第九十七条 厚生労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前条の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

一 職員、設備、記録保存業務の実施の方法その他の事項が、記録保存業務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。

二 経理的及び技術的な基礎が、記録保存業務の適正かつ確実な実施に足るものであること。

2 厚生労働大臣は、前条の規定による申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。

一 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。

二 申請者が行う記録保存業務以外の業務により申請者が記録保存業務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者が法又は法に基づく命令の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者が第四百四条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

五 申請者の役員のうちに、第三号に該当する者があること。

(実施義務)

第九十八条 指定を受けた者（以下この章において「指定記録保存機関」という。）は、事業者が、電離則第九条第二項、第五十七条又は第六十一条の二の規定により記録又は電離放射線健康診断個人票等（次項及び第五十五条において「記録等」という。）を引き渡そうとするときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、これに応じなければならない。

2 指定記録保存機関は、前項の規定により事業者から引き渡された記録等について、当該事業者又は当該記録等に係る者から照会があつたときは、正当な理由がある場合を除き、当該照会に対して速やかに回答しなければならない。

(変更の届出)

第九十九条 指定記録保存機関は、その名称若しくは住所又は記録保存業務を行う事務所の名称

若しくは所在地を変更しようとするときは、次の事項を記載した届出書を厚生労働大臣に届け出なければならない。

一 変更後の指定記録保存機関の名称若しくは住所又は記録保存業務を行う事務所の名称若しくは所在地
二 変更しようとする年月日
三 変更の理由

(業務規程)

第一百条 指定記録保存機関は、記録保存業務の開始前に、次の事項を記載した記録保存業務の実施に関する規程（次項において「記録保存業務規程」という。）を定め、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 記録保存業務の実施方法に関する事項
二 記録保存業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
三 前二号に掲げるもののほか、記録保存業務に關し必要な事項

2 指定記録保存機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするときは、次の事項を記載した申請書に変更後の記録保存業務規程を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項
二 変更しようとする年月日
三 変更の理由

(事業報告書の提出)
第一百一条 指定記録保存機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(勧告)
第一百二条 厚生労働大臣は、記録保存業務の適正かつ確実な実施のため必要があると認めるときは、指定記録保存機関に対し、記録保存業務に關し必要な措置を採るべきことを勧告することができる。

(業務の休廃止)
第一百三三 指定記録保存機関は、記録保存業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、その休止又は廃止の日の六月前までに、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に届け出なければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする記録保存業務の範囲

二 記録保存業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする年月日
三 記録保存業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあっては、その期間
四 記録保存業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする理由

(指定の取消し等)
第一百四 厚生労働大臣は、指定記録保存機関が第九十七条第二項第三号又は第五号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 厚生労働大臣は、指定記録保存機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて記録保存業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ

一 第九十八条、第一百一条又は前条の規定に違反したとき。
二 第一百二条の規定による勧告があつたにもかかわらず、当該勧告に係る措置を講じていないと認められるとき。
三 第一百七七条第一項の条件に違反したとき。

(帳簿)
第一百五 指定記録保存機関は、電離則第九条第二項、第五十七条又は第六十一条の二の規定により事業者から記録等が引き渡されたときは、次の事項を記載した帳簿を備え、記録保存業務の廃止（指定の取消しを含む。）に至るまで保存しなければならない。

一 当該記録等を指定記録保存機関に引き渡した者の氏名又は名称、住所及び連絡先
二 当該記録等が引き渡された年月日
三 当該記録等を保存する場所

(報告の徴収)
第一百六 厚生労働大臣は、記録保存業務の適正かつ確実な実施のため必要があると認めるときは、指定記録保存機関に対し、必要な事項を報告させることができる。

(指定の条件)
第一百七 指定には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定に係る事項の確実な実施を図るため必要な最少限度のものに限り、かつ、当該指定を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(厚生労働大臣による記録保存業務の実施)
第一百八 厚生労働大臣は、指定を受ける者がいない場合、指定記録保存機関が第一百三三の規定

により記録保存業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止した場合、第一百四の規定により指定を取り消し、若しくは指定記録保存機関に対し記録保存業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定記録保存機関が天災その他の事由により記録保存業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において、必要があると認めるときは、当該記録保存業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 指定記録保存機関は、前項に規定する場合に、次の事項を行わなければならない。

一 厚生労働大臣に当該記録保存業務並びに当該記録保存業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。
二 その他厚生労働大臣が必要と認める事項

(公示)
第一百九 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

指定をしたとき。

一 指定記録保存機関の名称及び事務所の所在地
二 指定した年月日

第一百三三の規定により記録保存業務の全部又は一部の届出があつたとき、又は廃止する指定記録保存機関の名称及び事務所の所在地
二 休止し、又は廃止する記録保存業務の範囲
三 休止し、又は廃止する年月日
四 記録保存業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあっては、その期間

第一百四第一項の規定による取り消しをしたとき。
二 指定を取り消した年月日

第一百四第二項の規定により指定記録保存機関の名称及び事務所の所在地
二 指定を取り消し、又は記録保存業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日

記録保存業務の全部又は一部の停止を命じた年月日
三 記録保存業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあっては、停止を命じた記録保存業務の範囲及びその期間

記録保存業務の全部又は一部の停止を命じた年月日
三 記録保存業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあっては、停止を命じた記録保存業務の範囲及びその期間

第百八条第一項 記録保存業務の全部又は一部の規定により厚部を行うものとした年月日
生労働大臣が第二行うものとする記録保存業務保存業務の全部の範囲及びその期間
部又は一部を自ら行うものとするとき。

第百八条第一項 記録保存業務の全部又は一部の規定により厚部を行わないものとした年月日生労働大臣が第二行わないものとした記録保存業務の全部の範囲
記録保存業務の全部又は一部を行わないものとするとき。

第十一章 指定除染等業務記録保存機関

第百十條 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成二十三年厚生労働省令第百五十二号。以下「除染規則」という。）第六条第二項、第二十一条、第二十五条の五第二項、第二十五条の九、第二十七条第一項及び第二十八条第一項の指定（以下この章において単に「指定」という。）については、除染規則第六条第二項、第二十五条の五第二項及び第二十五条の九の記録（以下この章において単に「記録」という。）及び除染規則第二十一条の除染等電離放射線健康診断個人票（以下単に「除染等電離放射線健康診断個人票」という。）の保存に関する業務（以下この章において「記録保存業務」という。）を行うものとする者の申請により行う。

2 指定を受けた者とする者は、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
一 名称及び住所
二 記録保存業務を行うものとする事務所の名称及び所在地
三 記録保存業務を開始しようとする年月日
前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一 定款及び登記事項証明書
二 申請の日を含む事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表
三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

四 役員の氏名及び略歴を記載した書面
五 次条第一項各号の要件に適合していることを証するに足りる書類
（指定基準）

第百十一條 厚生労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前条の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

一 職員、設備、記録保存業務の実施の方法その他の事項が、記録保存業務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。
二 経理的及び技術的な基礎が、記録保存業務の適正かつ確実な実施に足るものであること。

2 厚生労働大臣は、前条の規定による申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。

一 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。
二 申請者が行う記録保存業務以外の業務により申請者が記録保存業務を公正に実施することができないおそれがあること。
三 申請者が法又は法に基づく命令の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。
四 申請者が第百八条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。
五 申請者の役員のうちに、第三号に該当する者があること。

（実施義務）

第百十二條 指定を受けた者（以下この章において「指定除染等業務記録保存機関」という。）は、事業者が、除染規則第六条第二項、第二十一条、第二十五条の五第二項、第二十五条の九、第二十七条第一項又は第二十八条第一項の規定により記録又は除染等電離放射線健康診断個人票（次項及び第百十九條において「記録等」という。）を引き渡そうとするときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、これに応じなければならない。

2 指定除染等業務記録保存機関は、前項の規定により事業者から引き渡された記録等について、当該事業者又は当該記録等に係る者から照会があつたときは、正当な理由がある場合を除き、当該照会に対して速やかに回答しなければならない。

（変更の届出）
第百十三條 指定除染等業務記録保存機関は、その名称若しくは住所又は記録保存業務を行う事務所の名称若しくは所在地を変更しようとするときは、次の事項を記載した届出書を厚生労働大臣に届け出なければならない。

一 変更後の指定除染等業務記録保存機関の名称若しくは住所又は記録保存業務を行う事務所の名称若しくは所在地
二 変更しようとする年月日
三 変更の理由
（業務規程）

第百十四條 指定除染等業務記録保存機関は、記録保存業務の開始前に、次の事項を記載した記録保存業務の実施に関する規程（次項において「記録保存業務規程」という。）を定め、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 記録保存業務の実施方法に関する事項
二 記録保存業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
三 前二号に掲げるもののほか、記録保存業務に關し必要な事項

2 指定除染等業務記録保存機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするときは、次の事項を記載した申請書に変更後の記録保存業務規程を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項
二 変更しようとする年月日
三 変更の理由
（事業報告書等の提出）

第百十五條 指定除染等業務記録保存機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

（勸告）

第百十六條 厚生労働大臣は、記録保存業務の適正かつ確実な実施のため必要があると認めるときは、指定除染等業務記録保存機関に対し、記録保存業務に關し必要な措置を採るべきことを勧告することができる。

（業務の休廃止）

第百十七條 指定除染等業務記録保存機関は、記録保存業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、その休止又は廃止の日の六月前までに、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に届け出なければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする記録保存業務の範囲
二 記録保存業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする年月日
三 記録保存業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間
四 記録保存業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする理由
（指定の取消し等）

第百十八條 厚生労働大臣は、指定除染等業務記録保存機関が第百十一条第二項第三号又は第五号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 厚生労働大臣は、指定除染等業務記録保存機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて記録保存業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第百十二条、第百十四条、第百十五条又は前条の規定に違反したとき。
二 第百十六条の規定による勧告があつたにもかかわらず、当該勧告に係る措置を講じていないと認められるとき。
三 第百二十一条第一項の条件に違反したとき。

（帳簿）

第百十九條 指定除染等業務記録保存機関は、除染規則第六条第二項、第二十一条、第二十五条の五第二項、第二十五条の九、第二十七条第一項又は第二十八条第一項の規定により事業者から記録等が引き渡されたときは、次の事項を記載した帳簿を備え、記録保存業務の廃止（指定の取消しを含む。）に至るまで保存しなければならない。

一 当該記録等を指定除染等業務記録保存機関に引き渡した者の氏名又は名称、住所及び連絡先
二 当該記録等が引き渡された年月日
三 当該記録等を保存する場所
（報告の徴収）

第百二十條 厚生労働大臣は、記録保存業務の適正かつ確実な実施のため必要があると認めるときは、指定除染等業務記録保存機関に対し、必要な事項を報告させることができる。

（指定の条件）
第百二十一条 指定には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

附則（平成一三年一月一六日厚生労働省令第二二二号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年一月二九日厚生労働省令第一七五号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十六年三月三十一日から施行する。

（酸素欠乏危険作業主任者技能講習及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習に関する経過措置）

第三条 施行日前に第十二条の規定による改正前の製造時等検査代行機関等に関する規則（以下「旧機関規則」という。）第二十号第十八号の第一種酸素欠乏危険作業主任者技能講習に係る指定

（様式に関する経過措置）
第十一条 この省令の施行の際現に提出され又は交付されているこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等は、この省令による改正後のそれぞれの省令に定める相当様式による申請書等とみなす。

第十二条 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改正をした上、使用することができる。

附則（平成一七年三月七日厚生労働省令第二五号）抄
（帳簿等に関する経過措置）

第四条 旧機関規則第一条の十、第十条、第十九条、第十九条の十一及び第二十四条の規定に基づき保存しなければならないとされている帳簿のうち、施行日前に記載された帳簿については、なお従前の例による。ただし、公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律（以下この条において「改正法」という。）附則第五条第二項の規定により改正法による改正後の労働安全衛生法第七十五条第三項の登録を受けているものとみなされる者により施行日前に記載された帳簿については、新機関規則第二十四条第一項及び第二十五条の規定を適用する。

第五条 旧機関規則第九条第一項に基づき提出しなければならないとされている報告書のうち、施行日前に行われた性能検査に係る報告書については、なお従前の例による。

第六条 旧機関規則第十九条の十第一項に基づき報告しなければならないとされている事項のうち、施行日前に行われた型式検定に係る事項については、なお従前の例による。

第七条 所轄都道府県労働局長は、施行日前に旧機関規則第二十五条の規定により指定教習機関から提出を受けた旧機関規則第二十四条の帳簿の写しを、新機関規則第二十四条第一項ただし書に規定する厚生労働大臣が指定する機関に引き継ぐものとする。

第八条 施行日前に業務を廃止した指定教習機関が行った技能講習を修了した者及び施行日前に都道府県労働局長が行った技能講習を修了した者に係る新安衛則第八十二条第三項の規定による当該技能講習を修了したことを証する書面の交付は、同項に規定する者の申込みに基づき、新機関規則第二十四条第一項ただし書に規定する厚生労働大臣が指定する機関が行うものとする。

（様式に関する経過措置）
第十一条 この省令の施行の際現に提出され又は交付されているこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等は、この省令による改正後のそれぞれの省令に定める相当様式による申請書等とみなす。

第十二条 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改正をした上、使用することができる。

附則（平成一七年三月七日厚生労働省令第二五号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附則（平成一八年一月五日厚生労働省令第一号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 及び二 略
三 附則第八条、第九条及び第十条第二項の規定 公布の日
（登録教習機関に関する経過措置）

第九条 第十四条の規定による改正後の登録製造時等検査機関等に関する規則（以下「新機関規則」という。）第二十条第五号、第十五号又は第十八号に掲げる区分について法第十四条の規定による登録を受けようとする者は、施行日前において、その申請を行うことができる。法第七十七条第三項において準用する法第四十八

条第一項の規定による業務規程の届出についても同様とする。

第十条 施行日の前日において次の表の上欄に掲げる講習に係る登録教習機関として登録を受けている者は、施行日において同表の中欄に掲げる講習に係る登録教習機関として登録を受けた者とみなす。この場合において、当該登録を受けた者とみなされる者に係る当該登録の有効期間は、令第二十三条の二の規定にかかわらず、同表の下欄に掲げる期間とする。

旧機関規則の登録の新機関規則の登有効期間区分		登録の区分
一 第十四条の規定による改正前の第十条第五号の登録製造時等検査地山の掘削及る講習に係る機関等に関する規止主止保登録教習機関（以下「旧機関工作止主止保登録教習機関」という。）第技能講習	新機関規則第二施行日における上欄に掲げ	登録の有効期間の残存期間のうちいずれか短い期間と同一の期間
二 旧機関規則第二施行日における上欄に掲げ	新機関規則第二施行日における上欄に掲げ	登録の有効期間の残存期間のうちいずれか短い期間と同一の期間
三 旧機関規則第二施行日における上欄に掲げ	新機関規則第二施行日における上欄に掲げ	登録の有効期間の残存期間のうちいずれか短い期間と同一の期間
四 旧機関規則第二施行日における上欄に掲げ	新機関規則第二施行日における上欄に掲げ	登録の有効期間の残存期間のうちいずれか短い期間と同一の期間

アルキル鉛等作業の特定化学物の講習に係る主任者技能講習質及び四アル登録教習機関（二の項に掲げるアル鉛等作業として受けたものを除く。）主任者技能講習登録の残存期間と同一の期間

2 施行日前に旧機関規則第二十条第五号の地山の掘削作業主任者技能講習に係る登録教習機関として登録を受けた者（前項の表の一の項の上欄に掲げる講習に係る登録教習機関として登録を受けた者を除く。）は、施行日の前日までに、当該者が改正法第一条の規定による改正後の労働安全衛生法（以下「新法」という。）別表第十八号第五号に掲げる地山の掘削及び止主止保工作作業主任者技能講習を行おうとする場所を管轄する都道府県労働局長に、新法別表第二十四号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に

（助教授の在職に関する経過措置）
第二条 この省令による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、この省令の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。
一から七まで 略
八 登録製造時等検査機関等に関する規則第三十号第一号及び別表

附則（平成二〇年一月二八日厚生労働省令第一六三号）抄

この省令は、一般社団法人及び一般財団に関する法律の施行の日（平成二十年十二月）から施行する。

附則（平成二十一年三月三〇日厚生労働省令第五五号）抄

則（平成二十一年三月三〇日厚生労働
令第五五号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十一年三月三十一日から施行する。

(經過措置)

第二条 この省令の施行の際現に次の表の上欄に掲げる講習を行っている者又は同欄に掲げる指定を受けている者は、この省令の施行の日の翌日から起算して六月を経過する日までの間は、同表の中欄に掲げる登録を受けている者とみなす。この場合において、同表の下欄に掲げる規定は適用しない。

平成二十一年厚生労働省第一号の規定による登録省
働省告示第百三十二号改正後の労働安全衛令第一
号（安全衛生推進者生規則（昭和四十七条の二
等の選任に関する基準労働省令第三十二の五第
準の一部を改正する号。以下「新安衛一項か
件）による改正前の則」という。）第百一第
安全衛生推進者等の二条の三第一項の登項まで
選任に関する基準録（労働安全衛生法及び第
（昭和六十三年労働省及びこれに基づく命一条の
告示第八十号。以下令に係る登録及び指二の七
「旧選任基準」とい定に関する省令（昭
う。）本則第四号の講和四十七年労働省令
習（安全衛生推進者第四十四号。以下
に係るものに限る。）「登録省令」という

（第一條の二第二項第一号の区分に係るものに限る。）

旧選任基準本則第四新安衛則第十二条の号の講習（衛生推進）第三一項の登録（登）者に係るものに限る	録省令第一条の二第二一項第二号の区分に係るものに限る。）	
--	-------------------------------------	--

平成二十一年厚生労働第七条の規定による登録省
働省告示第百二十九改正後の粉じん障害令第十
号（作業環境測定基防止規則（昭和五十九条の
準の一部を改正する四年労働省令第十八二十四
件）による改正前の号。以下「新粉じんの八

作業環境測定基準則」という。）第二 （昭和五十一年労働省十六条第三項の登録 告示第四十六号。以下「旧測定基準」と いう。）第二条第三項 第一号の指定	
--	--

平成二十一年厚生労働省告示第百二十四号（発破技士免許試験規程の一部を改正する件）による改正前の発破技士免許試験規程（昭和四十七年労働省告示第九十七号）第四条の発破

平成二十一年厚生労働省告示第百二十六号（ボイラー技士、及び圧力容器安全規則ボイラー溶接士及び（昭和四十七年労働

ボイラー整備士免許省令第三十三号。以
規程の一部を改正す下「新ボイラー則」
（る件）による改正前という。）第一百一条
のボイラー技士、ボ第三号ニの登録

イラー溶接士及びボ
イラー整備士免許規
程（昭和四十七年勞
働省告示第百十六号）。

以下「旧ボイラー規程」という。）第三条第二号のボイラー実

技講習	第五條の規定による 改正後の労働安全コ ンサルタント及び労 働安全コ
-----	---

働衛生コンサルタン働衛生コンサルタン
ト規則（昭和四十八ト規則（以下「新コ
年労働省令第三号。ンサルタント則」と
以下「旧コンサルタいう。」）第二条第七

「二条第七号の安全に
關する講習」

旧コンサルタント則	新コンサルタント則
第十一条第十号の衛	第十一条第十号の
生に関する講習	登録
平成二十一年厚生労働省告示第四百四十七号（昭和五十六年労に掲げる機械等に係	新安保則別表第九別表第七の上欄第十号

の二十	第一	項から	第三	項まで	第十
九条の	第二	十	三	四	五
令第十	六	七	八	九	十
登録省	十一	十二	十三	十四	十五
勸告示	十六	十七	十八	十九	二十
第五十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五
六号工	二十六	二十七	二十八	二十九	三十
事の項	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五
第一号	三十六	三十七	三十八	三十九	四十
口登	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五
録	四十六	四十七	四十八	四十九	五十
を廃止	五十一	五十二	五十三	五十四	五十五
する件	五十六	五十七	五十八	五十九	六十
()に	六十一	六十二	六十三	六十四	六十五
よ及び	六十六	六十七	六十八	六十九	七十
別表第	七十一	七十二	七十三	七十四	七十五
七の上	七十六	七十七	七十八	七十九	八十
欄	八十一	八十二	八十三	八十四	八十五
る廃止	八十六	八十七	八十八	八十九	九十
前の昭	九十一	九十二	九十三	九十四	九十五
和五十	九十六	九十七	九十八	九十九	一百
第十二	一百一	一百二	一百三	一百四	一百五
号に掲	一百六	一百七	一百八	一百九	二百
げる機	二百一	二百二	二百三	二百四	二百五
械等	二百六	二百七	二百八	二百九	三百
に係る	三百一	三百二	三百三	三百四	三百五
工事の	三百六	三百七	三百八	三百九	四百
項	四百一	四百二	四百三	四百四	四百五
第十六	四百六	四百七	四百八	四百九	五百
号(労働	五百一	五百二	五百三	五百四	五百五
安全衛	五百六	五百七	五百八	五百九	六百
生規則	六百一	六百二	六百三	六百四	六百五
別表第	六百六	六百七	六百八	六百九	七百
九資格	七百一	七百二	七百三	七百四	七百五
の欄の	七百六	七百七	七百八	七百九	八百
規定に	八百一	八百二	八百三	八百四	八百五
基づき	八百六	八百七	八百八	八百九	九百
厚生勞	九百一	九百二	九百三	九百四	九百五
働大臣	九百六	九百七	九百八	九百九	一千
が定め	一千一	一千二	一千三	一千四	一千五
る研修	一千六	一千七	一千八	一千九	二千
を定める	二千一	二千二	二千三	二千四	二千五
件以下	二千六	二千七	二千八	二千九	三千
「旧研	三千一	三千二	三千三	三千四	三千五
修告示	三千六	三千七	三千八	三千九	四千
」の一	四千一	四千二	四千三	四千四	四千五
の項	四千六	四千七	四千八	四千九	四千五

二	の二十	号の指定	旧研修告示第二条第 二号において準用す八十九条の二第一号
---	-----	------	---------------------------------

登録省 令第十 九条の 二十四	第三号の指定	に掲げる仕事及び第九十条第一号に掲げる仕事のうち建設の仕事（ダム建設の
--------------------------	--------	-------------------------------------

の三十
八第一
項から
第三項

仕事を除く。）の項
第一号ロ及び第八十
九条の二第二号から
第六号までに掲げる

仕事及び第九十条第一号から第五号までに掲げる仕事（同条第一号に掲げる仕事

第一号に掲げる仕事にあつてはダムの建設の仕事に、同条第二号、第二号の二及

登録省 令第二 十五条	ひ第三号に掲げる仕 事にあつては建設の 仕事に限る。）の項 第一号ハの登録
-------------------	--

の八第	第六條の規定による第六條の規定による
一項か	改正前の作業環境測定改正後の作業環境測定
第三	定法施行規則（昭和定法施行規則（以下
ら第三	十年労働省令第二「新作環境」という
項まで	

及び第十五条の十	第十号。以下「旧作環。」第十七条第二号則」という。）第十七の厚生労働大臣の三	登録
----------	--	----

立録省 第五 七条	3 この省令の施行の際現に次の表の上欄に掲げる研修を行っている者、同欄に掲げる指定を受けている者又は同欄に掲げる講習を行っている	旧作環則第十七条第 十六号の講習
	臣の登録	新作環則第十七条第 十六号の厚生労働大条の八

第一項 者は、同表の下欄に掲げる指定を受けている者とみなす。この場合において、登録省令第一条の二十九第一項中「産業医研修の業務の開始前」とあるのは「平成二十一年九月三十日まで」と、登録省令第一条の二十第一項中「毎事業年度」とあるのは「毎事業年度（平成二十一年三月三十一日の属する事業年度を除く。）」と、「指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後」とあるのは「平成二十一年三月三十一日の属する事業年度の翌事業年度にあつては、当該事業年度開始

後」と、登録省令第一条の二の三十四第一項中「産業医実習の業務の開始前」とあるのは「平成二十一年九月三十日まで」と、登録省令第一条の二の三十五第一項中「専任業務に従事する」とある

衆の三十五第一項中「毎事業年度」とあるのは「毎事業年度（平成二十一年三月三十一日の属する事業年度を除く。）」と、「指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を

受けた後」とあるのは「平成二十一年三月三十一日の属する事業年度の翌事業年度にあつては、当該事業年度開始後」と、登録省令第二十五条の二十三第一項中「筆記試験免除講習の業

務の開始前」とあるのは「平成二十一年九月三十日まで」と、登録省令第二十五条の二十四第三項中「毎事業年度」とあるのは「毎事業年度（平成二十一年三月三十一日の属する事業年度

を除く。）」と、「指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後」とあるのは「平成二十一年三月三十一日の属する事業年度の翌事業年度にあつては、当該事業年度開

始後」と、登録省令第七十二条第一項中「労働災害防止業務従事者講習の業務の開始前」とあるのは「平成二十一年九月三十日まで」と、登録省令第七十三条第一項中「毎事業年度」とあ

るのは「毎事業年度（平成二十一年三月三十一日の属する事業年度を除く。）」と、「指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後」とあるのは「平成二十一年三月三

十一日の属する事業年度の翌事業年度にあつては、当該事業年度開始後」と、登録省令第八十六條第一項中「就業制限業務従事者講習の業務

の開始前」とあるのは「平成二十一年九月三十日まで」と、登録省令第八十七条第一項中「毎事業年度」とあるのは「毎事業年度（平成二十一年三月三十一日の属する事業年度を除く。）」と、「指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後」とあるのは「平成二十一年三月三十一日の属する事業年度の翌事業年度にあつては、当該事業年度開始後」と読み替えるものとする。

第一条の規定による改正前の労働安全衛生規則（以下「旧労働安全衛生規則」という。）第十四条第二項第一号の厚生労働大臣が定める研修

旧労働安全衛生規則第十四条第二項第二号の新労働安全衛生規則第十四条第二項第二号の指定

旧コンサルタント則第十三条第三号の新コンサルタント則第十三条第三号の指定

旧コンサルタント則第十三条第三号の新コンサルタント則第十三条第三号の指定

平成二十一年厚生労働省告示第百二十八号（労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規程の一部を改正する件）による改正前の労働安全コンサルタント規程（昭和四十八年労働省告示第三十七号。以下「旧コンサルタント規程」という。）第四条の表前条第三号又は第四号に掲げる者の項の講習

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号。以下「法」という。）第九十九条の二第二項の指定（平成二十一年厚生労働省告示第百五十号（労働災害防止業務従事者労働災害再発防止講習規程を廃止する件）による廃止前の労働災害防止業務従事者労働災害再発防止講習規程（平成四年労働省告示第八十号。以下「旧労働災害再発防止講習規程」という。）第一条に規定する者）に対するものに限る。

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号。以下「法」という。）第九十九条の二第二項の指定（平成二十一年厚生労働省告示第百五十号（労働災害防止業務従事者労働災害再発防止講習規程を廃止する件）による廃止前の労働災害防止業務従事者労働災害再発防止講習規程（平成四年労働省告示第八十号。以下「旧労働災害再発防止講習規程」という。）第一条に規定する者）に対するものに限る。

する同項の講習に係るものに限る。

法第九十九条の二第二項の指定（労働災害防止業務従事者労働災害再発防止講習規程第二条に（登録省令第六号）に規定する者に対する同項の講習に係るものに限る。）

法第九十九条の二第二項の指定（労働災害防止業務従事者労働災害再発防止講習規程第三条に（登録省令第六号）に規定する者に対する同項の講習に係るものに限る。）

法第九十九条の二第二項の指定（労働災害防止業務従事者労働災害再発防止講習規程第三条に（登録省令第六号）に規定する者に対する同項の講習に係るものに限る。）

法第九十九条の二第二項の指定（労働災害防止業務従事者労働災害再発防止講習規程第三条に（登録省令第六号）に規定する者に対する同項の講習に係るものに限る。）

法第九十九条の二第二項の指定（労働災害防止業務従事者労働災害再発防止講習規程第三条に（登録省令第六号）に規定する者に対する同項の講習に係るものに限る。）

法第九十九条の二第二項の指定（労働災害防止業務従事者労働災害再発防止講習規程第三条に（登録省令第六号）に規定する者に対する同項の講習に係るものに限る。）

法第九十九条の二第二項の指定（労働災害防止業務従事者労働災害再発防止講習規程第三条に（登録省令第六号）に規定する者に対する同項の講習に係るものに限る。）

法第九十九条の二第二項の指定（労働災害防止業務従事者労働災害再発防止講習規程第三条に（登録省令第六号）に規定する者に対する同項の講習に係るものに限る。）

廃止前の車両系建設機械運転業務従事者労働災害再発防止講習規程（平成四年労働省告示第八十二号）本則に規定する者に対する同項の講習に係るものに限る。

法第九十九条の三第一項の指定（平成二十一年厚生労働省告示第三号）に規定する者に対する同項の講習に係るものに限る。

法第九十九条の三第一項の指定（平成二十一年厚生労働省告示第三号）に規定する者に対する同項の講習に係るものに限る。

法第九十九条の三第一項の指定（平成二十一年厚生労働省告示第三号）に規定する者に対する同項の講習に係るものに限る。

法第九十九条の三第一項の指定（平成二十一年厚生労働省告示第三号）に規定する者に対する同項の講習に係るものに限る。

法第九十九条の三第一項の指定（平成二十一年厚生労働省告示第三号）に規定する者に対する同項の講習に係るものに限る。

法第九十九条の三第一項の指定（平成二十一年厚生労働省告示第三号）に規定する者に対する同項の講習に係るものに限る。

法第九十九条の三第一項の指定（平成二十一年厚生労働省告示第三号）に規定する者に対する同項の講習に係るものに限る。

法第九十九条の三第一項の指定（平成二十一年厚生労働省告示第三号）に規定する者に対する同項の講習に係るものに限る。

旧コンサルタント則第十一条第十号の衛生に関する講習

旧コンサルタント則第十一条第十号の衛生に関する講習

旧コンサルタント則第十一条第十号の衛生に関する講習

旧コンサルタント則第十一条第十号の衛生に関する講習

旧コンサルタント則第十一条第十号の衛生に関する講習

旧コンサルタント則第十一条第十号の衛生に関する講習

旧コンサルタント則第十一条第十号の衛生に関する講習

旧コンサルタント則第十一条第十号の衛生に関する講習

旧コンサルタント則第十一条第十号の衛生に関する講習

旧コンサルタント則第十一条第十号の衛生に関する講習

旧コンサルタント則第十一条第十号の衛生に関する講習

旧コンサルタント則第十一条第十号の衛生に関する講習

旧コンサルタント則第十一条第十号の衛生に関する講習

(施行期日)

施行する。
(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に次の表の上欄に

掲げる指定を受けている者は、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、同表の下欄に掲げる登録を受けている者とみなす。この場合において、この省令による改正後の労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（以下「新登録省令」という。）第十九条の二十四の二の五第一項から第三項まで及び第十九条の二十四の二の七の規定は適用しない。

(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十四年七月九日から施行する。

附 則（平成二五年一月九日厚生労働省令第三号）
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)
第二条 この省令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二六年一月二八日厚生労働省令第一三二号） 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、労働安全衛生法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二六年十二月一日）から施行する。

附 則（平成二七年四月一五日厚生労働省令第九四号） 抄
(施行期日)
1 この省令は、平成二七年六月一日から施行する。

附 則（平成二七年八月三一日厚生労働省令第一三四号） 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年六月三〇日厚生労働省令第一二二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年九月二〇日厚生労働省令第一四九号）
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二九年四月一日から施行する。ただし、第一条中ボイラー及び圧力容器安全規則第二百二条、第二百三条及び第二百一一条の改正規定並びに第二条中労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第二十一条の改正規定並びに次条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)
第二条 第二条の規定による改正後の労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（以下「新登録省令」という。）
第一条の二の四十四の二第一項の登録を受けよ

うとする者は、この省令の施行前においても、同条第二項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 新登録省令第一条の十二第一項の指定を受けようとする者は、この省令の施行前においても、同条第二項の規定の例により、その申請を行うことができる。

(経過措置)

第三条 この省令の施行の際現に提出されている第二条の規定による改正前の労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（次項において「旧登録省令」という。）に定める様式による申請書は、新登録省令に定める相当様式による申請書とみなす。

2 この省令の施行の際現に存する旧登録省令に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

附 則（平成二十九年三月一〇日厚生労働省令第一六〇号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

(様式に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に提出され又は交付されているこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等は、この省令による改正後のそれぞれの省令に定める相当様式による申請書等とみなす。

第三条 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

附 則（平成三〇年二月一六日厚生労働省令第一五〇号）抄

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和元年五月七日厚生労働省令第一〇号）抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、合理的に必要なと認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和元年六月二八日厚生労働省令第二〇号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

(様式に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和元年九月一三日厚生労働省令第四六〇号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。

附 則（令和二年二月二五日厚生労働省令第二〇八号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和五年三月二七日厚生労働省令第二九号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和五年十月一日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(型式検定機関の登録の申請に関する経過措置)

第三条 この省令の施行の際現に第七条の規定による改正前の労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（次項に

において「旧登録省令」という。）第一条の十二第一項の表検定規則第六条第二項の指定の項の中欄に規定する令第十四条の二十三号に規定する電動ファン付き呼吸用保護具の区分について機械等検定規則第六条第二項の指定を受けている者は、この省令の施行の際に第七条の規定による改正後の労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（以下「新登録省令」という。）第一条の十二第一項の表検定規則第六条第二項の指定の項の中欄に規定する令第十四条の二十三号に規定する防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の区分について機械等検定規則第六条第二項の指定を受けたものとみなす。

2 この省令の施行の際現に旧登録省令第十九条の三第十三号に規定する区分について登録型式検定機関の登録を受けたものとする。

第四条 新登録省令第一条の十二第一項の表検定規則第六条第二項の指定の項の中欄に規定する令第十四条の第二十四号に規定する防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の区分について機械等検定規則第六条第二項の指定を受けたようとする者は、この省令の施行前においても、新登録省令第一条の十二第二項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 新登録省令第十九条の三第十四号に規定する区分について登録型式検定機関の登録を受けたようとする者は、この省令の施行前においても、新登録省令第十九条の四の規定の例により、その申請を行うことができる。

附 則（令和五年四月三日厚生労働省令第六六号）抄

この省令は、令和六年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

1 この省令は、令和六年一月一日から施行する。

(登録教習機関に関する経過措置)

2 第四条の規定による改正後の労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（以下「新登録省令」という。）第二十条第十五号の二に掲げる区分について、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十四条の登録（次項において単に「登録」という。）を受けようとする者は、この省令の施行

の日前においても、その申請を行うことができる。同法第七十七条第三項において準用する同法第四十八条第一項の規定による業務規程の届出についても同様とする。

3 この省令の施行の日前において第四条の規定による改正前の労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（以下「旧登録省令」という。）第二十条第十五号の区分に係る登録教習機関として登録を受けている者は、この省令の施行の日において新登録省令第二十条第十五号の区分に係る登録教習機関として登録を受けた者とみなす。この場合において、当該登録を受けた者とみなされる者に係る当該登録の有効期間は、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第二十三条の二の規定にかかわらず、この省令の施行の日における旧登録省令第二十条第十五号の区分に係る登録教習機関として受けた登録の残存期間と同一の期間とする。

附 則（令和五年二月二六日厚生労働省令第一六四号）抄

この省令は、令和六年三月三十一日から施行する。

附 則（令和六年三月一八日厚生労働省令第四四号）抄

第一条 この省令は、令和八年十月一日から施行する。ただし、附則第三条及び第四条の規定は、令和六年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に提出されている第五条の規定による改正前の労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（以下「旧規則」という。）様式第一号による登録機関登録申請書、旧規則様式第一号の二による実施計画届出書、旧規則様式第一号の三による実施計画変更届出書、旧規則様式第一号の四による実施結果報告書、旧規則様式第一号の五による登録機関登録事項変更届出書、旧規則様式第二号による業務規程届出書、旧規則様式第三号による業務規程変更届出書及び旧規則様式第四号による業務休廃止届出書は、同条の規定による改正後の労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（以下「新規則」という。）様式第一号による登録機関登録申請書、新規則様式第一号の二による実施計画届出書、新規則様式第一号の三

三条 新規則第一条の二の四十四の十七第一項の登録を受けようとする者は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、同条の規定の例により、その申請を行うことができる。

都道府県労働局長は、前項の規定により登録の申請があつた場合には、施行日前において、新規則第一条の二の四十四の十八及び第一条の二の四十四の十九の規定の例により、その登録をすることができる。この場合において、当該登録は、施行日以後は、新規則第一条の二の四十四の十九の登録とみなす。

前項の登録を受けた者は、施行日前においても、新規則第一条の二の四十四の二十一第二項、第三項及び第五項、第一条の二の四十四の二十二から第一条の二の四十四の二十四まで並びに第一条の二の四十四の二十五第一項の規定の例により、個人ばく露測定講習の実施に関する計画を届け出ることその他の個人ばく露測定講習を実施するに当たつて必要な行為（以下この項において「届出等」という。）をすることができ、この場合において当該届出等は、施行日以後は、それぞれ新規則第一条の二の四十四の二十一第二項、第三項及び第五項、第一条の二の四十四の二十二から第一条の二の四十四の二十四まで並びに第一条の二の四十四の二十五第一項の規定による届出等とみなす。

都道府県労働局長は、施行日前においても、新規制第一条の二の四十四の二十六から第一条

の二の四十四の二十八まで及び第一条の二の四十四の三十から第一条の二の四十四の三十二までの規定の例により、第二項の登録を受けた者に対し、その登録の要件に適合するため必要な措置を採るべきことを命ずることその他の必要な行為（以下この項において「命令等」という。）をすることができる。この場合において、当該命令等は、施行日以後は、それぞれ新規則第一条の二の四十四の二十六から第一条の二の四十四の二十八まで及び第一条の二の四十四の三十から第一条の二の四十四の三十二までの規定による命令等とみなす。

四 条 個人ばく露測定講習を受けようとする者その他の利害関係人は、施行日前においても、新規則第一条の二の四十四の二十五第二項の規定の例により、同条第一項に規定する財務諸表等に係る請求を行うことができる。

前条第二項の登録を受けた者は、施行日前においても、新規則第一条の二の四十四の二十一第一項の規定の例により、個人ばく露測定講習を実施することができる。

により個人ばく露測定講習を実施した場合に
は、施行日以前においても、新規則第一条の二の
四十四の二十一第四項の規定の例により、修了
証の交付を行うことができる。この場合におい
て、当該修了証の交付は、施行日以後は、新規
則第一条の二の四十四の二十一第四項の規定に
よる修了証の交付とみなす。

前条第二項の登録を受けた者は、第二項の規定により個人ばく露測定講習を実施した場合には、施行日前においても、新規則第一条の二の四十四の二十九の規定の例により、帳簿の保存及び引渡しを行うことができる。

表（第十九条の二十九関係）

第一種衛生管理者免許	学校教育法による大
験、第二種衛生管理	学において厚生労働大臣
業主免許試験、高圧室内	の定める科目を担当する
主任者免許試験、	教授又は准教授の職にあ
級ボイラー技術免許	り、又はあつた者
験、エックス線作業	二 学校教育法による大
主任者免許試験、ガン	学又は高等専門学校にお
線透過写真撮影作業	いて理科系統の正規の課
主任者免許試験及び潜	程を修めて卒業した者で、
士免許試験	その後十年以上した、地方
	公共団体、一般社団法人

又は一般財団法人その他

[illegible]

様式第1号の2（第1条の2の2の4、第1条の2の5、第1条の2の44の21、第19条の2

登 録 番 号	20140017 2014 年度 1 次 考
提出者の氏名又は名称	

第 1 章 第 1 节 第 1 页

第 10 条

様式第1号の3（第1条の2の4、第1条の2の5、第1条の2の4の21、第19条の2

24の36、第25条の8、第57条関係)

无脂肪肉瘤发生部位	
部	号
位	号

年 月 日
提出者
厚生労働大臣 熊 谷 元 一

設計制作は京都府の修験部にあっては厚生労働大臣に、修験衛生工学衛生管理者講習機関、修験安全衛生推進者講習養成講習機関、修験救急士（救急士講習機関）、修験救急士（救急士講習機関）の4つに、

- 、4 の 2
② ③ ④

() 我國結算報告書 3 の 1

年 月 日

備考

1 表題には、「衛生工学衛生管理者講習」、「安全衛生推進者養成講習」、「個人ばく

- 第 19 页

の様式第4号の2（第1条の2の44の2、第1
の3、第3条、第12条、第19条の4関係）

様式第4号の4（第1条の2の44の6関係）

様式第4号の5（第1条の2の44の6関係）

様式第4号の5（第1条の2の44の6関係）

適合性証明実施結果報告書

登 録 番 号	登 録 年 月 日	年 月 日
報告者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名		
報告者の住所		電話（ ）
報告対象期間		年 月 日 から 年 月 日まで
適合性証明を実施した適合自動制御装置の登録		
別添一覧表のとおり。		
年 月 日		

報告者

厚生労働大臣 殿

備考

適合性証明を実施した適合自動制御装置の登録に係る別添一覧表には、適合性証明を実施した適合自動制御装置の製造者の氏名又は名称、品名、型式、用途及び仕様、証明番号並びに証明年月日を記入すること。

様式第5号（第1条の2の44の11、第1条の20、第8条、第17条、第19条の9関係）

様式第5号（第1条の2の44の11、第1条の20、第8条、第17条、第19条の9関係）

（ ） 報告者

1	登 録 番 号	
2	報告者の氏名又は名称	
3	報告者の住所	電話（ ）
4	報告期間	
5	適合性証明・適合性証明検査・検査員・検査機関の名称、所在地及び住所	
6	適合性証明・適合性証明検査・検査員・検査機関の名称、所在地及び住所	
7	適合性証明・適合性証明検査・検査員・検査機関の名称、所在地及び住所	
8	適合性証明・適合性証明検査・検査員・検査機関の名称、所在地及び住所	
9	適合性証明・適合性証明検査・検査員・検査機関の名称、所在地及び住所	

厚生労働大臣 殿

報告者

- 備考
- 1 次欄中「適合性証明員」、「検査員」、「証明書作成員」及び「検定員」のうち、該当する文字を記入すること。
 - 2 本申請書には、適合性証明員、検査員、証明書作成員又は検定員の設置を記載した事項を添付すること。
 - 3 4及び5の欄中（ ）内は、該当しない文字を省略すること。

様式第6号（第1条の2の44の11、第1条の20、第8条、第17条、第19条の9関係）

様式第6号（第1条の2の44の11、第1条の20、第8条、第17条、第19条の9関係）

（ ） 報告者

1	登 録 番 号	
2	報告者の氏名又は名称	
3	報告者の住所	電話（ ）
4	報告期間	
5	適合性証明・適合性証明検査・検査員・検査機関の名称、所在地及び住所	
6	適合性証明・適合性証明検査・検査員・検査機関の名称、所在地及び住所	
7	適合性証明・適合性証明検査・検査員・検査機関の名称、所在地及び住所	
8	適合性証明・適合性証明検査・検査員・検査機関の名称、所在地及び住所	
9	適合性証明・適合性証明検査・検査員・検査機関の名称、所在地及び住所	

厚生労働大臣 殿

報告者

- 備考
- 1 次欄中「適合性証明員」、「検査員」、「証明書作成員」及び「検定員」のうち、該当する文字を記入すること。
 - 2 4及び5の欄中（ ）内は、該当しない文字を省略すること。

様式第6号の2（第1条の8の5関係）

様式第6号の2（第1条の8の5関係）

1	登 録 番 号	
2	報告者の氏名又は名称	
3	報告者の住所	電話（ ）
4	報告期間	
5	適合性証明・適合性証明検査・検査員・検査機関の名称、所在地及び住所	
6	適合性証明・適合性証明検査・検査員・検査機関の名称、所在地及び住所	
7	適合性証明・適合性証明検査・検査員・検査機関の名称、所在地及び住所	
8	適合性証明・適合性証明検査・検査員・検査機関の名称、所在地及び住所	
9	適合性証明・適合性証明検査・検査員・検査機関の名称、所在地及び住所	

厚生労働大臣 殿

報告者

- 備考
- 1 2の欄には、第1条の2の44の11による区分を記入すること。
 - 2 3の欄中（ ）内は、該当しない文字を省略すること。
 - 3 4の欄には、報告者の住所、所在地及び住所を記入すること。
 - 4 5の欄には、報告者の住所、所在地及び住所を記入すること。
 - 5 6の欄には、報告者の住所、所在地及び住所を記入すること。
 - 6 7の欄には、報告者の住所、所在地及び住所を記入すること。
 - 7 8の欄には、報告者の住所、所在地及び住所を記入すること。
 - 8 9の欄には、報告者の住所、所在地及び住所を記入すること。
 - 9 10の欄には、報告者の住所、所在地及び住所を記入すること。

様式第6号の3（第1条の15関係）

証明書作成実施結果報告書

指 定 番 号	指 定 年 月 日	年 月 日
報告者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名		
報 告 者 の 住 所		電 話（ ）
報 告 対 象 期 間		年 月 日 から 年 月 日まで
基準等適合証明書を作成した機械等の詳細		
年 月 日		

報告者

厚生労働大臣殿

備考

基準等適合証明書を作成した機械等の詳細に係る別添一覧表には、基準等適合証明書を作成した機械等の区分、型式、性能、証明書番号及び証明年月日を記入すること。

様式第7号（第9条関係）

労働基準監督署長 宛

1	姓 名	労働者の氏名		
2	職 名	労働者の氏名		
3	所 在 地	所在地番号	番	号
4	所 在 地	番	号	
5	労働時間	労働時間		
6	労働時間	労働時間		
7	備考	年 月 日		

労働基準監督署長 宛

備考

- 1 労働時間は、労働時間による区分を記入すること。
- 2 30分（短縮）の欄には、ボーラーにあっては最高機出力及び回転数、第一種圧力容器にあっては最高使用圧力及び内容積、タービン等についてはより上げ有量又は積算重量を記入すること。
- 3 40分（短縮）は、労働時間の結果定めた労働時間数を記入すること。
- 4 30分（短縮）は、労働時間の結果定めた労働時間数を記入すること。

様式第7号の2（第19条の14関係）

労働基準監督署長 宛

1	氏 名	労働者の氏名		
2	職 名	労働者の氏名		
3	所 在 地	所在地番号	番	号
4	所 在 地	番	号	
5	労働時間	労働時間		
6	労働時間	労働時間		
7	備考	年 月 日		

労働基準監督署長 宛

備考

- 1 労働時間の所在地を管轄する労働時間労働時間数に記入すること。ただし、労働時間は以上の労働時間労働時間数に記入すること。厚生労働大臣に提出すること。
- 2 労働時間及び労働時間数に記入した労働時間数を労働時間数に提出すること。
- 3 労働時間の提出を行う場合には、労働時間数も提出すること。

様式第7号の3（第十九条の十六関係）

1	氏 名	労働者の氏名		
2	職 名	労働者の氏名		
3	所 在 地	所在地番号	番	号
4	所 在 地	番	号	
5	労働時間	労働時間		
6	労働時間	労働時間		
7	備考	年 月 日		

厚生労働大臣 殿
都道府県労働局長 殿

備考

氏名若しくは名称又は住所の変更の場合には、登録証及び書換えの理由を証する書面を添付すること。第9条の13第2号に掲げる事項(法人の代表者の氏名)の変更の場合には、変更事項を証する書面を添付すること。

- 「再交付を受けようとする理由」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。
- 登録証の損失による再交付の申請の場合には、登録証を添付すること。
- 登録証の滅失による再交付の申請の場合には、その事実を記載した書面を添付すること。

- 1 「機械等の種類」の欄には、特定自主検査を行うことができる機械等の種類を記入すること。
- 2 「特定自主検査を実施する者の数」の欄には、労働安全衛生法第54条の4の厚生労働省令で定める資格を有する者の4月1日現在の数を記入すること。
- 3 「特定自主検査を行った機械等の数」の欄には、前年の4月1日から本年の3月31日までの間に特定自主検査を行った機械等の数を記入すること。

厚生労働大臣
都道府県労働局長 殿

備考

1 「承継の理由」、「特定自主検査を行うことのできる機械等の種類」及び「被承継者に関する登録証の印付の有無」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。

2 承継の理由を記する書面を印付すること。

様式第7号の5（第19条の18関係）

様式第7号の6（第19条の21関係）

様式第7号の7（第19条の23関係）

様式第11号（第84条関係）